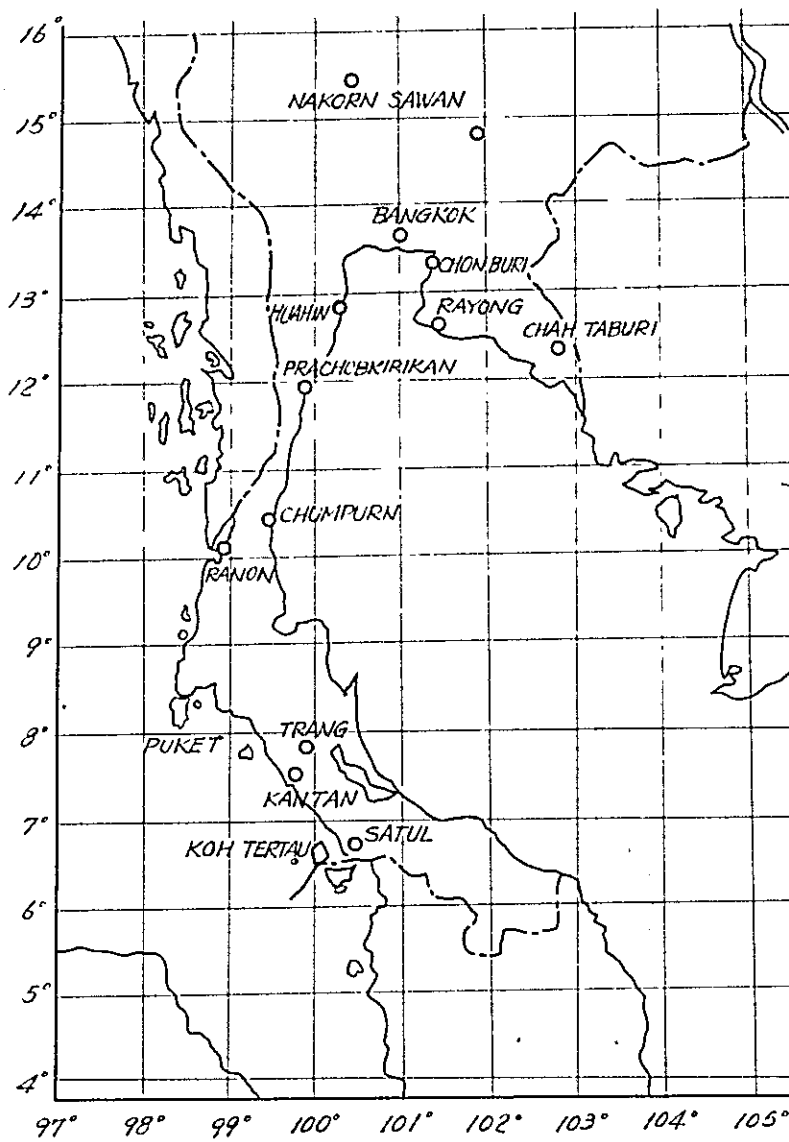


タイ国インド洋岸白蝶貝資源  
開発調査報告書

1963年3月

海外技術協力事業刊

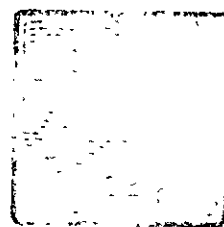
国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 22	122
登録No. 01217	89.6
	KE



JICA LIBRARY



1042116[2]



調査統計課

## Ⅱ 緒 言

### (1) 調査の目的

タイ国印度洋沿岸は、オーストラリア、ビルマ、インドネシア沿岸等と共に、白蝶貝の棲息地として知られているが、噂程度であり、資料もなくまして実際の採貝による基礎的調査は行われたことがないので確実なことは判明していない。この調査はタイ国政府の要請に基いて、タイ国水産局の行う白蝶貝の資源調査を援助せんとするものである。

### (2) 経 緯

タイ国経済技術委員会（国家経済開発庁に属し同国の海外よりの技術経済援助に関する事項を所轄する最高機関である。）は、かねてインド洋沿岸の水産資源調査について技術援助方の要請をわが国に対し行い、わが方として之を検討していた次第であるが、1962年8月来日したタイ国水産局々長Prida は、外務省甲斐経済協力局長に会見を申入れ、水産資源調査に関し差当り本年度は、白蝶貝の資源状況調査を特に希望する旨申入れがあり、タイ側として出来る限り協力するため必要な予算措置を購じ調査船を提供する用意ある旨表明した。

わが国真珠業界は、既にオーストラリア、ビルマにおいて真珠養殖事業に進出しており、水産庁は国内真珠養殖事業と海外真珠養殖事業との調整をとるため、海外真珠養殖事業に対し、技術の非公開、販売権の確保、生産数量の調整を基本方針として企業進出を許可して来た。

タイ国政府は、1962年12月4日、農業省告示により白蝶貝の採取を禁止したが、これは、養殖事業として取り上げる以前に、白蝶貝の資源調査を行い、その結果に基づいて資源が維持出来る年間採貝数量を決定、白蝶貝の採取に対し許可制度を制定しようとするものである。この様な方向は、わが国としても、最近の無秩序なる企業進出の兆しに鑑み歓迎すべきと考えられるので、タイ国政府の調査を援助し、日タイ両国の交友関係の増進に寄与すると共に、タイ国漁業制度の調査を行い、わが国政府の今後の指針とした考えである。

### (3) 調査方針

わが国より専門調査員及びダイバー等を派遣し、タイ国政府の提供する調査船を使用して二潮にわたり（一潮に10日潜水し、5日休む。）同国印度洋水域における白蝶貝を採取し、その分布状況、年齢組成、品質、資源量等に関する資料を得ると共に、漁業制度に

関する調査をも併せて行う。

(4) 調査項目

下記項目の調査を行う。

- ① 白蝶貝資源に関する既存資料の収集，検討
- ② 気象条件，海況の調査
- ③ 魚群探知器による海底条件，底質の観測
- ④ 潜水による海底条件観測，底質調査
- ⑤ 潜水による採貝，採取した貝の数値測定，生物観定による資源量の推定。
- ⑥ 漁業制度に関する調査

(5) 調査団

この調査のため編成された団員は次のとおりである。

日 本 側

資格	調査担当	名	所 属
団 長		横 山	水産庁漁政部漁業調整課農林技官
団 員	白蝶貝資源調査	大 池 弘	真珠貝採取株式会社
"	調査船巡航並びに機器取付技術者	山 本 伝 一	
"	ダイブアー	泉 富 男	元真珠貝採取株式会社
"	テ ン ダ ー	道 脇 芳 孝	
"	"	水 端 千 春	

タ イ 側

資格	調査担当	氏 名	所 属
団 長		Thuanthai Bamrajariubai	水産局海洋課長
団 員	白蝶貝資源調査	Pisal Katanyuwong	水産局海洋課 技 官
"	白蝶貝資源調査 白蝶貝生物観定	Pairoj Brohinalonda	"

(6) 調査日程

調査日程は次のとおりである。

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
1963	2	9	土	横山団長，山本団員 18.45 P.A.Aにて羽田発。 調査器材（無線電話電源部，薬品，海図）をし，U.A.A.にて別送する。	Bangkok 泊
		10	日	01.00 Bangkok 空港着 02.00 Fuji Hotel 着	
		11	月	09.00 日本大使館訪問，島津大使，有田参事館，永田書記官に挨拶。 永田書記官と打合わせ。 タイ側で，本調査に関しメモランダム <sup>1</sup> の交換を希望しているが前例がないので，内容検討のうえ受諾する。船便で送ったコンプレツサー等の調査器材の輸送費，保管料について大使館が立替え払いをしてあるが，調査団として仕払うこと。 13.00 国家経済開発庁にて会議 出席者 永田書記官，横山団長 Dr.タラン（国家経済開発庁） サンサニー（タイ経済技術委員会） ブリダ，トアンタイ（水産局） 打合わせ事項 調査に関しメモランダム <sup>1</sup> を交換する。署名は，大使と国家経済開発庁長官とする。こ	

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
				れによりタイ側の予算が決定するので、正式署名までの機装を延期したい旨の申入れがあつたが之を拒否し立替え払いでも機装の即時スタートをタイ側に了解させる。またメモランダムにより調査器材は寄贈することとなつた。	
		12	火	<p>09.00 水産局で打合せ</p> <p>出席者 横山団長 ブリダ局長，トアンタイ課長，サナン課長</p> <p>打合わせ事項</p> <p>調査船船付場の選定，登録，外航手続き，ラノン，ブケ，サトール各県への連絡事項 クロノメーター，セクスタントを第二隊に持参させること。</p> <p>調査船への発着機据付けについて</p> <p>15.00 魚市場へ調査船の到着を待つ。 夜まで待機するも到着せず。</p>	
		13	水	<p>09.00 水産局で打合わせ。</p> <p>出席者 横山団長，ブリダ局長，トアンダイ課長，サナン課長，パイロット</p> <p>打合せ事項</p> <p>調査地点の検討 食糧，燃料，炊事道具，寝具，かやの日，タイ分担。炊事場の設置。</p> <p>13.00 Bangkok dock に調査船到着。 明日より機装開始。</p> <p>19.00 大使館の歓迎パーティーに出席。</p>	

日		付		摘	要	備	考
年	月	日	曜				
		14	木	0 9.00	大使館にトラックを廻し, コンプレッサーを船に積み込む。		
				1 3.00	調査船をハリンドックへ廻港。 ブリダ局長, サナン課長, トアンタイ 課長来船。		
		15	金	0 9.00	水産局で打合わせ。 出席者 横山団長, ブリダ局長, トアンタイ 課長, サナン課長		
					海外真珠事業者協会 菅原オブザーバー調査参加の件。		
				1 3.00	トアンタイ 課長と空港へ別送荷物を受取りに行く。宛名が大使館気付横山宛となつていたため受取れない。明日及明後日は休みのため, 18日(月)に再び空港へ行くことにする。 山本団員は0 9.00からハリンドックにし, コンプレッサーの据付けを行う。		
		16	土	0 9.00	ハリンドックへ船の積そう監督, コンプレッサー据付に行く。 サナン 課長来船。		
				1 3.00	再びハリンドックへ船の積そうの監督コンプレッサー据付に行く。		
		17	日	0 9.00	ハリンドックへ船の積そう監督及びコンプレッサーの据付けに		



日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
		18	月	<p>0 9 0 0 行く。サナン 課長来船。 船の艤装大部進捗する。</p> <p>0 9 3 0 大使館へ行き菅原オブザーバーの件につき打合わせ。</p> <p>1 3 0 0 水産局へ行き，トアンタイ課長と空港に行き，別送調査器材受領，調査船へ運搬。</p> <p>0 9 0 0 トラックを大使館へ廻し魚群探知器を調査船へ運搬。</p> <p>0 9 0 0 山本団員は船の艤装監督，コンプレッサーの据付けを行う。調査船のスクリュウの具合悪くなり，船を上架する。</p>	
		19	火	<p>0 8 0 0 ハリンドックへ船の艤装監督。サナン 課長来船。調査船の出港に付き打合わせ。21日を予定する。</p> <p>1 3 0 0 タイローカル線コンファームに行く。飛行場修理の為当分不達とのこと。運賃の払戻しを交渉せるも不能。</p> <p>1 7 0 0 大使館永田書記官より電話あり。持参した海図は，調査区域のものであるが，過日，依頼した海図には更にシンガポール廻航用の海図も含まれている旨，タイ側より要求あつたとのこと。</p>	

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
		20	水	<p>0 9.0 0 水産局にて打合せ。</p> <p>出席者 横山団長，ブリダ局長， トロンタイ</p> <p>タイ側要求の海図について第二隊に持参させること。</p> <p>パスポートのビザ期間延長手続きについて日本隊員のかや，ふとんについては日本側で購入する。</p> <p>第二隊の日本出発は26日とし，ブケ到着は2日为目标とする。バンコックより陸路でゆくこととし，水産局チャヨットが案内する。</p> <p>1 3.0 0 ハリンドックへ。</p> <p>コンプレッサー故障のため，修理を行う。調査船のプロペラー修理完了し，上架台より降す。</p> <p>1 6.0 0 大使館より残りの調査器材を依頼し富士ホテルへ廻送。</p>	
		21	木	<p>0 9.0 0 魚市場へ行き，船の機装監督を行う。</p> <p>1 4.0 0 トラックにてふとん，蚊帳， 米，しょう油，樽積込。</p> <p>大池団員に電報連絡，出発日（26日）と寄与すべき品物について指示。</p>	
		22	金	<p>0 9.0 0 魚市場へ船の機装監督に行く。</p> <p>1 3.4 5 調査船出発。トロンタイ隊団長に銭別を贈る。日本側団員の携帯品用船員バツクを発注。</p>	

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
		23	土	0 9.3 0	かやは各自持参することとし、 船よりホテルへ持ち帰る。 第二隊26日発の電信受領。 大池 団員より電信受領。永田書 記官より電話、ビザ延期の件。
		24	日	整 理	
		25	月	0 9.0 0	水産局へ プリダ局長、サナン 課長 調査団は3月1日プケへ出発のこと。 調査船水艀の為引返えした旨の連絡あり。 1 5.0 0 移民局へ、ビザ延期の手続
		26	火	0 9.0 0	水産局へ チャヨツト局員とトンプリのバス停留場へ バスの予約にゆく。バス不通の為、汽車 に変更し、バンコック ノイ停留場へ行 く。予約は総て中央停留場で行われると のことで更に中央停留場へ行つて、3月 1日のチュンボン行きを予約する。 1 9.0 0 第二隊出向えのため、飛行場へ 行く。 2 3.1 0 第二隊到着。富士ホテルへ泊る。
		27	水	0 9.0 0	大使館へ挨拶にゆく。 1 1.0 0 水産局へ挨拶にゆく。 1 3.0 0 移民局へ査証延期の交渉にゆく。
		28	木	0 8.0 0	バンコック発。ナコムバトムの ムンカチャ湖へ。日本真珠社の淡水真珠 養殖場見学。17.00 帰る。

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
	3	1	金	0 6.30 バンコック発。汽車にてチュン ボンへ向う。	チュンボン泊
		2	土	1 7.00 チュンボン着、チュンボン泊。 0 7.30 チュンボン発。バスにてラノン に向う。 1 1.00 ラノン着。ラタナツヤ旅館泊。 午後 魚市場、製氷工場を視察。	
		3	日	陸上調査 ラノンチャン島にて採貝、試験養殖を行つ ていたチュバリット氏訪問。チャン島、ピ アン島の状況ちよう取。	
		4	月	0 8.00 ラノン港にて用船。チャン島、 ピアン島を調査。 ピアン島にてシリサンバンの行つている試験養殖 場を(小菅氏が無許可で雇われている)を視察。	
		5	火	0 9.00 ラノン発。ハイヤーにてブケに 向う。 1 8.30 ブケ着 インベリアル・ホテル 泊。	ブ ケ 泊
		6	水	0 8.00 水産試験場へ打合わせに行く。 調査船は、シンガポールに着いたとのこ と。 夜、水産試験場招宴に出席。	"
		7	木	資 料 集 収	"
		8	金	"	"
		9	土	"	"
		10	日	調査船ブケ着。	"

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
		11	月	0 9 0 0 プケ県知事へ挨拶に行く。	"
		12	火	タイ側調査団長と打合わせを行う。	"
		13	水	積込食糧，水等購入。	"
		14	木	試験操業を行う。	"
		15	金	プケ附近で採取された貝の調査を行う。	"
		16	土		"
		17	日		
		19	火	プケ以北調査。	調査表参照
		20	水	1 1 2 0 プケ飛行場へ永田書記官出迎えに行く。永田書記官と打合わせを行う。	"
		21	木	0 7 0 0 永田書記官と共に乗船，プケ附近9ヶ所調査。 白蝶貝4 Pair 採目取。	"
				2 0 3 0 プケ着 永田書記官下船。	
				2 2 3 0 タルタウ島向け出港。	
		22	金	プケ以南，タルタウ島附近調査。	調査表参照
		25	月		
		26	火	バンコックより調査延期について，電話連絡を受ける。 調査期間延長についてトアンタイ タイ団長と打合わせを行う。	プケ泊
				局長との打合わせと滞在費受領のためトアンタイ団長，横山団長はバンコックへ行くことに決定。	
		27	水	0 8 0 0 バンコックと電話連絡 バンコックへ行くことについて打合わせ。	"
				1 8 0 0 タイ側団員を招待。	
		28	木	1 4 4 5 プケ飛行場発。	

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
		29	金	1 8.0 0 バンコック着 富士ホテル泊。 0 9.0 0 大使館へ打合わせ 東銀より滞在費借用。	横山団長 バンコック泊
		30	土	資料整備 永田書記官と打合わせ。	"
		31	日	0 8.3 0 バンコック発 1 1.3 0 プケ着 1 5.0 0 プケ出帆	"
	4	1 2	月 火	プケ以北調査	調査表参考
		3	水	0 7.0 0 水産局 サント次長, ラノン水産 課長, 水産局員 2 名, 児玉オブザーバー 来船。 ラノン採貝業者 チユバリット乗船 5ヶ所調査。	ラノン泊
		4 7	木 日		
		8	月	ラノン附近及びプケ以北調査 0 9.0 0 タイ航空会社へコンファ <sup>イ</sup> ームに行く。	調査表参考 プケ泊
		9	火	1 4.2 5 プケ発 1 8.0 0 バンコック着 富士ホテル泊。	バンコック泊
		10	水	0 9.0 0 大使館へ 翁藤公使, 有田参事官へ挨拶 1 1.0 0 東銀で滞在費受領 1 8.0 0 タイ水産局招宴出席	
		11	木	1 2.0 0 大使館招宴出席	

日 付				摘 要	備 考
年	月	日	曜		
		12	金	1 2. 2 5    バンコック発 1 7. 0 0    香港着, クローバーホテル泊.	香 港 泊
		13	土	白蝶貝真珠の販売状況調査	"
		14	日	1 9. 0 0    香港発 2 2. 3 0    東京着	

調査の方法及び結果

白蝶貝資源量の推定方法について

白蝶貝資源量の推定方法として次の方法を考えた。

① 採貝結果から直接推定する方法

- a ダイバーの潜水距離と潜水時の透視距離及びその潜水における採貝数から、単位面積当りの白蝶貝棲息数を求める。
- b 場所を変えて潜水調査を行い、単位面積当りの棲息数を求め、単位面積当りの平均棲息数を算出する。
- c 潜水調査、魚群探知器による海底状況の調査及び採泥による調査により、その魚場の範囲を推定し、魚場面積を求める。
- d 以上から、その魚場における棲息貝数（単純な意味での資源量）が推定出来る。
- e 単位面積当りの棲息貝数のバラツキと、その魚場における潜水回数とから資源量推定の精度を計算する。

② 採貝結果と既存魚場に於ける経年資料のとの比較から年間の採貝可能数量を推定する。

既存魚場として、アラフラ海における採貝資料がある。この魚区毎の魚獲量ダイバーボード一日一隻当りの漁獲量等と本調査における採貝結果とを比較し、年間可能採貝量を推定する。

アラフラ海における資料（第1表～第4表）から考察して、年間15トン～20トンが継続的に採貝出来る魚場であれば、1日1隻当り250Kg位、5哩平方当りでは、1日1隻当り200Kg位の採貝が可能であり、逆に、それぞれ、250Kg或いは200Kgが採貝出来る魚場であれば、毎年15トン～20トン採貝することが出来ると推定出来る。ここに15～20トンの採貝は、白蝶貝真珠が現在の価格を維持するものとして、白蝶貝真珠養殖を企業的に行う場合の最低必要母貝量である。

第1表 アラフラ海における採貝量一(I)

地区	年				
	1957	1958	1959	1960	1961
北部地区	426	411	290	336	334
クインズランド地区	167	65	51	48	29
西部地区	98				
計	701	476	341	384	363
豪州側採貝量	1,839	1,284	1,067	1,430	
合計	2,540	1,757	1,408	1,814	



第2表 アラフラ海における採貝量—Ⅱ

単位 屯

	1957	1958	1959	1960	1961
北部地区 18		62		3	
19	192	141	199	21	129
21	127	208	81	296	190
22			11	15	15
クインスランド地区 5	167	65	51	48	29

注 第2表は、第1表の一部をも漁区毎に細分したものの。

第3表 アラフラ海における5ヶ年平均、一日一隻当り採貝量

単位 Kg

漁区	1日1Kg当り採貝数
クインスランド地区 5	250 (80~477)
北部地区 18	565 (151~834)
19(北)	501 (140~743)
19(南)	489 (347~534)
21(北)	424 (307~659)
21(南)	445 (323~641)
22	280 (144~387)

第4表 アラフラ海における5哩平方当り1回1隻当り採貝数

(1961年)

単位 Kg

漁区	採貝数
クインスランド地区 5	148 (20~200)
北部地区 19	439
21	339
22	194
	(200~522)

3) De Lury の方法による資源量の推定

これは、毎年の採貝量の経年的資料から資源量を推定する方法である。(1)、(2)から求めた年間採貝可能数量にもとづいて採貝許可を行い何年か実際に採貝を行つてゆけば、年毎の採貝量をDe Lury式にあてはめて資源量を推定し(1)、(2)から求めた資源量とを比較検討して更に正確な資源量を求める。

白蝶貝の年齢組成について

その魚場における棲息貝の年齢組成は、魚場価値判定の重要な要素である。老貝のみの魚場は再生産の行われていないことも意味し、何等かの条件で一時的に白蝶貝の推貝の棲みつたもので、永続的魚場とは認められない。また、棲息密度の大きい処のものは、大型となり得ない傾向も認められている。

年齢の推定法としては、セレベスにおける資料が参考となる。これによると年金を蝶交線の深さが、よく比例している。又殻重も年齢のよい指標となりうる。

第5表 白蝶貝の成 (Boeton の資料)

年 令	殻 高	殻 長	蝶交線長	殻 重	蝶交線の深さ
0.5	6.9	9.3	6.8	1.40	—
1	10.8	11.4	9.5	2.05	0.33
2	16.0	16.7	12.4	2.92	0.66
3	18.8	19.4	13.7	3.45	0.90
4	20.6	20.9	15.2	3.92	1.14
5	21.8	22.0	16.0	4.35	1.47

白蝶貝魚場の底質について

アラフラ海における白蝶貝魚場の底質は、竹村の研究によれば、(東海区水研業 A第87号 1958年, A第137号 1960年)

比泥量 (径0.05mm>の泥の量の総量に対する%)	0~20%
礫 量	50%以下
泥 値	0.4~3.00mm

である。

従つて、魚場になり得る個所の推定、或いは魚場範囲の推定を、採泥によつて行うことが可能である。

4. 調査表，調査実施要領について

1～3の考え方にもとづいて作製した調査表は，第6表，第7表である。

第 6 表

月 日	魚区番号	位 置		水 深	底 質	採貝数量	貝の分類				潜水延	
		緯度	経度				死貝	老貝	成貝	貝	回数	時間
透 視	天 候	風 候		気 圧	備 考							
		風向	風力								大気	表面
所 感												

第 7 表

月日	位置	番号	生死別				溝の深さ					

第6表，第7表にもとづく調査実施要領は次のとおりである。

調 査 実 施 要 領

- (1) 調査魚区は，別紙により，5哩×5哩及び2哩×2哩とする。
- (2) 出来るだけ魚区毎に潜水調査を行い，白蝶貝が棲息すると思われる箇所に重点を置き貝を行う。
- (3) 調査様式は第6表による。
  - a 採貝地点の位置を正確に測定する。

- b 水深 魚郡探知器により測定する。
- c 底質 白蝶貝が棲息している魚場の底質は、従来の研究により判明している。底質の分布調査によつて、白蝶貝の魚場か否か、或いは分布状況の推定が可能である。  
採泥は、ダイバー潜水時、磯詰の空罐で行ない、ビニール袋に入れ日本へ持ち帰り比泥度を測定する。
- d 貝の分類 採取した貝は生物測定を行ない、死貝、老貝、雑貝に分類する。
- e 透 視  
風 候 目測による  
潮 汐
- f 資源量推定のため、潜水回数、距離、時間、人員等の魚獲努力は正確に記録しておく。
- g 生物測定について
  - 1° 第7表の様式による。
  - 2° 測定器具、トーションバランスを持参する。
  - 3° 採取した貝は総て殻高(1)、溝の深さ(4)、殻重(6)は測定する。
  - 4° 殻高(1)、殻長(2)、殻巾(3)、溝の深さ(4)、真珠層径(5)、殻重(6)の測定は、漁場(相当まとまつて採貝出来る箇所)毎に100~200貝でよい。
  - 5° 死貝の測定は、真珠層径(5)、殻重(6)のみとし、漁場毎に10貝とし生貝、死貝の別欄は死貝の場合のみを記入しておく。
  - 6° 附着稚貝欄は、附着稚貝の箇数を記入する。
  - 7° 測定の精度は5ミリメートルとする。
  - 8° 金ぶちの有無欄には、銀ぶちの場合のみSと記入する。

- 考 1. g 3° 4° は相当量の採貝を見込み、調査船での作業量を考慮して作製したが、実際にはこの必要がなかつた。
2. g 8° は、マレー半島印度洋沿岸の白蝶貝は、金ぶちのものが多いことが知られている。

#### 調査結果

4にもとづいて行つた調査の結果は次のとおりであつた。

I=泉  
M=水端

タイ国印度洋岸白蝶貝調査表

月日	番号		潜水者及時間		漁区番号	位置		水深	底質	採取数量	貝の分類				潜水延			透視	天候	風候		温度		潮汐		摘要		
	延番号	番号	潜水者	潜水時間		浮上時間	緯度				経度	死貝	老貝	成貝	稚貝	距離	回数			時間	人員	風向	風力	表面水温	海底水温		流速	流向
3/17	1	1	1	7~50	8~10	乙~15	9~20	98~15'	13 <sup>m</sup>	S.Sh	0	0	0	0	0	600 <sup>m</sup>	1	20 <sup>分</sup>	1	4 <sup>m</sup>	B	N	1	27°	26°	1	ENE	
"	2	2	M	9~00	9~25	左~17	9~26	98~16	16	"	0	0	0	0	0	1000	1	25	1	3	"	NE	1	27	27	1.5	"	
"	3	3	1	13~30	14~10	乙~4	9~28	97~55	35	M.S	0	0	0	0	0	1000	1	40	1	2	"	N	1	27	25	1	WNW	
"	4	4	M	14~20	15~07	乙~4	9~28	"~52	36	"	0	0	0	0	0	1100	1	45	1	2	"	"	2	27	25	1	"	
"	5	5	1	15~30	16~35	乙~3	9~25	"~50	30~33	M.S R.Co.	0	0	0	0	0	1200	1	60	1	2	"	NW	2	27	25	0.5	WS	
18	6	1	M	7~28	7~58	㊦~14	"~13	98~12	19	Sh.S.	0	0	0	0	0	700	1	30	1	3	"	SE	1	27	26	1	NE	
"	7	2	1	8~33	9~28	㊦~12	"~11	"~8	22	Sh.S.Co	0	0	0	0	0	1200	1	55	1	5	"	E	1	27	26	1	NNE	
"	8	3	M	11~00	11~15	㊦~14	"~2	"~12	10	Cy.M.	0	0	0	0	0	200	1	15	1	30 <sup>cm</sup>	"	NW	0	27	27	0.5	"	
"	9	4	1	12~58	13~53	き~2	8~54	"~07	22	CoSt	0	0	0	0	0	1200	1	55	1	4 <sup>m</sup>	"	"	2	27	26	1	WE	
"	10	5	M	14~00	14~45	く~2	"~49	"~07	23	Co.St. MS.	1	0	0	1	0	1000	1	45	1	4	"	"	1	27	26	1	NNE	
"	11	6	1	15~05	15~50	く~2	"~48	"~07	24	"	2	0	2	0	0	1200	1	45	1	3	"	"	1	27	26	0.5	NNW	
"	12	7	M	16~35	17~25	け~2	"~44	"~07	26	S.Sh	0	0	0	0	0	1200	1	50	1	3	"	"	1	27	25	1	"	
19	13	1	1	7~55	8~10	さ~2	"~35	"~09	30	M	0	0	0	0	0	100	1	15	1	3	"	"	1	27	26	0.5	NE	
"	14	2	1	8~40	9~05	さ~2	"~33	"~08	35	"	0	0	0	0	0	200	1	25	1	3	"	NE	1	27	26	1	"	
"	15	3	M	9~40	10~15	く~3	"~30	"~10	33	M.S	0	0	0	0	0	800	1	35	1	2	"	"	1	27	26	1	NW	
"	16	4	1	11~50	11~55	せ~3	"~20	"~13	30	M	0	0	0	0	0	50	1	5	1	1	"	"	1	27	26	1	NE	
"	17	5	M	13~10	13~15	そ~3	"~12	"~15	19	S	0	0	0	0	0	300	1	5	1	1	"	"	1	27	26	1	"	
"	18	6	1	14~40	14~50	そ~4	"~03	"~16	18	M	0	0	0	0	0	500	1	10	1	1.5	"	SNV	1	27	26	1.5	NW	
"	19	7	M	17~00	17~10	と~4	7~45	"~17	21	"	0	0	0	0	0	300	1	10	1	1.5	"	SES	1	27	26	0.5	W	
"	20	8	M	17~28	18~00	な~4	"~44	"~18	28	R	0	0	0	0	0	600	1	30	1	3	"	"	1	27	26	0.5	NW	
21	21	1	M	9~30	9~40	ち~7	"~52	"~31	19	S	0	0	0	0	0	800	1	10	1	2	"	"	1	27	26	0.5	NE	
"	22	2	1	9~50	10~10	ち~7	"~53	"~30	25	M.S	0	0	0	0	0	200	1	20	1	1	"	E	1	27	27	1	W	
"	23	3	1	10~20	11~05	ち~7	"~54	"~30	25	M.Sh	0	0	0	0	0	500	1	45	1	1	"	ENE	1	27	26	1	NW	

月 日	番 号		潜水者及時間			漁区 番号	位 置		水 深	底 質	採取 数量	貝 の 分 類				潜 水 延 透			天 候		風 向		温 度		潮 汐		摘 要	
	延番号	番号	潜水者	潜水時間	浮上時間		緯 度	経 度				死貝	老貝	成貝	稚貝	距離	回数	時間	人員	視	候	風向	風力	表面水温	海面水温	流速		流向
5/19	24	4	M	12~32	12~42	乙~8	7°54'	98°38'	26 <sup>m</sup>	M'	0	0	0	0	0	200 <sup>m</sup>	1	10 <sup>分</sup>	1	15 <sup>m</sup>	B	SE	1	26	26	1	SW	
"	25	5	M	14~10	14~30	乙~10	7°49'	98°46'	26	"	0	0	0	0	0	500	1	20	1	3	"	SW	1	27	26	1	"	
"	26	6	M	14~45	14~55	"	7°48'	98°46'	20	"	0	0	0	0	0	400	1	10	1	2	"	"	1	27	26	1	"	
"	27	7	1	15~23	15~28	"	7°46'	98°47'	17	"	0	0	0	0	0	100	1	5	1	0	"	"	1	27	24	1	NE	
"	28	8	1	16~05	16~55	乙~10	7°42'	98°46'	30	M.S.St	0	1	2	0	0	1000	1	50	1	3	"	SE	1	27	25	1	SW	
"	29	9	M	17~10	17~45	"	7°43'	98°47'	25	M.S	3	0	1	0	0	700	1	35	1	4	"	"	1	27	25	1	SW	
"	30	1	1	12~50	13~15	乙~18	6°41'	99°27'	25	n.M.S. "	1	0	0	0	0	600	1	25	1	2	"	"	1	27	26	0.5	S	
22	31	2	1	14~00	14~25	乙~19	6°43'	98°32'	20	MS	0	0	0	0	0	600	1	25	1	1	"	SW	1	27	26	0.5	N	
"	32	3	M	15~05	15~35	乙~20	"	98°35'	14	MS	0	0	0	0	0	700	1	30	1	1	"	"	1	27	26	0.5	N	
"	33	4	1	16~40	15~45	乙~20	7°35'	98°35'	13	M	0	0	0	0	0	50	1	5	1	0	"	S	0.5	27	27	0.5	SW	
"	34	5	1	17~55	18~05	乙~18	5°34'	98°28'	30	"	0	0	0	0	0	200	1	10	1	0	"	S	0.5	27	26	0.5	SW	
"	35	1	1	7~00	7~30	"	7°34'	98°26'	30	M.S	0	0	0	0	0	600	1	30	1	1	"	NE	1	27	26	1	NW	
23	36	2	1	7~50	8~20	"	7°33'	98°27'	31	"	0	0	0	0	0	400	1	30	1	1	"	"	1	26	25	1	"	
"	37	3	M	9~28	9~33	乙~19	7°31'	98°34'	15	So.M.	0	0	0	0	0	30	1	5	1	0	"	"	0.5	27	26	0.5	"	
"	38	4	M	10~38	10~43	乙~21	7°30'	98°42'	26	Cy.M.	0	0	0	0	0	20	1	5	1	0	"	E	"	27	26	1	NW	
"	39	5	1	13~00	13~25	乙~20	7°45'	98°37'	17	M.S. Sh	0	0	0	0	0	500	1	25	1	1	"	WNW	1	26	25	1	WNW	
"	40	6	1	13~57	14~17	乙~19	7°46'	98°31'	16	M	0	0	0	0	0	500	1	20	1	30 <sup>m</sup>	"	W	1	27	26	0.5	W	
"	41	7	M	14~37	15~07	乙~19	7°47'	98°32'	13	MS	0	0	0	0	0	700	1	30	1	"	"	"	1	27	26	1.5	NW	
"	42	8	1	15~57	16~50	乙~18	7°33'	98°27'	13	M	0	0	0	0	0	10	1	3	1	0	"	W	1	27	26	1	W	
"	43	9	1	16~25	16~30	乙~17	7°50'	98°24'	26	"	0	0	0	0	0	10	1	5	1	0	"	NW	1	27	26	1	"	
"	44	10	M	17~43	17~48	乙~18	7°02'	98°28'	12	"	0	0	0	0	0	15	1	5	1	0	"	W	1	27	27	1	NE	
"	45	1	1	7~53	8~33	乙~17	7°03'	98°24'	13	M.S	0	0	0	0	0	1000	1	40	1	2	"	NE	1	27	26	1.5	NE	
24	46	2	1	9~03	9~18	乙~17	7°04'	98°23'	15	M	0	0	0	0	0	200	1	15	1	30 <sup>m</sup>	"	"	1	27	26	1.5	SW	

月日	番号		潜水者及時間			漁区番号	位置		水深	底質	採取数量	貝の分類				潜水延			透視	天候	風向		温度		湖汐		摘要	
	延番号	番号	潜水者	潜水時間	浮上時間		緯度	経度				死貝	老貝	成貝	稚貝	距離	回数	時間			人員	風向	風力	表面水温	海面水温	流速		流向
3/24	47	3	M	9~50	9~55	ふ-17	7~06'	11°~20'	24	M'	0	0	0	0	0	10	1	5	1	0	B	NE	0.5	27	26	1	SW	
"	48	4	1	12~05	12~25	ひ-14	7~11	11~26	32	"	0	0	0	0	0	400	1	20	1	1	"	"	1	27	26	1.5	W	
"	49	5	1	12~48	13~43	ひ-13	7~12	11~03	20	S.St	0	0	0	0	0	800	1	50	1	10	"	"	1	26	25	1	SW	
"	50	6	M	14~00	14~40	"	7~13	11~04	17	S.St. R.	0	0	0	0	0	600	1	40	1	10	"	W	1	27	27	1	W	
"	51	7	1	16~23	16~25	ね-13	11~26	11~05	15	So.M.	0	0	0	0	0	5	1	2	1	0	"	"	1	27	26	1.5	SW	
25	52	1	M	9~46	10~26	な-10	11~43	98~47	23	S.	2	0	1	1	0	900	1	40	1	3	"	NE	1	27	26	1	NE	
"	53	2	M	10~40	11~25	"	11~43	"	35	M.S	0	0	0	0	0	700	1	45	1	2	"	"	1	27	26	1	"	
"	54	3	1	11~40	12~50	"	"	11~48	30	S.	2	0	2	0	0	1200	1	70	1	4	"	"	1	26	25	2	W	
"	55	4	1	13~3	13~58	"	"	11~48	26	M.S	3	0	2	1	0	1000	1	55	1	4	"	W	1	27	26	1	SW	
"	56	5	M	14~30	14~40	"	"	11~49	25	M.	0	0	0	0	0	250	1	10	1	1	"	"	1	27	26	2	"	
"	57	6	M	14~53	15~28	"	11~44	11~	25	S.Sh	0	0	0	0	0	500	1	30	1	2	"	"	1	27	26	2	"	
"	58	7	M	16~03	16~18	"	11~40	11~46	35	M.	0	0	0	0	0	300	1	15	1	2	"	SSW	1	27	26	1	SSW	
"	59	8	1	17~08	17~18	な-9	11~40	11~40	30	M.S.	0	0	0	0	0	200	1	10	1	3	"	W	1	27	26	2	"	
"	60	9	1	17~55	18~10	な-8	11~44	11~37	25	S	0	0	0	0	0	300	1	15	1	3	"	"	1	27	26	2	SE	
4/1	61	1	1	7~20	8~05	こ-2	8~38	98~08	29	M.S.R.	0	0	0	0	0	700	1	45	1	1	"	SE	1	26	25	0.5	SW	第2回目調査
"	62	2	M	8~25	8~40	け-12	8~40	11~07	35	M	0	0	0	0	0	200	1	15	1	0	"	"	1	26	25	"	"	
"	63	3	M	9~15	10~15	く-1	11~45	11~04	41	"	0	0	0	0	0	1200	1	60	1	3	"	NE	0.5	26	25	"	W	
"	64	4	1	10~38	10~58	く-2	8~47	11~05	"	"	0	0	0	0	0	400	1	20	1	2	"	"	1	27	25	1	N	
"	65	5	1	11~22	11~32	け-2	8~43	11~08	32	"	0	0	0	0	0	200	1	10	1	1.5	"	"	1	27	25	0.5	"	
"	66	6	M	12~10	12~55	け-2	"	11~09	22	S.Sh	0	0	0	0	0	600	1	45	1	3	"	W	1	27	26	1	"	
"	67	7	M	13~33	13~43	く-2	8~48	98~09	25	M.S	0	0	0	0	0	200	1	10	1	1	"	NW	1	26	25	0.5	SE	
"	68	8	M	14~10	14~45	く-2	8~49	98~08	33	M	0	0	0	0	0	600	1	35	1	1	"	"	1	26	25	1	"	
"	69	9	1	16~20	17~20	き-2	8~54	98~07	28	M.S	0	0	0	0	0	1200	1	60	1	4	"	"	1	26	25	0.5	NW	

月 日	番 号		潜水者及時間		漁区 番号	位 置		水 深	底 質	採取 数量	貝 の 分 類				潜 水 延			透 視	風 候		温 度		潮 汐		摘 要			
	延番号	番号	潜水者	潜水時間		浮上時間	緯 度				経 度	死貝	老貝	成貝	稚貝	距離	回数		時間	人員	祝 候	風 向	風 力	表面水温		海面水温	流速	流向
4/1	70	10	1	17 <sup>h</sup> 45	17 <sup>h</sup> 55	き 3	8 <sup>o</sup> 52	98 <sup>o</sup> 10	18 <sup>m</sup>	r.S	0	0	0	0	0	300 <sup>m</sup>	1	10 <sup>分</sup>	1	4 <sup>m</sup>	R	NW	2	26 <sup>o</sup>	25	1	NE	
4/2	71	1	1	7~48	8~08	き 3	9~05	98~11	18	M.S	0	0	0	0	0	300	1	20	1	3	〃	NE	1	26	25	1	〃	
〃	72	2	1	8~40	9~10	き 2	9~08	98~08	22	M.S.R	0	0	0	0	0	700	1	30	1	2	〃	〃	1	26	25	1	HW	
〃	73	3	1	9~45	10~25	き 2	9~12	98~05	34	M.S	1	0	4	0	0	800	1	40	1	4	〃	〃	1	27	24	1	NE	
〃	74	4	M	10~45	11~15	き 2	9~13	〃 ~05	32	M.S	0	0	0	0	0	500	1	30	1	1.5	〃	〃	1	26	25	1	.	
〃	75	5	M	11~35	12~10	き 1	〃 ~15	〃 ~05	35	〃	0	0	0	0	0	700	1	35	1	3	〃	N	1	26	25	1	NNE	
〃	76	6	1	13~05	13~30	き 2	〃 ~22	〃 ~05	34	〃	0	0	0	0	0	400	1	25	1	〃	〃	NNW	1	26	26	1	〃	
3	77	1	M	12~00	12~20	き 24	〃 ~55	〃 ~32	11	b.S.	0	0	0	0	0	300	1	20	1	20 <sup>m</sup>	〃	N	0.5	26	26	0.5	W	
〃	78	2	M	12~35	12~40		〃 ~54	〃 ~32	11	Cy.	0	0	0	0	0	50	1	5	1	0	〃	〃	〃	26	26	0.5	〃	
〃	79	3	1	14~30	14~35	き 31	〃 ~47	〃 ~27	17	M	0	0	0	0	0	20	1	5	1	0	〃	NW	〃	27	26	1	〃	
〃	80	4	1	14~45	15~00	〃	〃		10	M	0	0	0	0	0	200	1	15	1	0	〃	N	〃	27	26	1	〃	
〃	81	5	1	15~57	16~37	き 19	9~45	〃 ~24	10	S.Sh.	0	0	0	0	0	700	1	40	1	1	〃	N	1	27	26	2	NE	
4	82	1	1	9~10	9~30	き 19	9~52	98~26	15	KM.S	0	0	0	0	0	500	1	20	1	1.5	〃	NE	0.5	27	26	1.5	W	
〃	83	2	1	9~45	10~00	〃	9~51	〃 ~25	15	S.Sh	0	0	0	0	0	400	1	15	1	1.5	〃	〃	〃	26	26	1.5	〃	
〃	84	3	1	10~28	10~53	き 18	〃 ~48	〃 ~23	12	So.M	0	0	0	0	0	500	1	30	1	1	〃	〃	0	26	26	1	SW	
〃	85	4	M	11~25	10~35	〃	〃 ~47	〃 ~22	25	Cy.M	0	0	0	0	0	200	1	10	1	1	〃	NW	1	27	26	1	SSW	
〃	86	5	M	12~43	11~53	き 17	〃 ~44	〃 ~22	11	M	0	0	0	0	0	200	1	10	1	30 <sup>m</sup>	〃	〃	0.5	26	26	1	NW	
〃	87	6	M	13~10	12~15	〃	〃 ~42	〃 ~25	10	〃	0	0	0	0	0	20	1	5	1	0	〃	〃	〃	26	26	1	〃	
〃	88	7	M	13~52	13~57	き 17	〃 ~38	〃 ~22	19	〃	0	0	0	0	0	20	1	5	1	30 <sup>m</sup>	〃	〃	〃	27	26	0.5	SW	
〃	89	8	1	14~38	14~48	き 18	〃 ~34	〃 ~23	12	〃	0	0	0	0	0	100	1	10	1	20	〃	〃	〃	26	26	1	.	
〃	90	9	1	15~05	15~30	き 18	〃 ~33	〃 ~23	15	〃	0	0	0	0	0	500	1	25	1	1	〃	〃	〃	26	26	1	E	
〃	91	10	1	15~50	16~05	き 18	〃 ~32	〃 ~23	17	〃	0	0	0	0	0	300	1	15	1	1	〃	〃	〃	26	26	1	E	
〃	92	11	1	16~33	16~53	き 17	〃 ~30	〃 ~21	8	S	0	0	0	0	0	600	1	20	1	1	〃	W	〃	26	26	1.5	NNE	



月 日	番 号		潜水者及時間			漁区 番号	位 置		水 深	底 質	採取 数量	貝 の 分 類				潜 水 延			透 視	天 候	風 候		温 度		湖 汐		摘 要	
	延番号	番号	潜水者	潜水時間	浮上時間		緯 度	経 度				死貝	老貝	成貝	稚貝	距離	回数	時間			人員	風力	風力	表面水温	海底水温	流速		流向
4/4	93	12	1	17~30	17~55	㊦-17	9~28	98~20	8	M	0	0	0	0	0	500	1	25	1	30	B	W	.05	26°	26°	1.5	NE	
"	94	1	M	7~28	7~48	㊦-14	~30	~16	18	S	0	0	0	0	0	400	1	20	1	3	"	NNE	05	27	26	1	NE	
"	95	2	M	8~08	8~33	"	"	~15	19	"	0	0	0	0	0	500	1	25	1	3	"	NE	1	26	26	1	"	
"	96	3	M	8~48	9~03	㊦-13	~29	~12	20	"	0	0	0	0	0	300	1	15	1	4	"	"	1	27	26	1	"	
"	97	4	M	9~30	9~40	㊦-14	~27	~11	19	"	0	0	0	0	0	300	1	10	1	4	"	"	05	27	26	1	"	
"	98	5	1	10~32	10~57	㊦-12	~25	~12	"	"	0	0	0	0	0	300	1	25	1	6	"	"	05	27	26	0.5	SW	
"	99	6	1	11~38	12~03	㊦-12	~22	~12	17	"	0	0	0	0	0	400	1	25	1	4	"	"	1	27	26	1	"	
"	100	7	1	13~17	13~27	㊦-15	9~16	~18	9	N.S.	0	0	0	0	0	200	1	10	1	2	"	NW	1	26	26	1	"	
"	101	8	1	13~37	13~47	"	~	~	9	"	0	0	0	0	0	300	1	10	1	3	"	"	1	26	26	2	"	
"	102	9	1	13~58	14~13	㊦-16	~	~19	9	"	0	0	0	0	0	200	1	15	1	3	"	"	1	26	26	1.5	NW	
"	103	10	M	14~28	14~48	㊦-17	~	~19	12	R.S.	0	0	0	0	0	100	1	20	1	3	"	"	1	27	27	1	"	
"	104	11	M	15~04	15~24	"	~15	~20	12	st.	0	0	0	0	0	300	1	20	1	1	"	"	1	27	26	1	"	
"	105	12	M	15~43	15~48	"	~14	"	10	M	0	0	0	0	0	10	1	5	1	0	"	"	1	27	27	1	W	
"	106	13	M	15~58	16~03	㊦-17	~12	~18	10	"	0	0	0	0	0	30	1	"	1	30	"	"	1	27	27	0.5	N	
6	107	1	1	7~02	7~22	㊦-5	~27	97~55	37	MS.	0	0	0	0	0	200	1	20	1	7	"	"	1	26	25	1	NW	
"	108	2	1	7~35	8~25	"	~	~54	27	S	0	0	0	0	0	1000	1	50	1	3~4	"	N	1	26	25	1.5	S	
"	109	3	1	9~09	9~24	㊦-4	~24	~53	10~30	S.R.	0	0	0	0	0	300	1	15	1	5	"	NW	1	26	26	0.5	SE	
"	110	4	M	10~08	10~48	㊦-3	~23	~52	20	rS.	0	0	0	0	0	800	1	40	1	4	"	NE	1	27	26	1	SW	
"	111	5	M	11~25	11~50	㊦-2	~23	~50	29~35	R	0	0	0	0	0	400	1	25	1	4	"	"	1	27	26	1	"	
"	112	6	1	14~27	15~02	㊦-3	~05	~50	15~30	S.R.	0	0	0	0	0	400	1	25	1	10	"	NE	1	27	25	1	S	
7	113	1	1	7~23	7~53	"	8~40	~39	27	S.Sh	0	0	0	0	0	500	1	30	1	"	"	NE	1	27	25	0.5	SW	
"	114	2	1	8~55	9~30	"	8~34	~39	20~25	S.R	0	0	0	0	0	200	1	35	1	"	"	"	1	27	26	1	"	
"	115	3	1	10~05	10~18	"	8~30	~40	30	S	0	0	0	0	0	200	1	13	1	"	"	"	0.1	26	25	0.5	NW	



BAY OF BENGAL  
 WEST COAST OF THAILAND

# ST MATTHEW'S ISLAND TO SIMILAN ISLANDS

FROM SURVEYS BY CAPT. A. L. JACKSON, R.N., & COMM<sup>d</sup> ALUN JONES, R.N.,  
 assisted by the Officers of H.M. SURVEYING SHIP "STORK," 1938-39.  
 The area North of Lat. 9° 50' N. mainly from Surveys by the Marine Survey of India, 1935-38.  
 With additions from Thai charts and maps to 1939.  
 Details in Hairline mainly from older Surveys.  
 With additions and corrections to 1946.  
 All Bearings are True (thus:—126° etc.) and are given from Seaward.  
 Underlined figures on the drying banks and rocks express the Heights  
 in Feet above the datum to which the soundings are reduced.  
 All other Heights are expressed in Feet above Mean High Water Springs.  
 For Abbreviations see Admiralty Chart 5011.

SOUNDINGS IN FATHOMS  
 (Under Eleven in Fathoms and Feet)

Natural Scale  $\frac{1}{500,000}$  (at Lat. 10° 40' N.)

Projection — Mercator

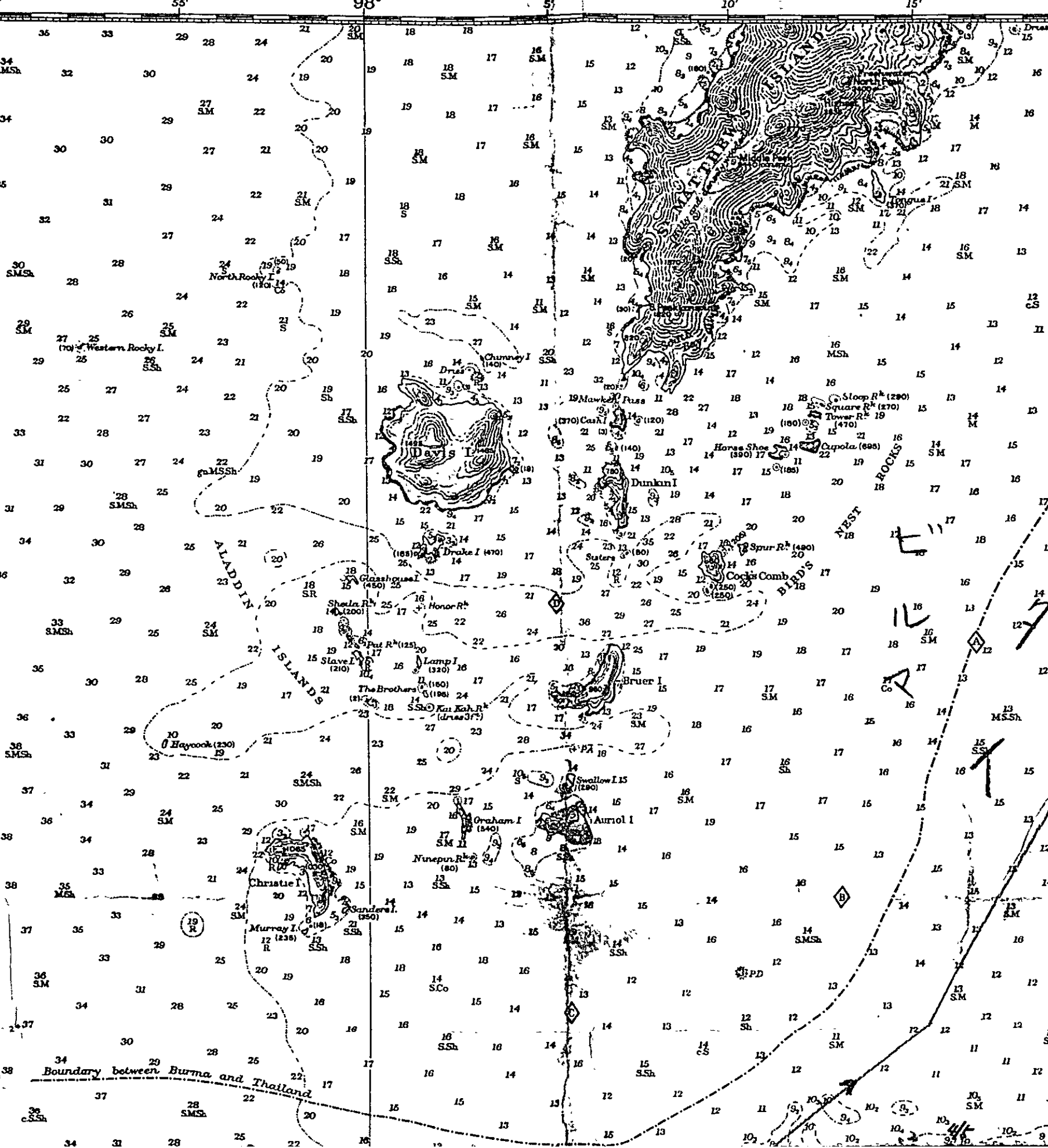
NOTE — The Boundary shown on this chart is approximate only.

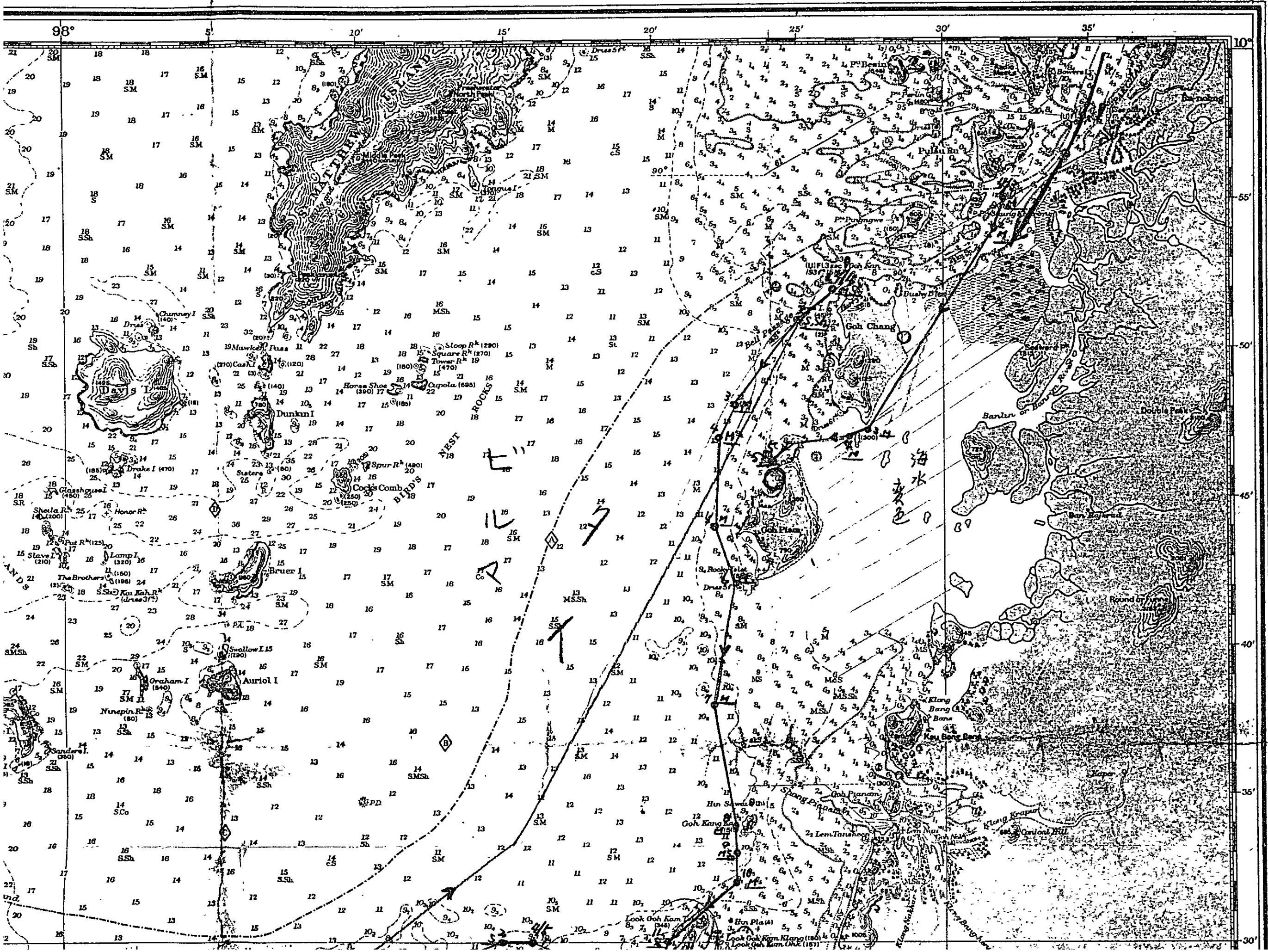
Tidal Information and Chart Datum

Place	Height above datum of soundings				Datum to which soundings are reduced and Remarks
	High Water		Low Water		
	Mean Springs	Mean Neaps	Mean Springs	Mean Neaps	
Pulau Beain	19.9 feet	9.1 feet	1.5 feet	5.3 feet	(a) 19.00 ft below a B.M. embedded in the ground about 10 ft above H.W. on the S. coast of the island; or (b) 18.50 ft below a B.M. cut in a cement block on top of a rock about 400 yards W. of (a).
St. Matthew's I.: South Bay	10.5 ..	7.3 ..	1.1 ..	4.3 ..	15.68 ft below a B.M. cut on a rock on the E. side of the creek.
Goh Kam Yai	9.9 ..	6.7 ..	0.5 ..	3.7 ..	13.35 ft below a B.M. cut on the upper surface of the Northern granite rock on the H.W. line at the S. end of the sandy beach on the E. side of Look Goh Kam Klang.
Goh Sindarar	9.1 ..	6.3 ..	0.9 ..	3.7 ..	9.16 ft below a B.M. cut on the E. side of a large isolated granite rock situated in a small bay on the N. side of Goh Sindarar Tai at the narrowest part of the channel.
Pak Kruan	8.9 ..	6.1 ..	0.6 ..	3.3 ..	
Hong Toh-Moh	8.2 ..	5.8 ..	1.0 ..	3.4 ..	12.41 ft below a B.M. cut on the top of a detached granite boulder about 4 ft high situated near the N. end of the sandspit of the entrance to the bay near the S. end of the island of Ao Kaulak and about 7 cables E.S.E. from Hin Kham.
Nuilan I.	8.3 ..	6.9 ..	1.1 ..	3.5 ..	

Tidal Streams

A		B		C		D		E		F		Hours
Lat. 9° 43' N. Long. 98° 16' E.		Lat. 9° 36' N. Long. 98° 13' E.		Lat. 9° 33' N. Long. 98° 03' E.		Lat. 9° 44' N. Long. 98° 04' E.		Lat. 9° 26' N. Long. 98° 14' E.		Lat. 9° 22' N. Long. 97° 57' E.		
Direct'n	Rate Sp. Np.	Direct'n	Rate Sp. Np.	Direct'n	Rate Sp. Np.	Direct'n	Rate Sp. Np.	Direct'n	Rate Sp. Np.	Direct'n	Rate Sp. Np.	
6	78° 0.4 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.	29° 0.2 kn. 0.1 kn.	000° 0.2 kn. 0.1 kn.	48° 0.2 kn. 0.1 kn.	98° 0.2 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.	88° 0.3 kn. 0.1 kn.
12	55° 0.6 .. 0.2 ..	54° 0.5 .. 0.2 ..	33° 0.6 .. 0.2 ..	37° 0.6 .. 0.2 ..	44° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..	74° 0.6 .. 0.2 ..
18	58° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.6 .. 0.2 ..	42° 0.7 .. 0.2 ..	42° 0.7 .. 0.2 ..	43° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..	49° 0.7 .. 0.2 ..
24	53° 0.6 .. 0.2 ..	49° 0.5 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..	63° 0.6 .. 0.2 ..
30	61° 0.4 .. 0.1 ..	58° 0.4 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..	111° 0.3 .. 0.1 ..
HW	27° 0.3 .. 0.0 ..	221° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..	225° 0.2 .. 0.0 ..
12	243° 0.4 .. 0.1 ..	225° 0.3 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..	219° 0.4 .. 0.1 ..
18	252° 0.7 .. 0.2 ..	225° 0.6 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..	222° 0.7 .. 0.2 ..
24	247° 0.8 .. 0.2 ..	238° 0.6 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..
30	235° 0.7 .. 0.2 ..	238° 0.6 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..	230° 0.7 .. 0.2 ..
HW	219° 0.6 .. 0.1 ..	214° 0.5 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..
12	174° 0.3 .. 0.1 ..	117° 0.2 .. 0.1 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..	304° 0.2 .. 0.0 ..





(Under Eleven in Fathoms and Feet)

Natural Scale 1:100,000 (at Lat. 10° 40' N.)

Projection — Mercator

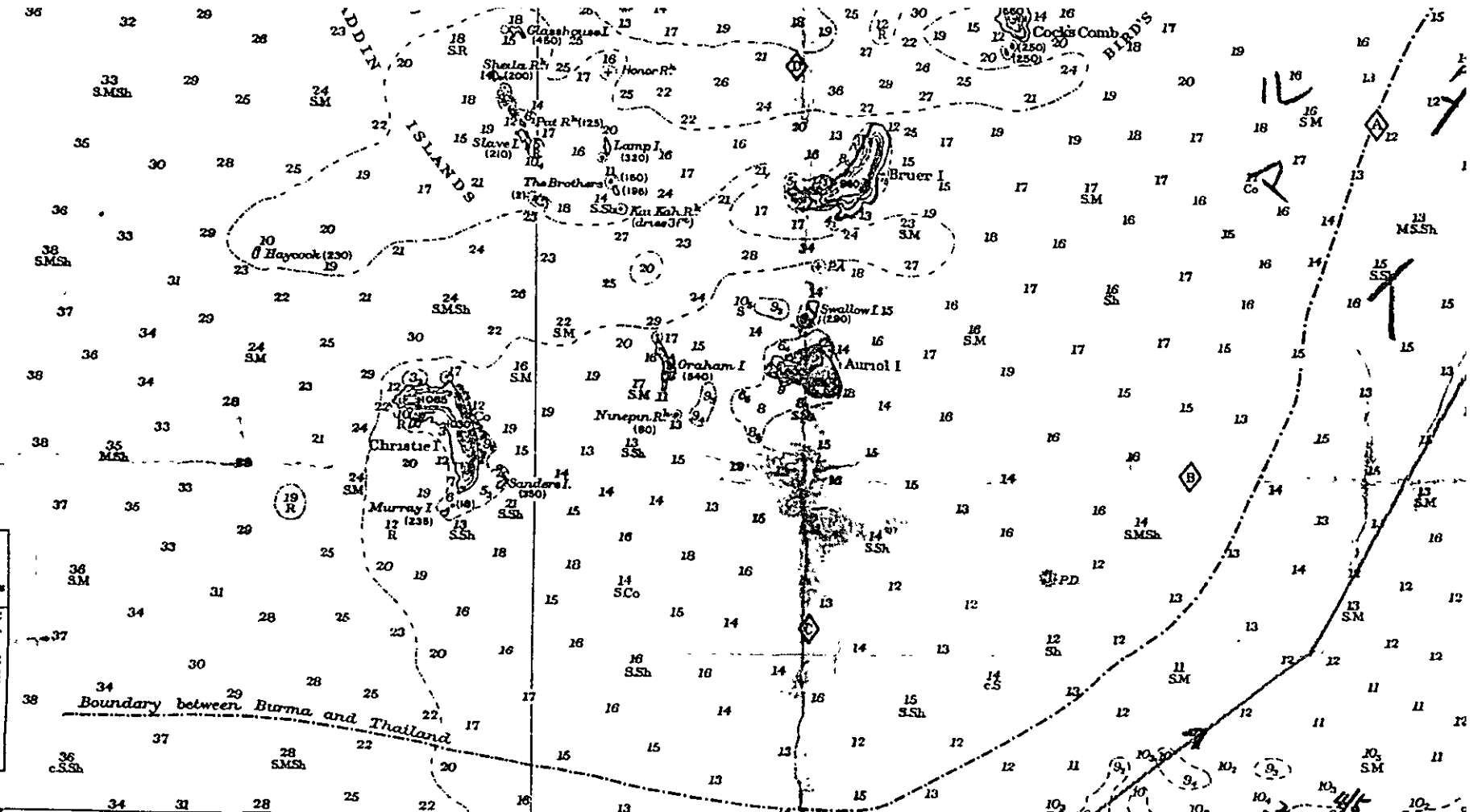
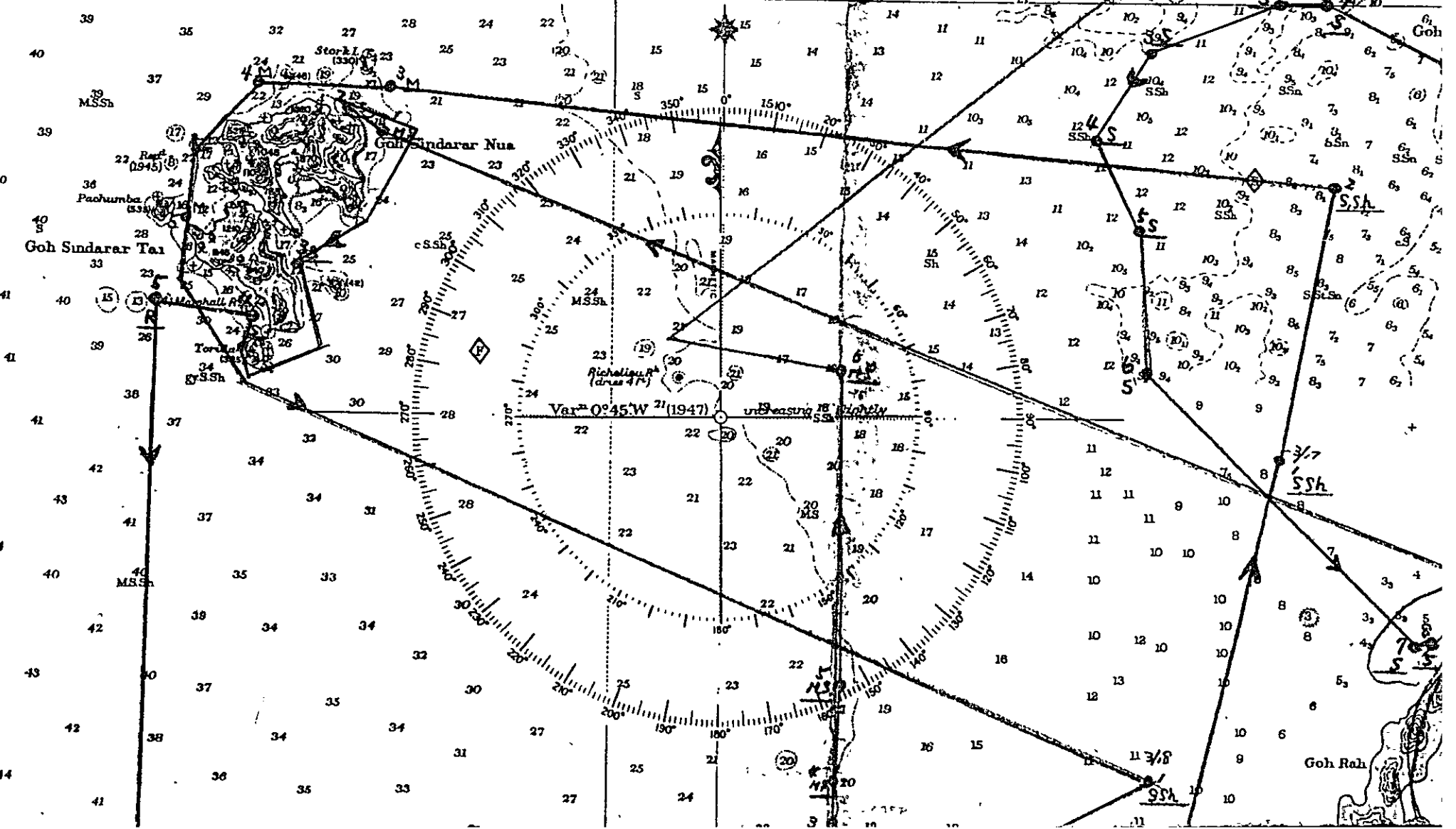
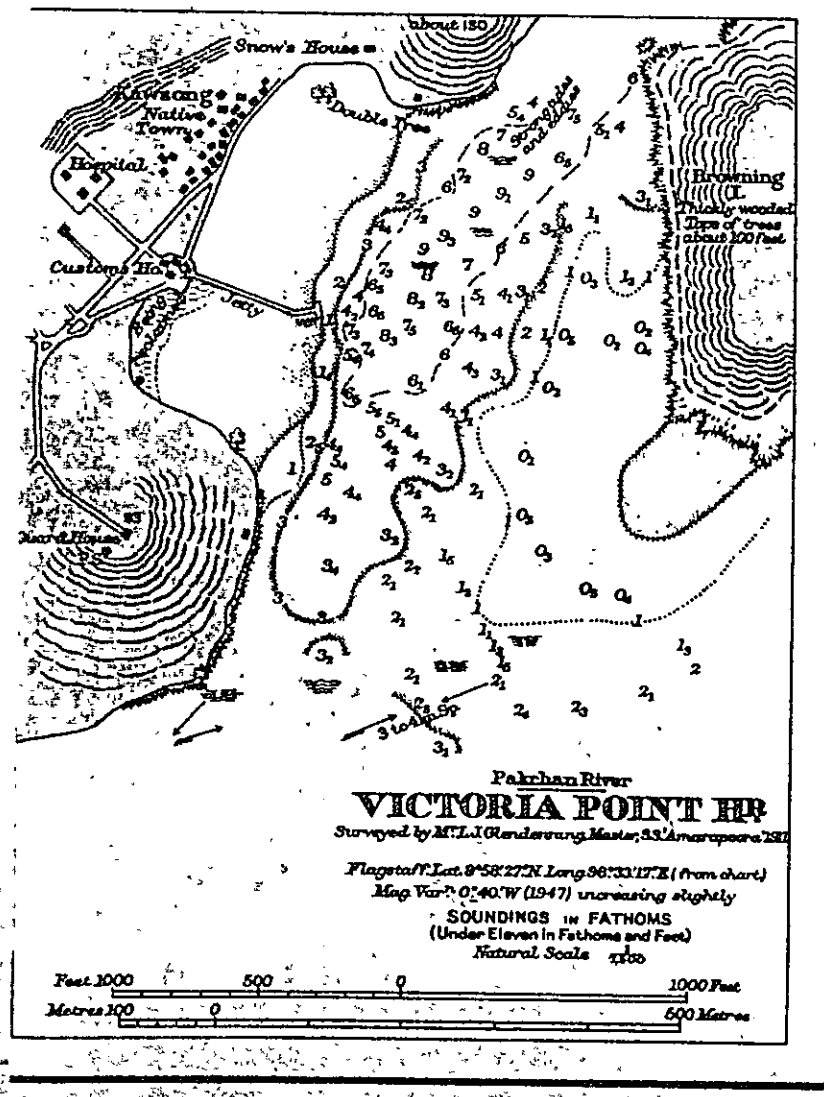
NOTE — The Boundary shown on this chart is approximate only.

Tidal Information and Chart Datum

Place	Height above datum of soundings				Datum to which soundings are reduced and Remarks
	High Water		Low Water		
	Mean Springs	Mean Neaps	Mean Springs	Mean Neaps	
Pulau Besin	12.9 feet	9.1 feet	1.5 feet	5.3 feet	(a) 28.00' below a B.M. [ ] embedded in the ground about 10' above H.W. on the S. coast of the island; or (b) 25.80' below a B.M. [ ] cut in a cement block on top of a rock about 400 yards W. of (a).
St. Matthew's I. South Bay	10.5 ..	7.3 ..	1.1 ..	4.3 ..	15.68' below a B.M. [ ] cut on a rock on the E. side of the creek.
Goh Kam Yal	9.9 ..	6.7 ..	0.5 ..	3.7 ..	13.36' below a B.M. [ ] cut on the upper surface of the Northern granite rock on the H.W. line at the S. end of the sandy beach on the E. side of Look Goh Kam Kiang.
Goh Sindarar	9.1 ..	6.3 ..	0.9 ..	3.7 ..	9.16' below a B.M. [ ] west on the E. side of a large isolated granite rock situated in a small bay on the N. side of Goh Sindarar Tai at the narrowest part of the channel.
Pak Kraun	8.9 ..	6.1 ..	0.5 ..	3.3 ..	
Klong Tub-Moh	8.2 ..	6.8 ..	1.0 ..	3.4 ..	12.41' below a B.M. [ ] cut on the top of a detached granite boulder about 8' high situated near the N. end of the sandspit at the entrance to the river, near the centre of Ao Kautak and about 7 cables E.S.E. from Hin Khatok.
Similan I.	8.3 ..	6.9 ..	1.1 ..	3.6 ..	

Tidal Streams

Hours	A Lat. 9° 43' N. Long. 96° 18' E.		B Lat. 9° 36' N. Long. 96° 13' E.		C Lat. 9° 33' N. Long. 96° 05' E.		D Lat. 9° 44' N. Long. 96° 05' E.		E Lat. 9° 26' N. Long. 96° 14' E.		F Lat. 9° 22' N. Long. 97° 57' E.		Hours
	Direct'n	Rate	Direct'n	Rate	Direct'n	Rate	Direct'n	Rate	Direct'n	Rate	Direct'n	Rate	
	Sp.	Np.	Sp.	Np.	Sp.	Np.	Sp.	Np.	Sp.	Np.	Sp.	Np.	
6	78°	0.4 km. 0.1 km.	88°	0.2 km. 0.1 km.	29°	0.2 km. 0.1 km.	000°	0.2 km. 0.1 km.	48°	0.2 km. 0.1 km.	96°	0.2 km. 0.1 km.	Bedonk W. Alor H. W.
5	55°	0.6 .. 0.2 ..	56°	0.3 .. 0.1 ..	55°	0.6 .. 0.2 ..	37°	0.4 .. 0.1 ..	44°	0.4 .. 0.1 ..	76°	0.3 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
4	58°	0.7 .. 0.2 ..	44°	0.3 .. 0.1 ..	40°	0.5 .. 0.2 ..	58°	0.7 .. 0.2 ..	44°	0.4 .. 0.1 ..	76°	0.3 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
3	53°	0.7 .. 0.2 ..	40°	0.5 .. 0.2 ..	40°	0.7 .. 0.2 ..	61°	0.6 .. 0.2 ..	45°	0.7 .. 0.2 ..	40°	0.6 .. 0.2 ..	Bedonk W. Alor H. W.
2	50°	0.6 .. 0.2 ..	38°	0.5 .. 0.2 ..	43°	0.6 .. 0.2 ..	106°	0.6 .. 0.1 ..	44°	0.5 .. 0.1 ..	70°	0.3 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
1	41°	0.4 .. 0.1 ..	35°	0.2 .. 0.1 ..	31°	0.3 .. 0.1 ..	153°	0.2 .. 0.1 ..	31°	0.2 .. 0.1 ..	304°	0.3 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
HW	274°	0.4 .. 0.1 ..	221°	0.2 .. 0.1 ..	131°	0.2 .. 0.1 ..	201°	0.2 .. 0.1 ..	235°	0.2 .. 0.1 ..	283°	0.4 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
1	243°	0.6 .. 0.2 ..	215°	0.3 .. 0.1 ..	124°	0.2 .. 0.1 ..	186°	0.2 .. 0.1 ..	224°	0.4 .. 0.1 ..	258°	0.4 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
2	252°	0.7 .. 0.2 ..	242°	0.4 .. 0.1 ..	219°	0.3 .. 0.1 ..	210°	0.2 .. 0.1 ..	224°	0.4 .. 0.1 ..	258°	0.4 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
3	242°	0.8 .. 0.2 ..	237°	0.4 .. 0.1 ..	222°	0.4 .. 0.1 ..	233°	0.4 .. 0.1 ..	223°	0.4 .. 0.1 ..	223°	0.4 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
4	235°	0.7 .. 0.2 ..	238°	0.6 .. 0.2 ..	230°	0.7 .. 0.2 ..	248°	0.5 .. 0.2 ..	223°	0.4 .. 0.1 ..	217°	0.4 .. 0.1 ..	Bedonk W. Alor H. W.
5	218°	0.6 .. 0.1 ..	214°	0.5 .. 0.1 ..	270°	0.5 .. 0.1 ..	279°	0.6 .. 0.2 ..	225°	0.5 .. 0.1 ..	208°	0.1 .. 0.0 ..	Bedonk W. Alor H. W.
6	176°	0.3 .. 0.1 ..	117°	0.2 .. 0.1 ..	304°	0.2 .. 0.0 ..	332°	0.2 .. 0.1 ..	102°	0.1 .. 0.0 ..	102°	0.1 .. 0.0 ..	Slack water

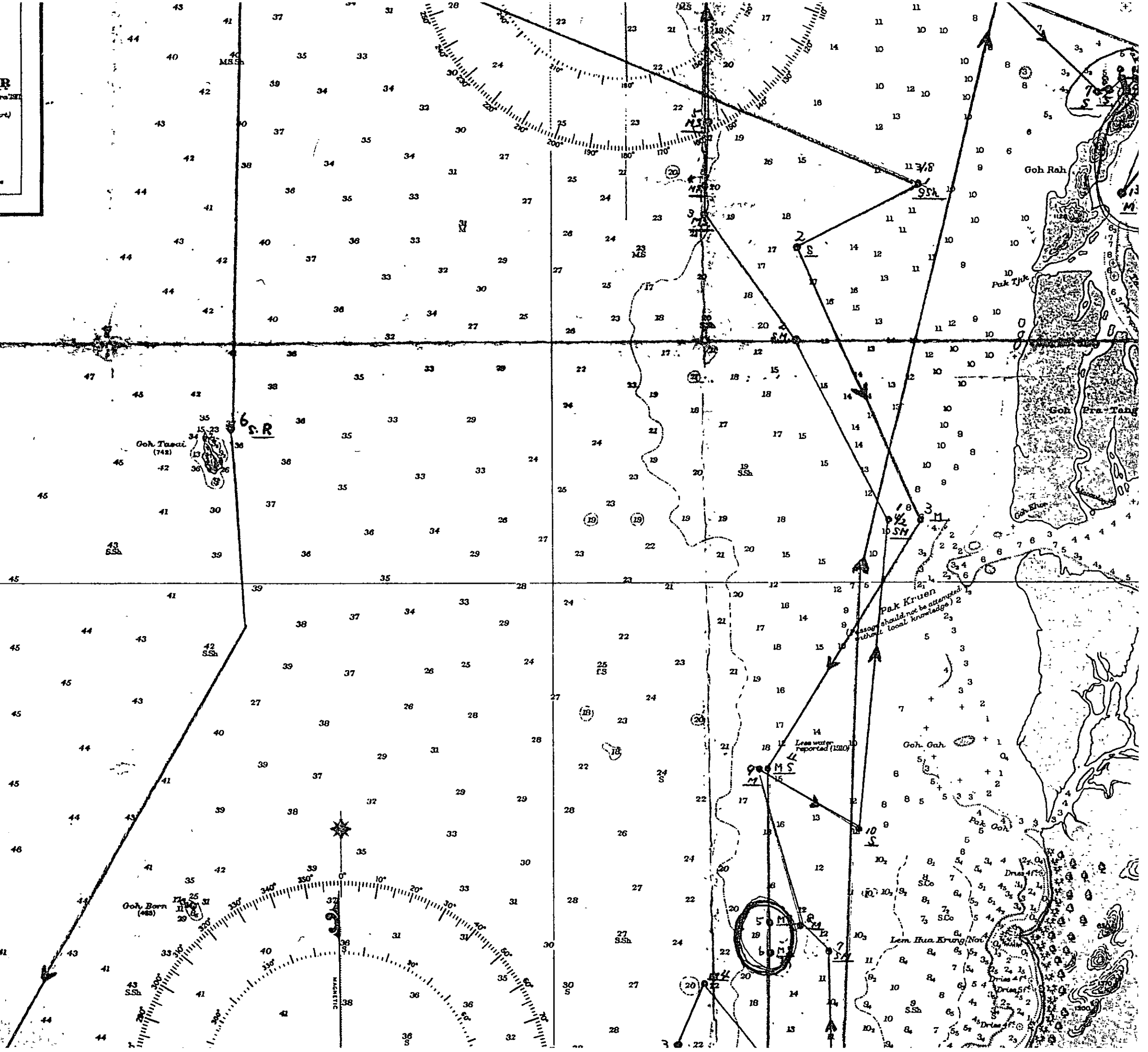




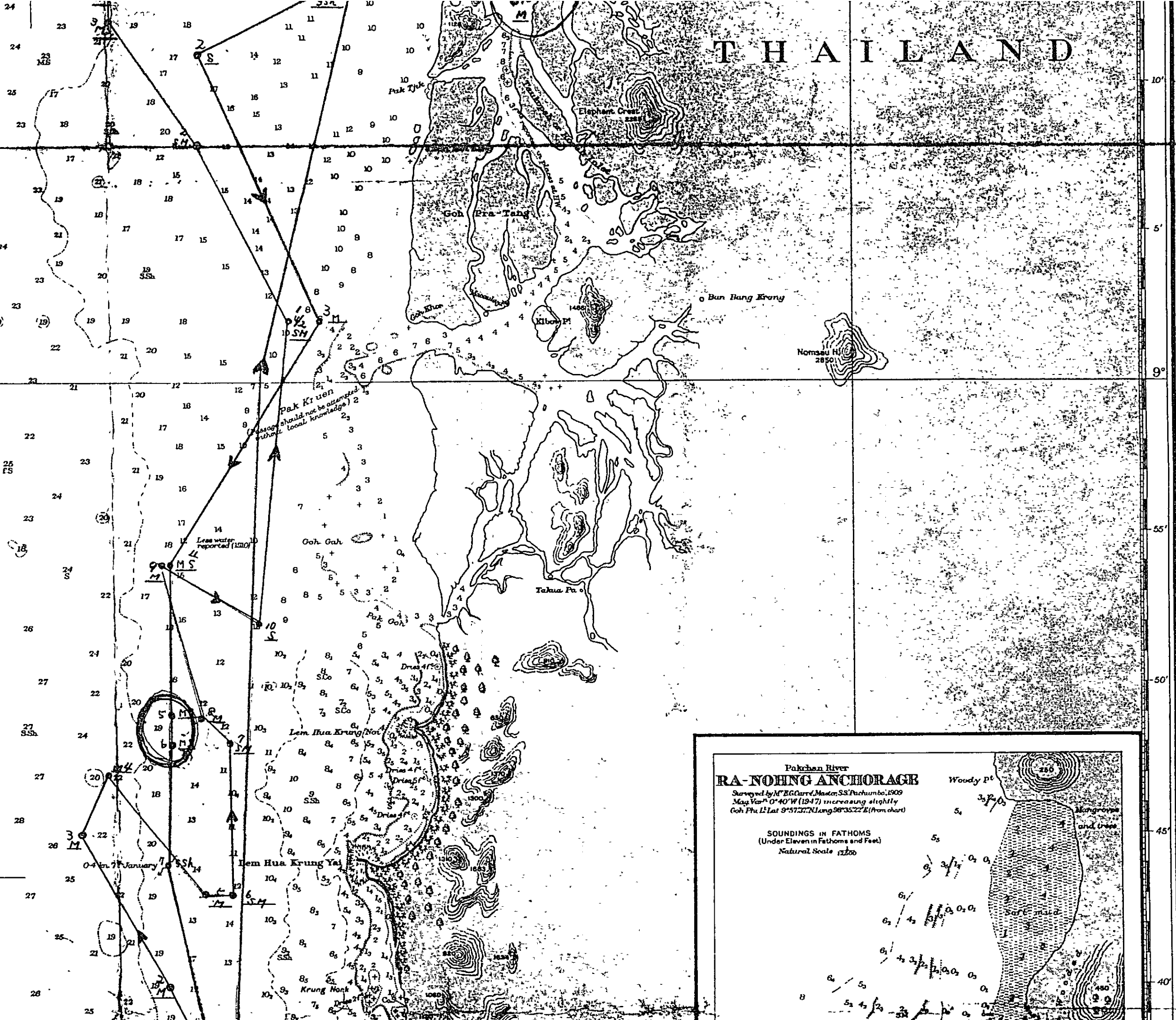
Pakchan River  
**VICTORIA POINT HB**  
 Surveyed by M.L.L. Oelverding, Master, S.S. Amersfoort 2881  
 Flagstaff, Lat. 9°58'27"N Long. 96°33'17"E (from chart)  
 Mag. Var. 0°40'W (1947) increasing slightly  
 SOUNDINGS IN FATHOMS  
 (Under Eleven in Fathoms and Feet)  
 Natural Scale 1/100

Feet 1000 500 0 1000 Feet  
 Metres 100 0 500 Metres

赤線一第1回調査  
 青線一第2回調査



# THAILAND

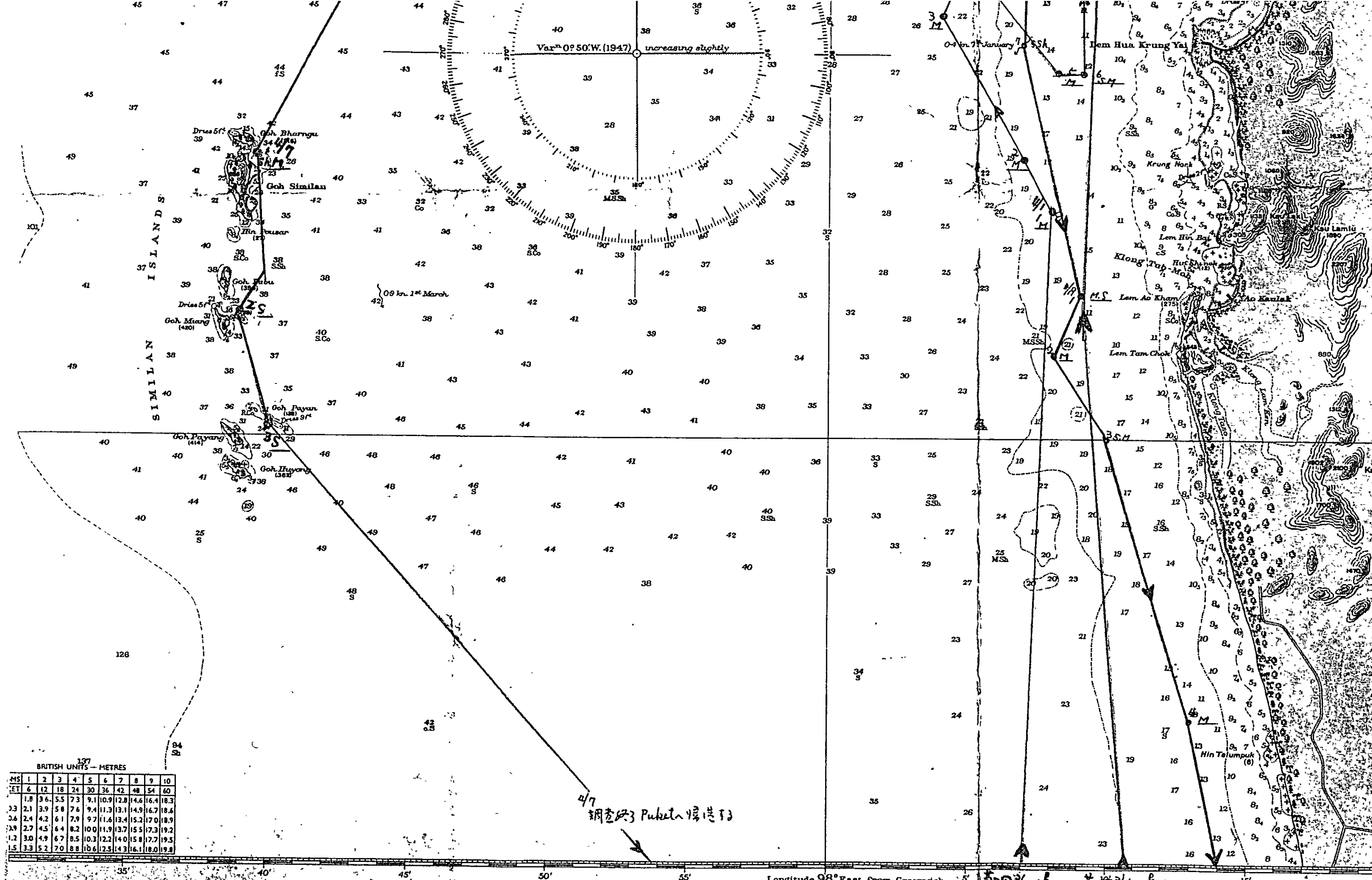


**Pakhan River**  
**RA-NOHING ANCHORAGE**

Surveyed by M<sup>r</sup> E. G. Carr, Master, S.S. Pichamba, 1909  
Mag. Var. 0° 40' W (19-17) increasing slightly  
Goh Phu 12 Lat 9° 57' 27" N Long 98° 35' 22" E (from chart)

SOUNDINGS IN FATHOMS  
(Under Eleven in Fathoms and Feet)  
Natural Scale 1:200

This inset chart provides a detailed view of the RA-NOHING ANCHORAGE. It shows a narrow channel with soundings ranging from 1 to 6 fathoms. The right side of the channel is marked as 'Soft mud' and 'Mangroves and trees'. The left side is labeled 'Woody Pt'. Contours of 100 and 200 feet are shown on the right side of the anchorage.



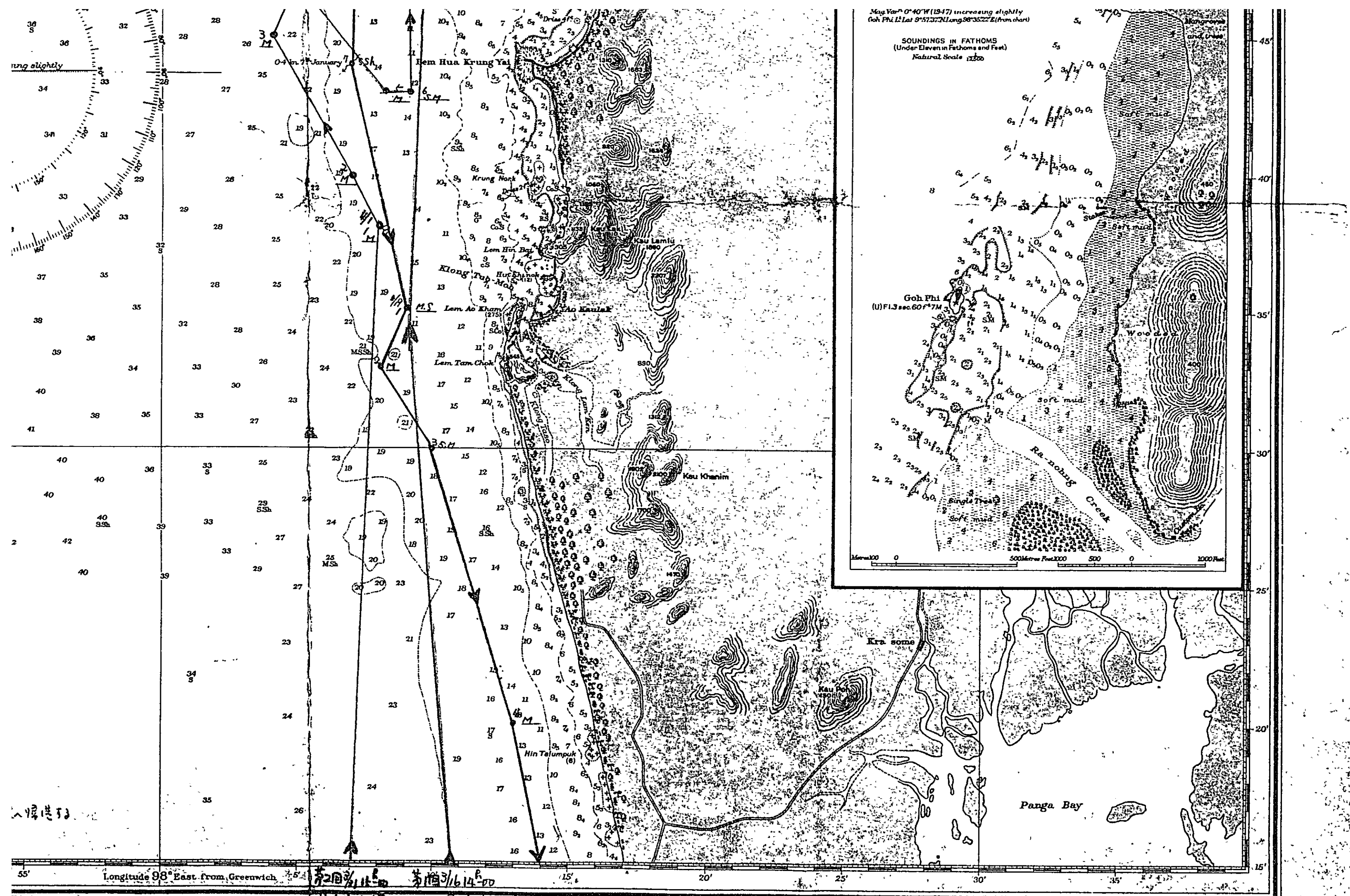
137  
BRITISH UNITS - METRES

MS	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ET	6	12	18	24	30	36	42	48	54	60
1.8	3.6	5.5	7.3	9.1	10.9	12.8	14.6	16.4	18.3	
2.3	2.1	3.9	5.8	7.6	9.4	11.3	13.1	14.9	16.7	18.6
2.6	2.4	4.2	6.1	7.9	9.7	11.6	13.4	15.2	17.0	18.9
2.9	2.7	4.5	6.4	8.2	10.0	11.9	13.7	15.5	17.3	19.2
3.2	3.0	4.9	6.7	8.5	10.3	12.2	14.0	15.8	17.7	19.5
3.5	3.3	5.2	7.0	8.8	10.6	12.5	14.3	16.1	18.0	19.8

鋼卷終了 Puketa 停港

第 2 圖 11 號 第 13 圖 16 14 號





Mag Var  $0^{\circ} 40' W$  (1947) increasing slightly  
 Goh Phi L. Lat  $9^{\circ} 57' 37'' N$  Long  $98^{\circ} 35' 22'' E$  (from chart)

SOUNDINGS IN FATHOMS  
 (Under Eleven in Fathoms and Feet)  
 Natural Scale 1:2500

Goh Phi  
 (U) FL 3 sec 60 $r$  7M

Scale: 0 500 1000 Feet

Longitude  $98^{\circ}$  East from Greenwich

Handwritten notes: 200/11.0, 210/16.14.00

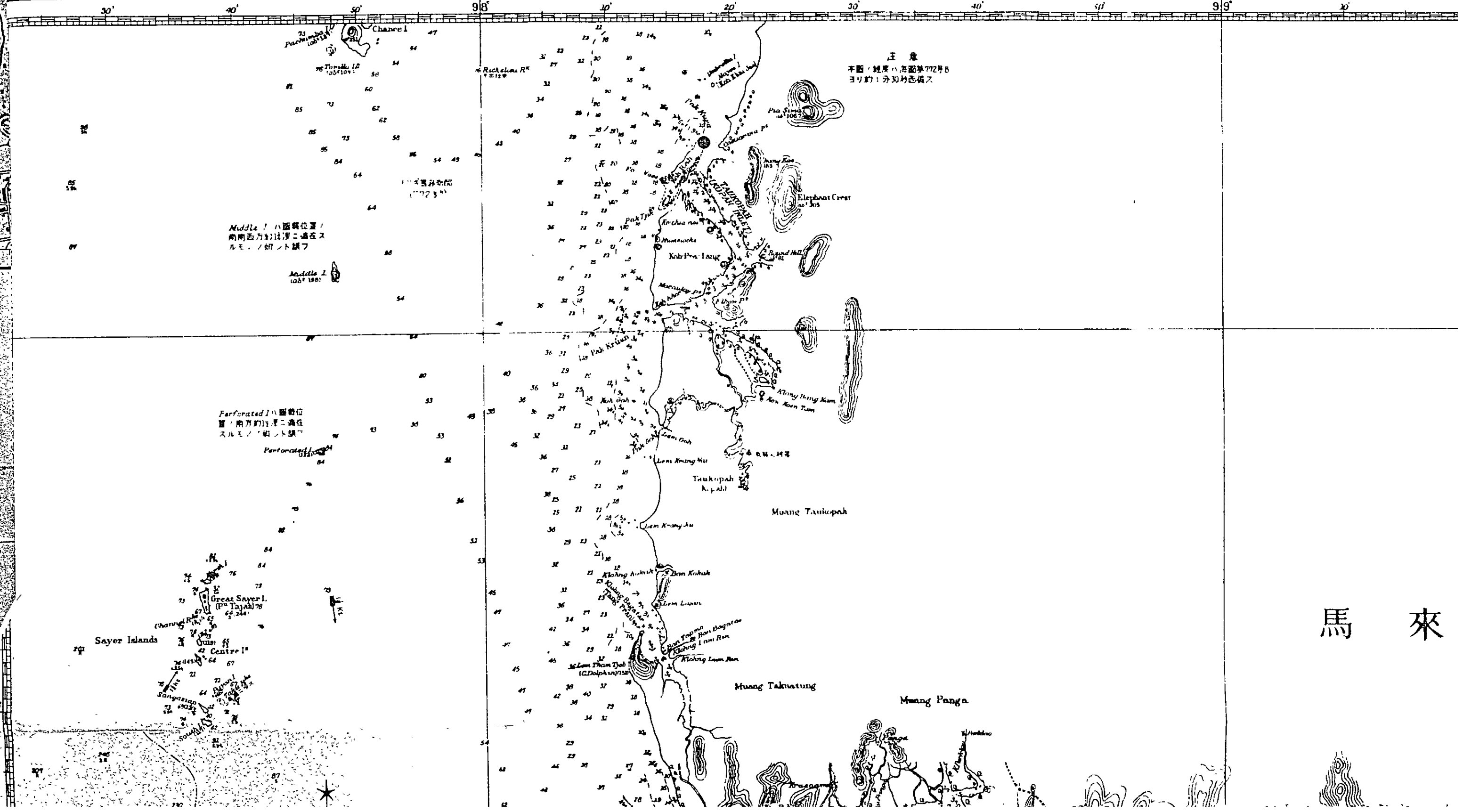
London, Published at the Admiralty, 9<sup>th</sup> July, 1948, under the Superintendence of Rear-Admiral A.G.N. Wyatt, C.B., Hydrographer.

Crown Copyright Reserved

(38 00 = 25 00)

Enamel 1948  
 Z/m 1984

3052



馬 來

注意 本圖は戦時中  
小改正を行つていない 水産部  
NOTICE SCARCELY CORRECTED  
SINCE THE 2ND WORLD WAR H. D.

注意  
第八海圖第772号B  
分30秒西偏ス

馬來半島西岸  
サエル諸島至ペナン島

1  
500,000 (Lat. 0°)

1939年迄ノ英國、蘭國及タイ海圖ニ據リ編纂ス  
原圖ハ1938年迄ノ英國海圖及タイ國ノ測量

水深---米  
高程---米

地名	平均高潮間隙 M H W I.	大潮升 Sp rise	小潮升 Np rise	平均小潮 (大潮/高潮間) M S L
Krueng Dyambo Aye (Sumatra)	X <sup>h</sup> 40 <sup>m</sup>	2.7m.		
Pak Kruen Inlet	X <sup>h</sup> 20 <sup>m</sup>	3.1.	2.3m.	
Puket Harbour	IX <sup>h</sup> 50 <sup>m</sup>	2.7.	2.1.	
Pulau Kapas	X <sup>h</sup> 40 <sup>m</sup>	2.7.	1.8.	
Wanderer Bay	XI <sup>h</sup> 40 <sup>m</sup>	3.7.		
Butang Group	X <sup>h</sup> 10 <sup>m</sup>	2.7.		
Tyson Strait	XI <sup>h</sup> 0 <sup>m</sup>	2.4.		
Rugged I.	XI <sup>h</sup> 0 <sup>m</sup>	3.7.		
S <sup>r</sup> Kedah	XI <sup>h</sup> 0 <sup>m</sup>	2.7.		
Penang Harbour	0 <sup>h</sup> 8 <sup>m</sup>	2.4.	1.7m.	1.4m.
Pulau Rima	0 <sup>h</sup> 20 <sup>m</sup>	2.0.	1.4.	1.2.

MALAY PENINSULA—WEST COAST  
SAYER IS. TO PULAU PENANG

Compiled from the British, Netherlands and Thailand Charts to 1939

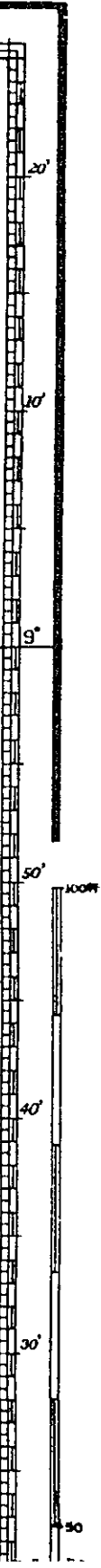
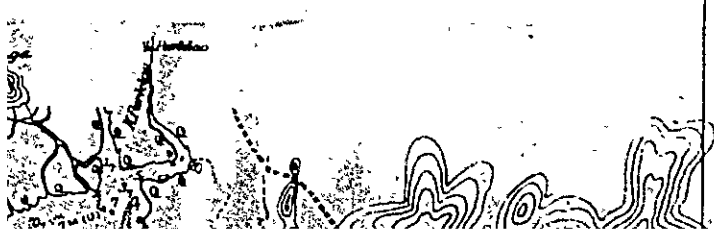
SOUNDINGS IN METRES  
Heights in Metres

換算表 Conversion Table

深	米	尋	米
Fathoms	M	F	Metres
0.54	.1	1	1.82
1.09	.2	2	3.65
1.64	.3	3	5.48
2.18	.4	4	7.31
2.73	.5	5	9.14
3.28	.6	6	10.97
3.82	.7	7	12.80
4.37	.8	8	14.63
4.92	.9	9	16.45
5.46	1.0	10	18.28
54.68	100	182	88

馬來半島

Muang Panga



南南西方約14度深ニ淺在ス  
ルモノノ如クト誤フ

Middle I.  
(alt. 188)

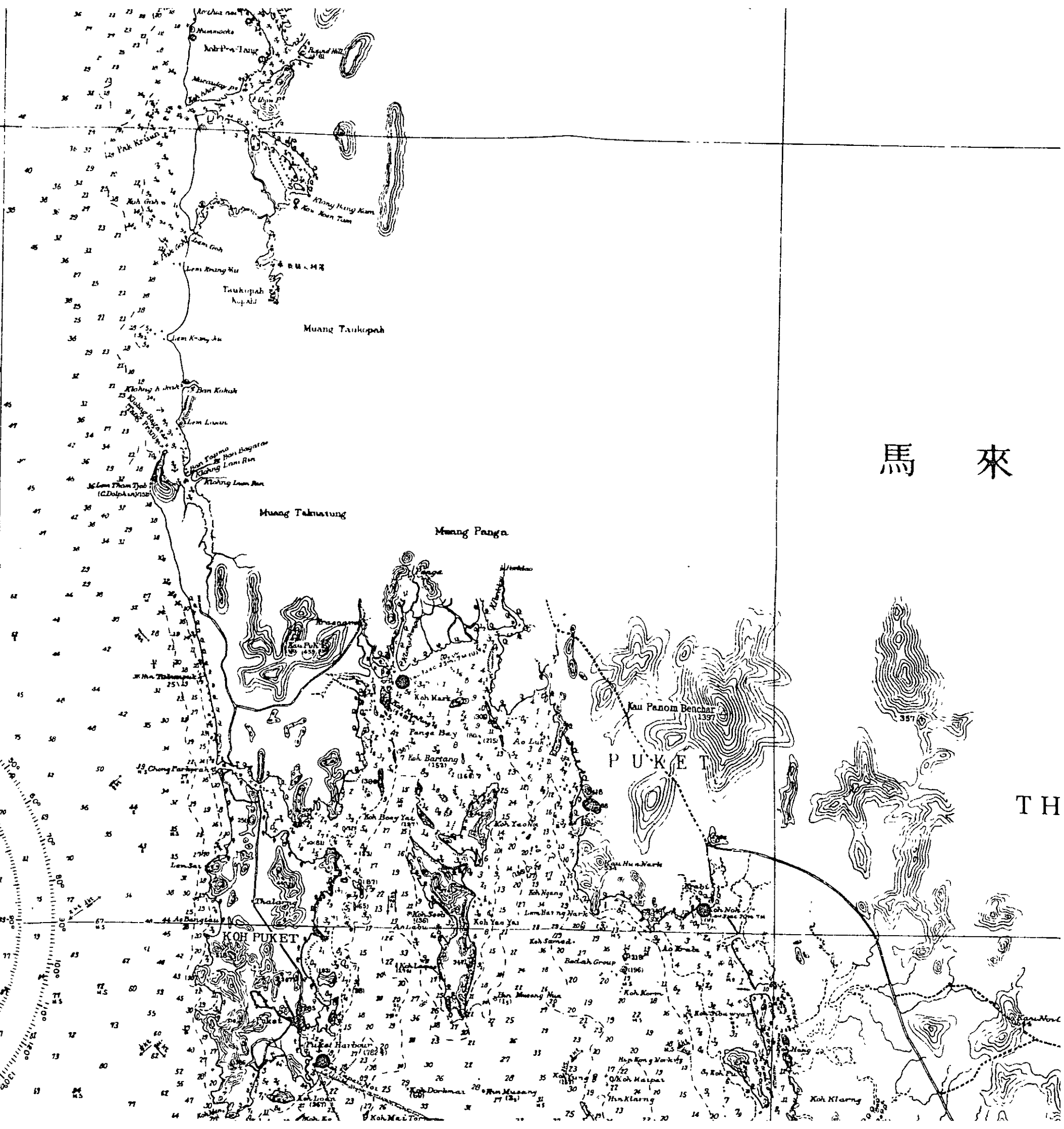
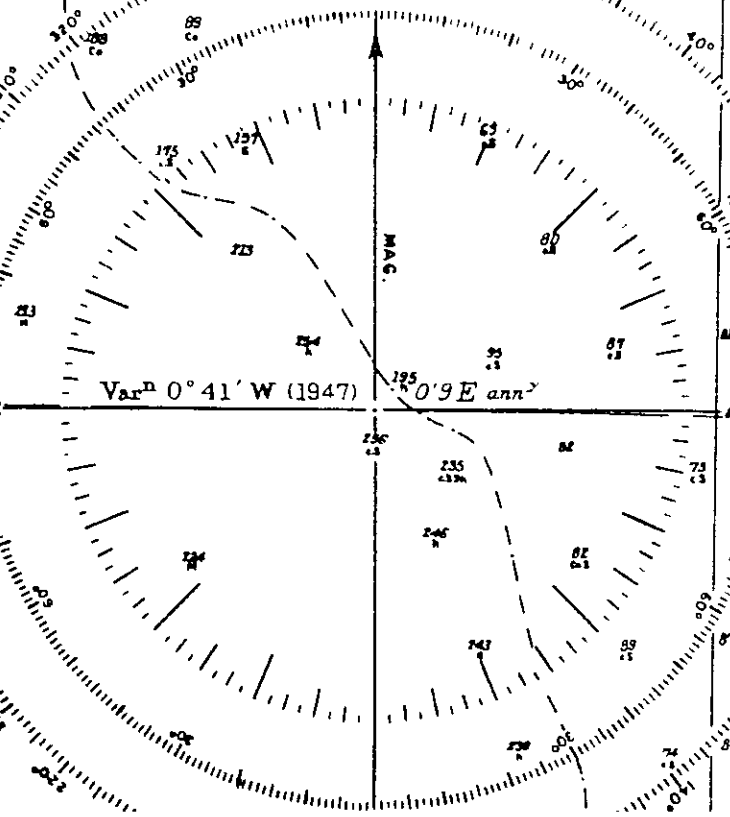
Perforated I.ハ圖位  
置、船行時注意ニ須  
スルモノノ如クト誤フ

Perforated I.

Sayer Islands  
Great Sayer I.  
(7th Tajah)  
Centre I.  
Sanyasiap

馬 來

TH



	Sp rise	Np rise	M S L
Krueng Dyambo Aye (Sumatra)	X <sup>h</sup> 40 <sup>m</sup>	2.7m.	
Pak Kruen Inlet	X <sup>h</sup> 20 <sup>m</sup>	3.1.	2.3m
Puket Harbour	IX <sup>h</sup> 50 <sup>m</sup>	2.7.	2.1.
Pulau Kapai	X <sup>h</sup> 40 <sup>m</sup>	2.7.	1.8.
Wanderer Bay	X <sup>h</sup> 40 <sup>m</sup>	3.7.	
Butang Group	X <sup>h</sup> 10 <sup>m</sup>	2.7.	
Tyson Strait	X <sup>h</sup> 0 <sup>m</sup>	2.4.	
Rugged I.	X <sup>h</sup> 0 <sup>m</sup>	3.7.	
St. Kedah	X <sup>h</sup> 0 <sup>m</sup>	2.7.	
Penang Harbour	0 <sup>h</sup> 8 <sup>m</sup>	2.4.	1.7m 1.4m
Pulau Rimau	0 <sup>h</sup> 20 <sup>m</sup>	2.0.	1.4. 1.2.

MALAY PENINSULA—WEST COAST  
**SAYER IS. TO PULAU PENANG**

Compiled from the British, Netherlands and Thailand Charts to 1939

SOUNDINGS IN METRES

Heights in Metres

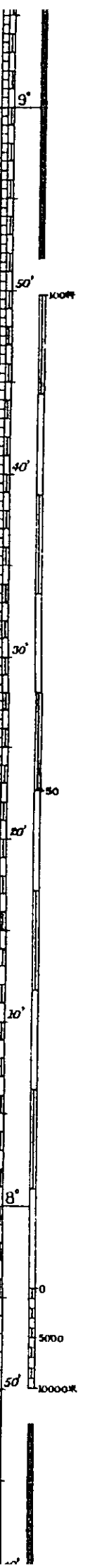
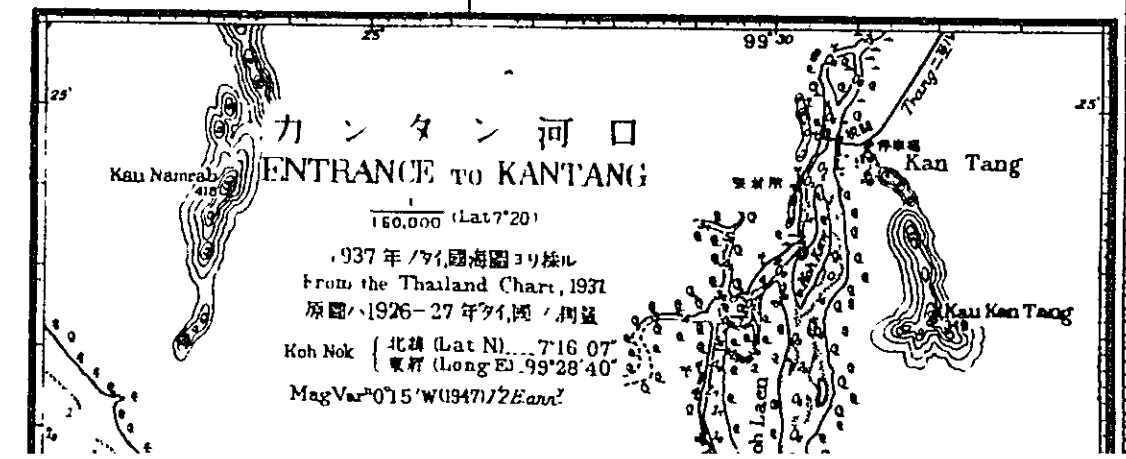
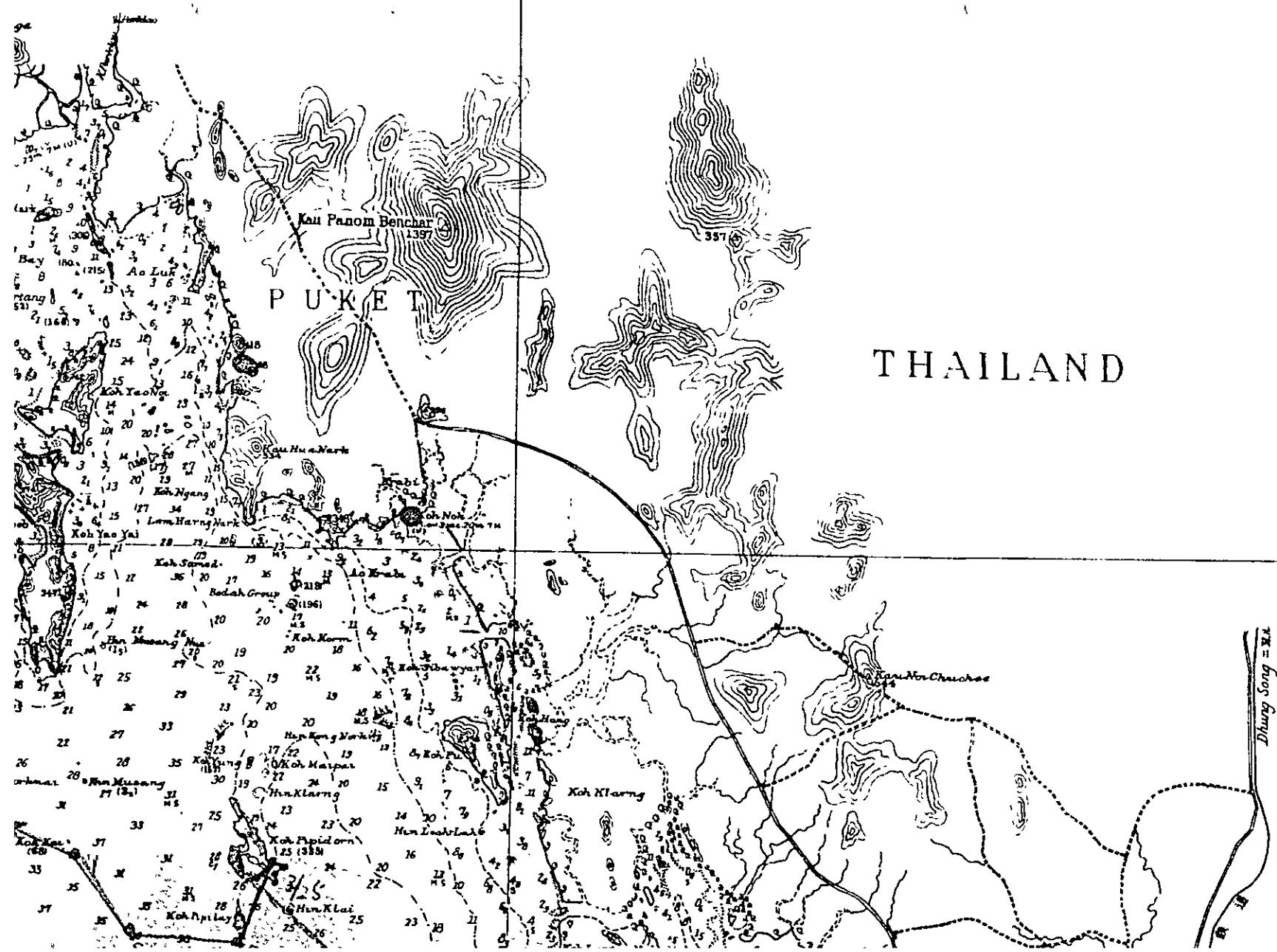
換算表 Conversion Table

Fathoms	M	F	Metres
0.54	.1		1.02
1.09	.2		2.05
1.64	.3		3.08
2.18	.4		4.11
2.73	.5		5.14
3.28	.6		6.17
3.82	.7		7.20
4.37	.8		8.23
4.92	.9		9.26
5.46	1.0		10.29
54.68	100		102.88

馬來半島

THAILAND

Muang Panga



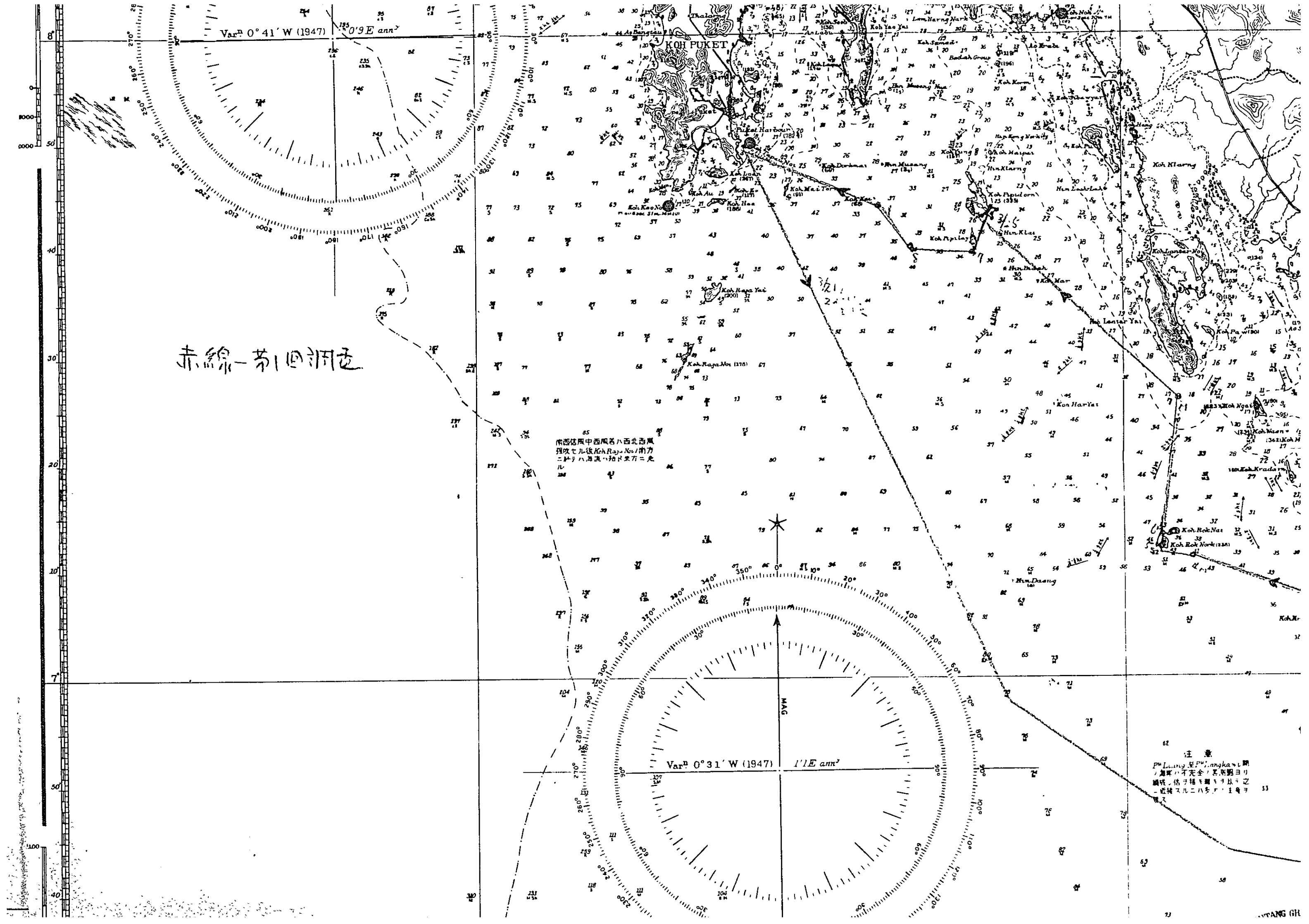
Var<sup>n</sup> 0° 41' W (1947) 0'9 E ann<sup>y</sup>

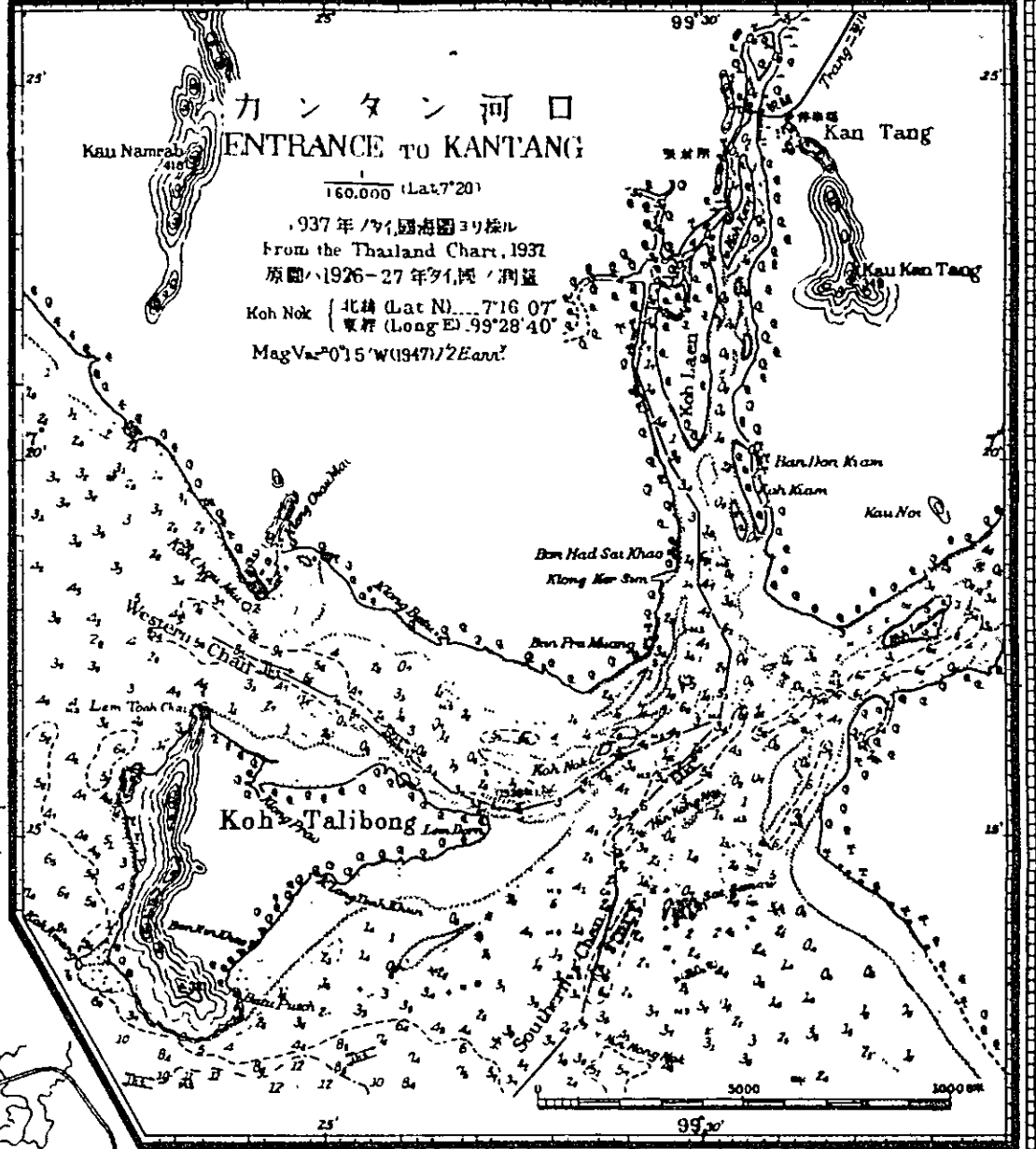
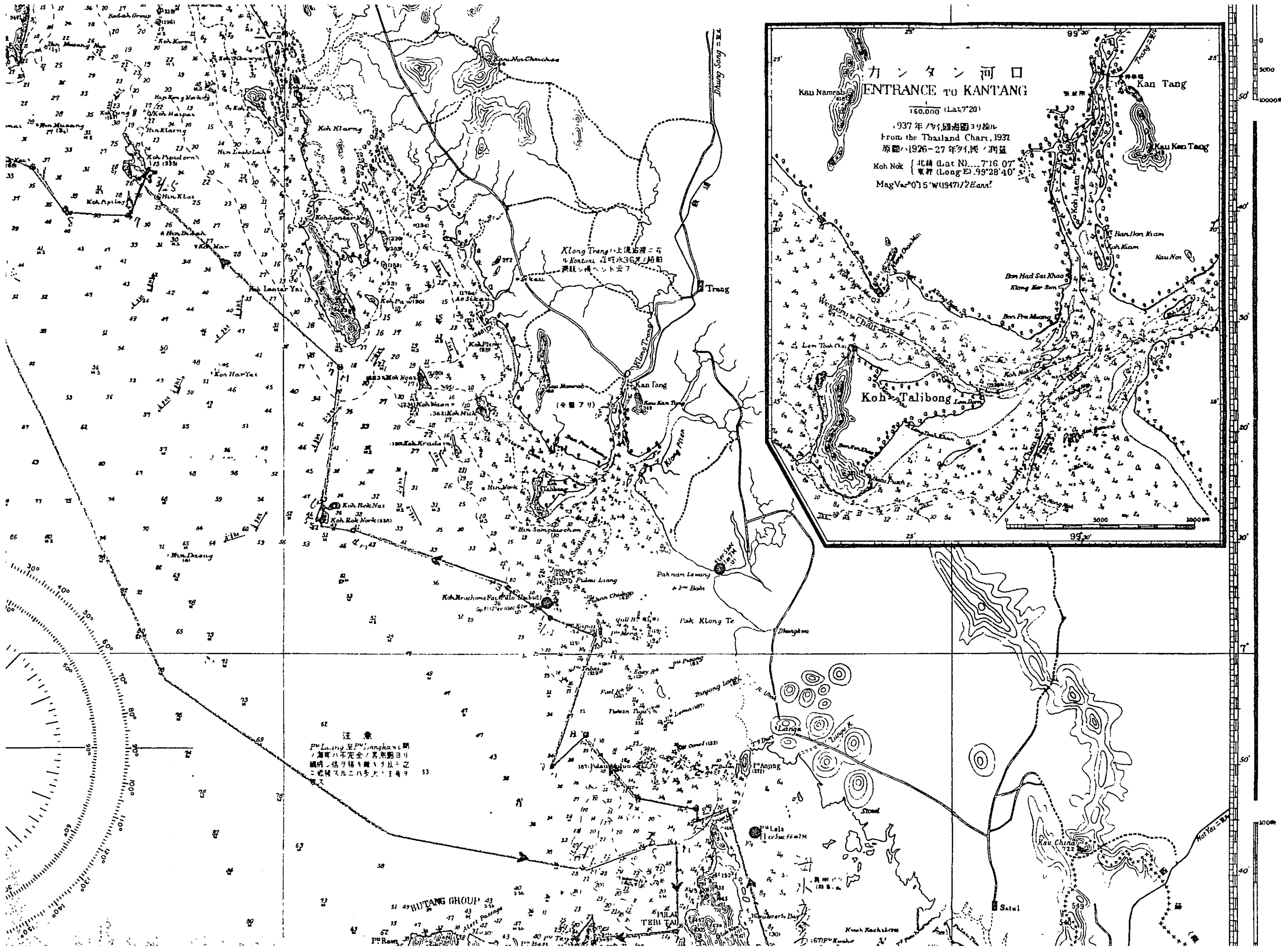
赤線一帯の調査

南西信風中西風者ハ西北西風  
強吹セル後 Koh Raja No. / 南方  
ニ於テハ海流ハ殆ド東方ニ流  
ル

Var<sup>n</sup> 0° 31' W (1947) 1'1 E ann<sup>y</sup>

注意  
P<sup>n</sup> Langk. 至 P<sup>n</sup> Langka. L. 間  
ノ海流ハ不完全ノ其形勢ヨリ  
編成シテ予報スルニ以テ之  
ニ近接スルニハ多クノ注意ヲ  
要ス





注意  
 PM Liang 至 PM Jangkang 間  
 海深ハ不完全ノ原因ヨリ  
 編成ニ依リ若干ノ誤リアリ  
 ニ注意スルニハ要ス

51 49 BUTANG GROUP 43

PULAU TERI TAI

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

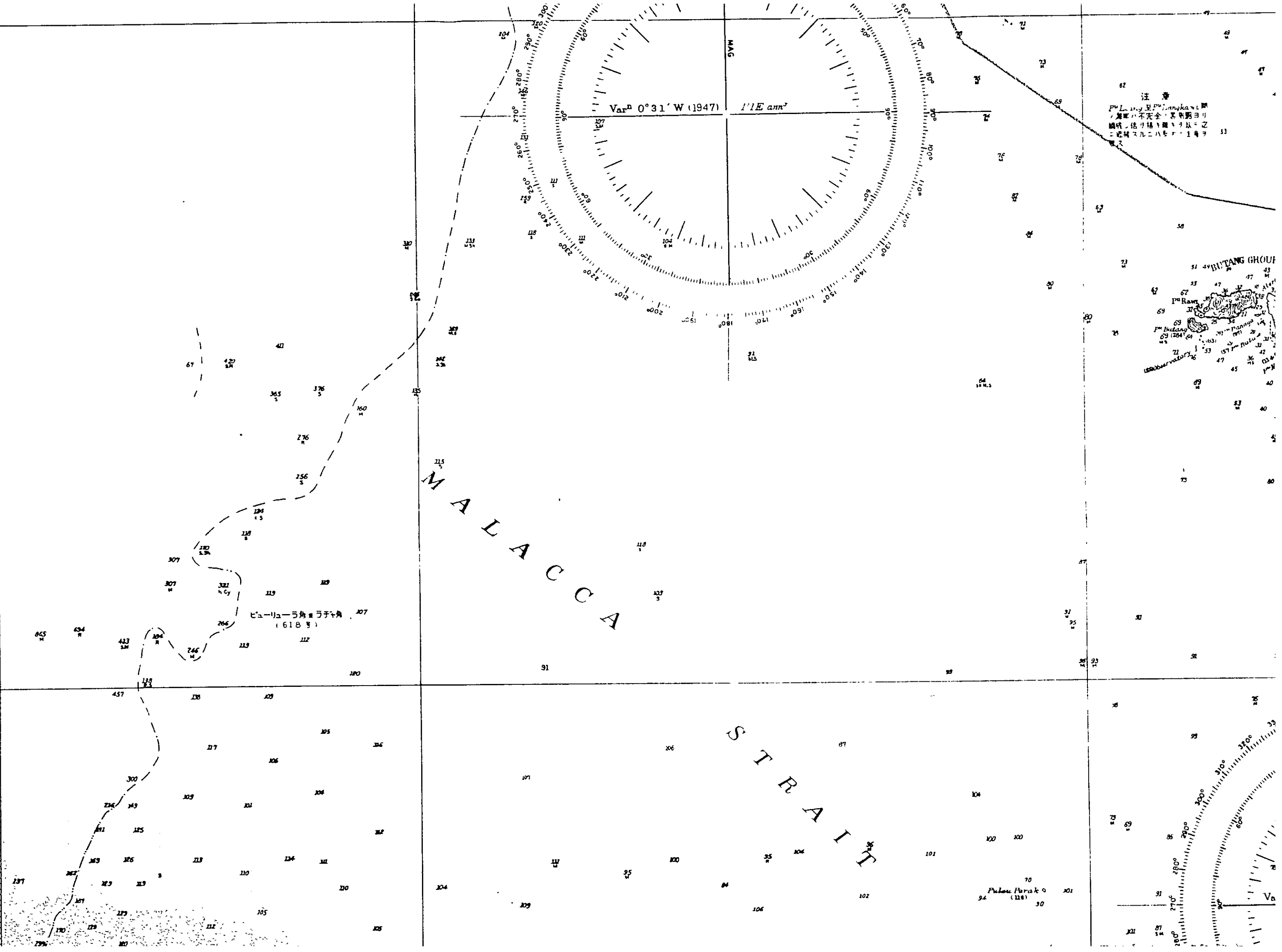
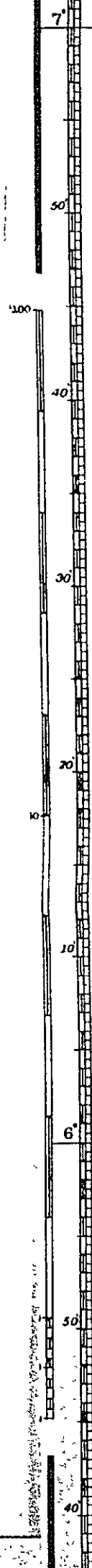
PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

PM Baw

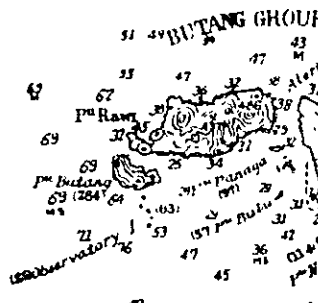


MAG  
Var<sup>n</sup> 0° 31' W (1947) 1'1E ann<sup>2</sup>

注意  
P<sup>n</sup> L<sup>n</sup> 及び P<sup>n</sup> Langkat 諸島  
の海軍ハ不完全、其範圍ヨリ  
編成、後ヲ補ハシテ之ヲ  
ニ添補スルニハ各ノ主島ヲ

MALACCA STRAIT

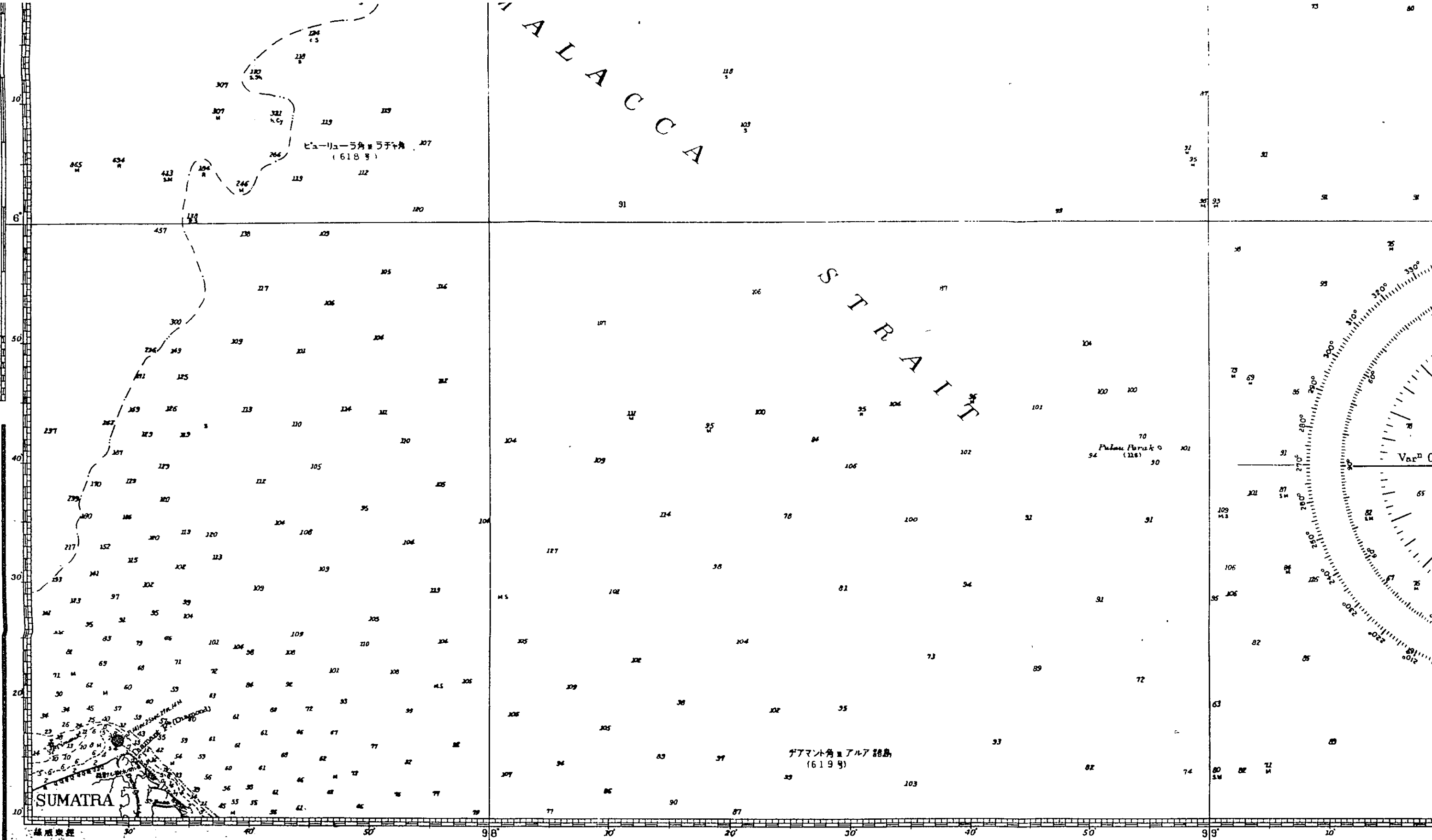
ピュールー角ヲ十字角 (618号)



P<sup>n</sup> Parak (118)

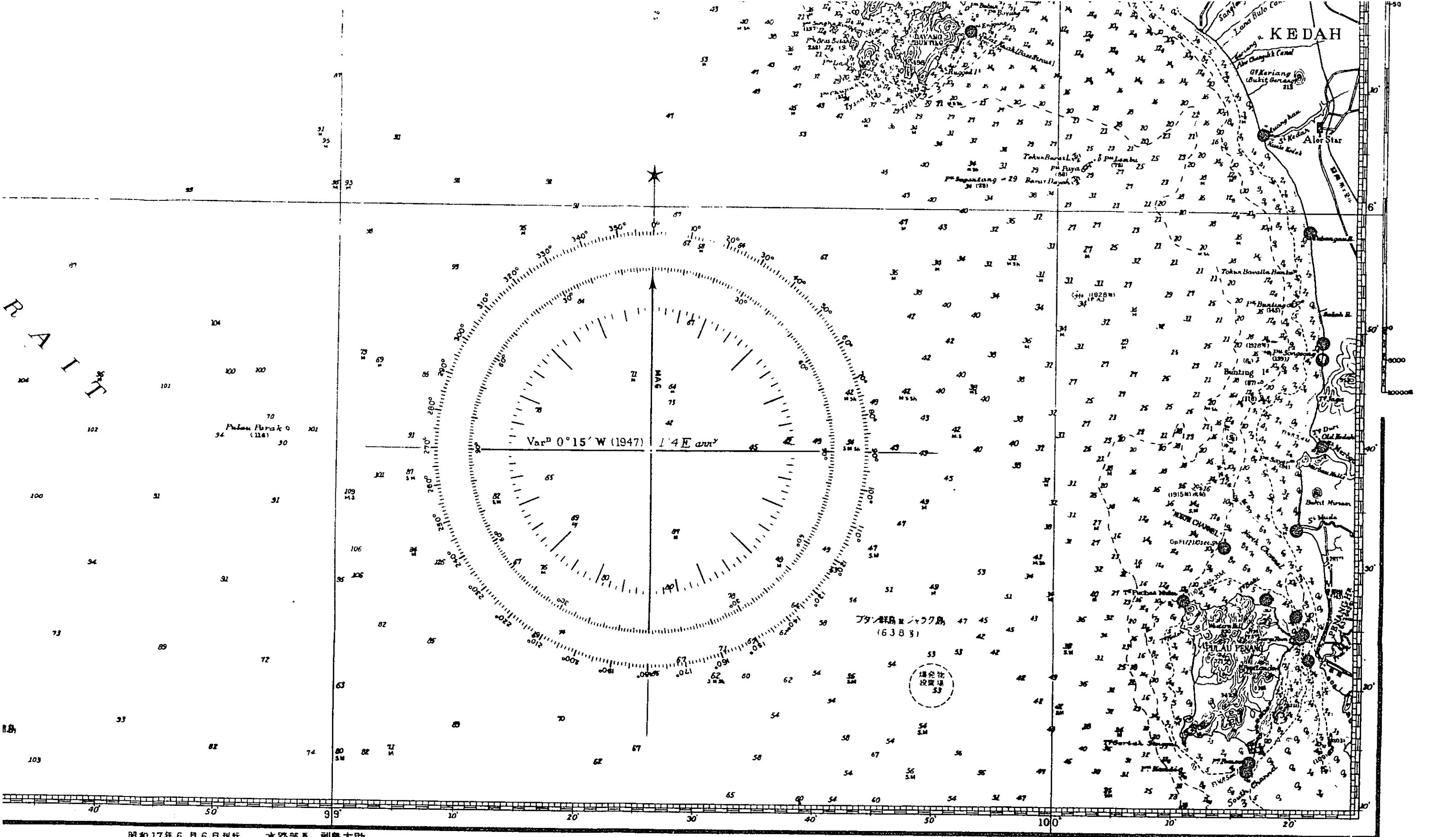






小改正 (昭和18年)-344-528-531-(24年)-452-(25年)-591-(29年)-333-833-986-1192-(30年)-19---714---(31年)-20---833---(37年)-484 ---225

昭和17年6月6日刊行 水路部長 副島大助



昭和17年6月6日刊行 水路部長 副島大助

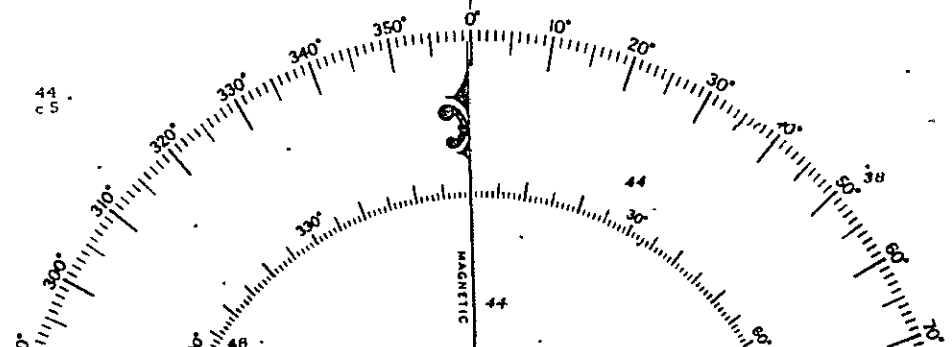
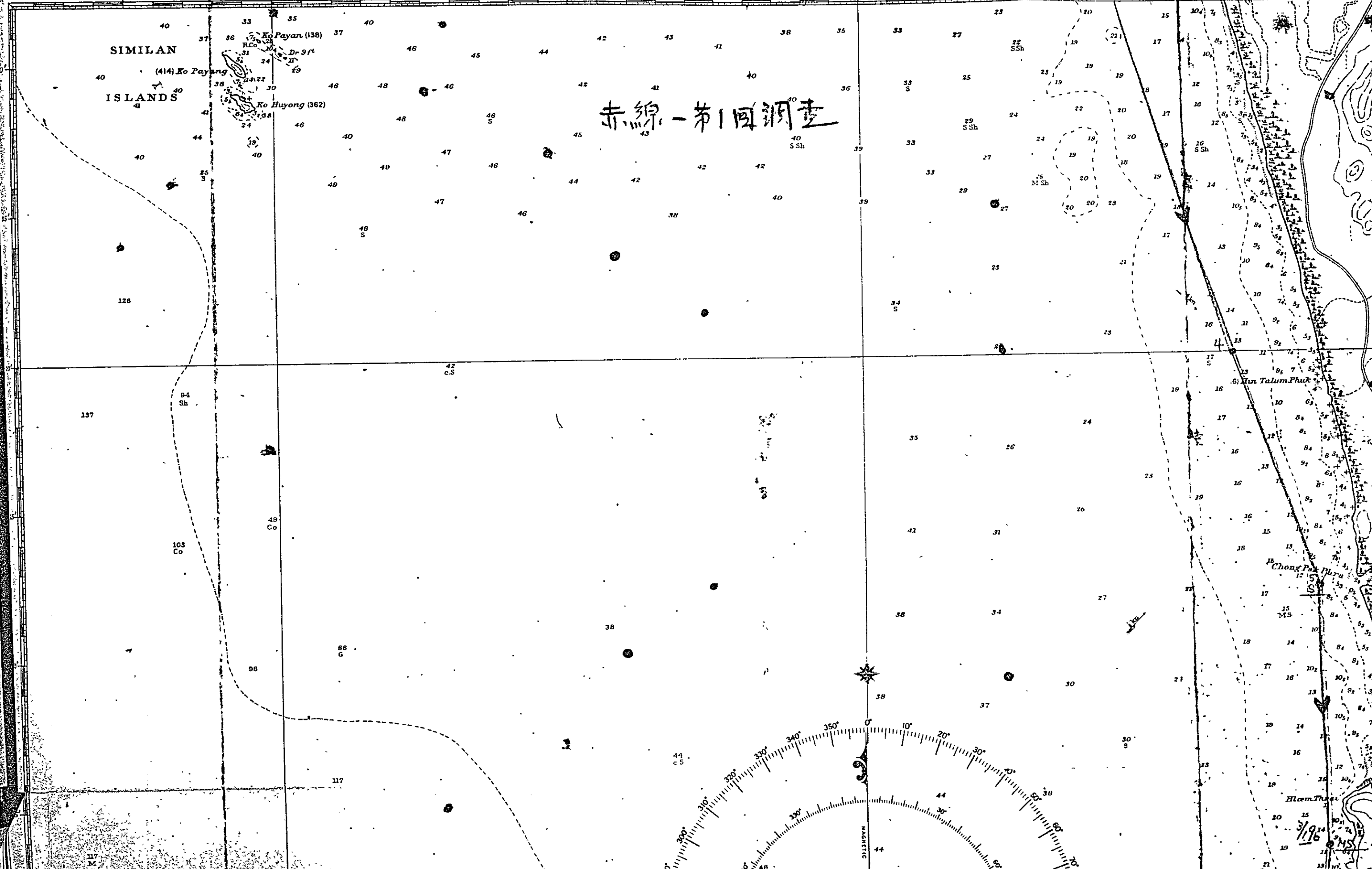
昭和17年7月13日印刷發行 水路部

No. 776  
194 78 x 67-91

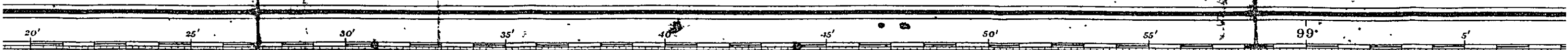
SIMILAN ISLANDS

Ko Payan (138)  
Dr 9 ft  
Ko Huyong (362)

赤線一第回調査



3/9/96  
MS 484

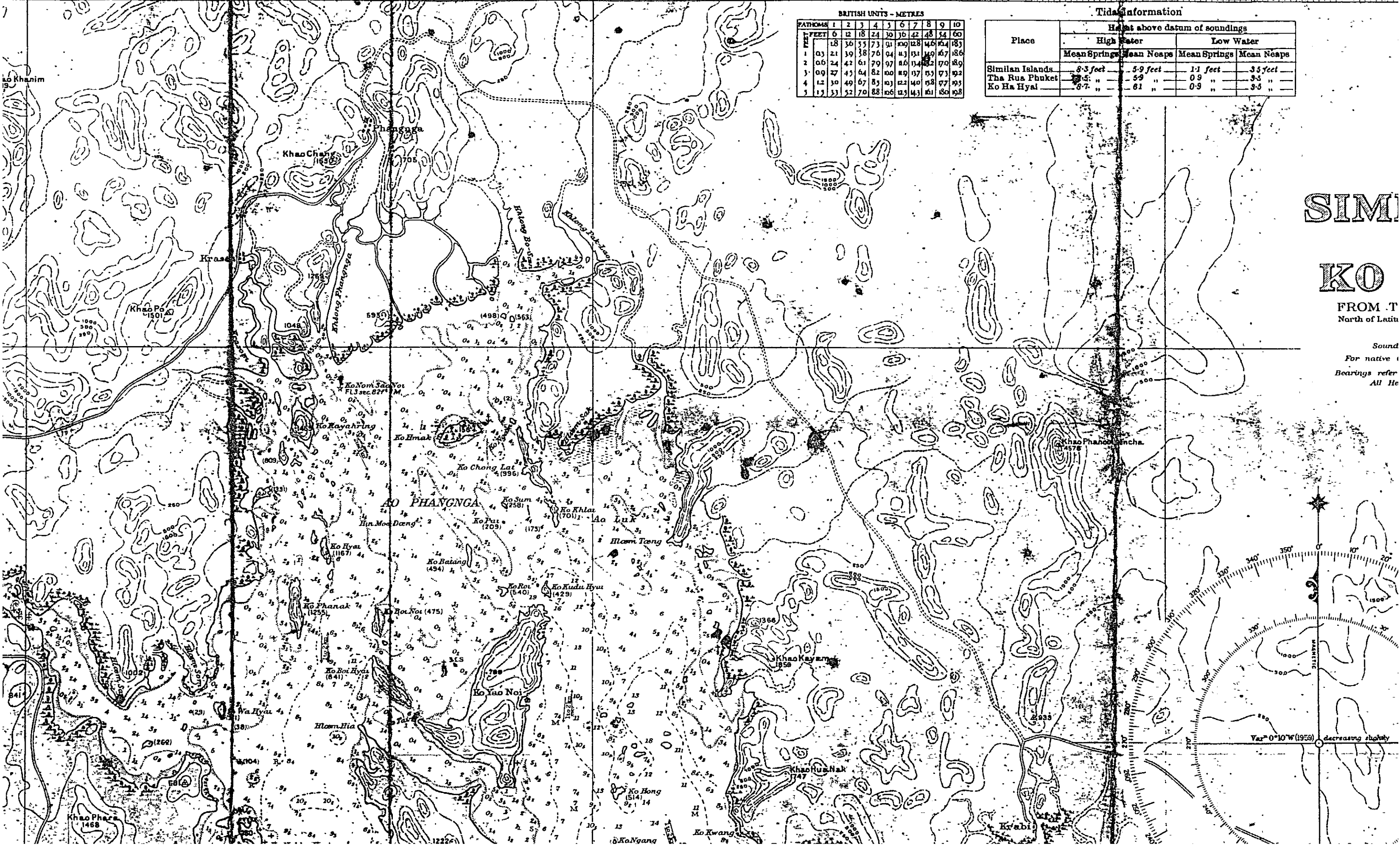


BRITISH UNITS - METRES

FATHOMS	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
FEET	6	12	18	24	30	36	42	48	54	60
METRES	1.1	2.1	3.1	4.1	5.1	6.1	7.1	8.1	9.1	10.1

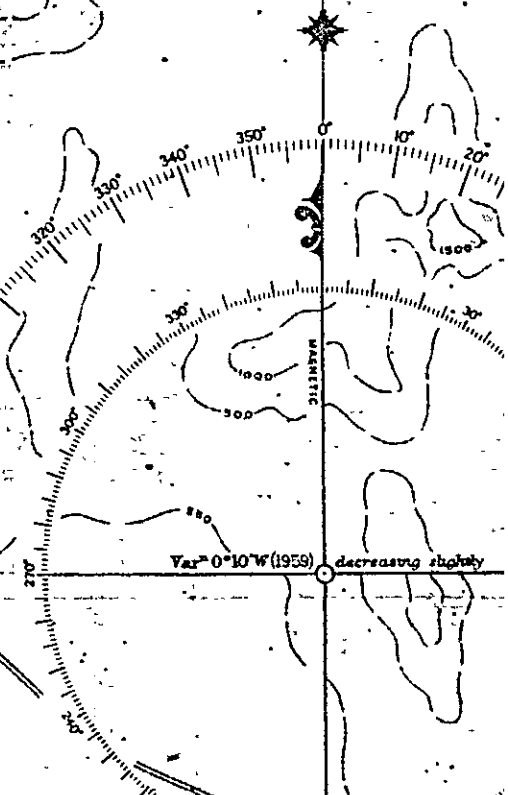
Tide Information

Place	Height above datum of soundings			
	High Water		Low Water	
	Mean Springs	Mean Neaps	Mean Springs	Mean Neaps
Similan Islands	8.3 feet	5.9 feet	1.1 feet	3.5 feet
Tha Rua Phuket	5.5 "	5.9 "	0.9 "	3.5 "
Ko Ha Hya	8.7 "	6.1 "	0.9 "	3.5 "



# SIMILAN ISLANDS KO

FROM THE  
North of Latitude  
Soundings  
For native  
Bearings refer  
All He



BRITISH UNITS - METRES

FATHOMS	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
FEET	6	12	18	24	30	36	42	48	54	60
M	1.8	3.6	5.5	7.3	9.1	10.9	12.8	14.6	16.4	18.3
1	0.3	2.1	3.9	5.7	7.5	9.3	11.1	12.9	14.7	16.5
2	0.6	4.2	6.0	7.8	9.6	11.4	13.2	15.0	16.8	18.6
3	0.9	6.3	9.1	11.9	14.7	17.5	20.3	23.1	25.9	28.7
4	1.2	8.4	12.6	16.8	21.0	25.2	29.4	33.6	37.8	42.0
5	1.5	10.5	15.7	21.0	26.2	31.4	36.6	41.8	47.0	52.2

Tide Information

Place	Height above datum of soundings			
	High Water		Low Water	
	Mean Springs	Mean Neaps	Mean Springs	Mean Neaps
Similan Islands	8.3 feet	5.9 feet	11 feet	3.5 feet
Tha Rua Phuket	7.5 "	5.9 "	0.9 "	5.5 "
Ko Ha Hyai	6.7 "	6.1 "	0.9 "	3.5 "



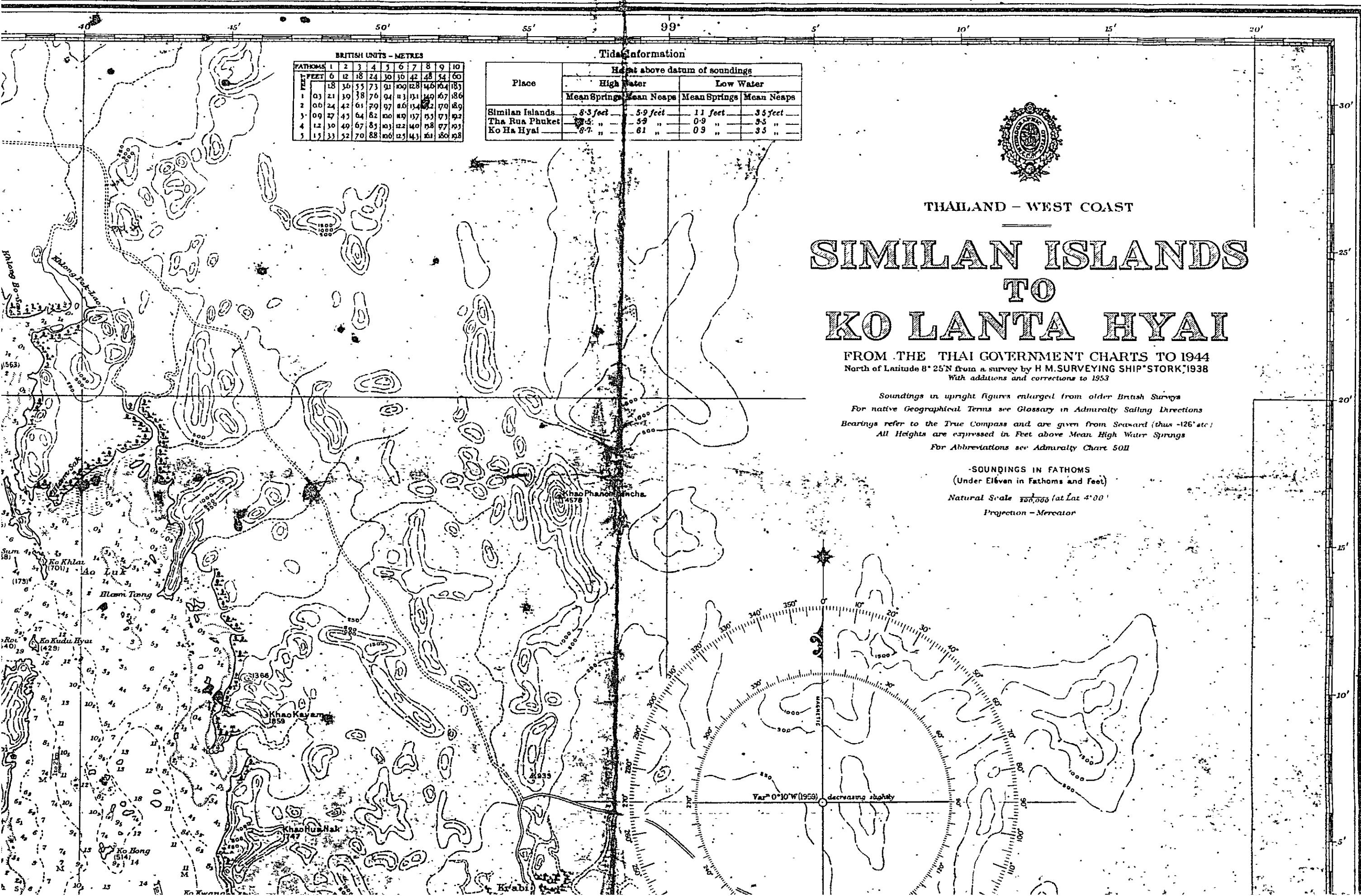
THAILAND - WEST COAST

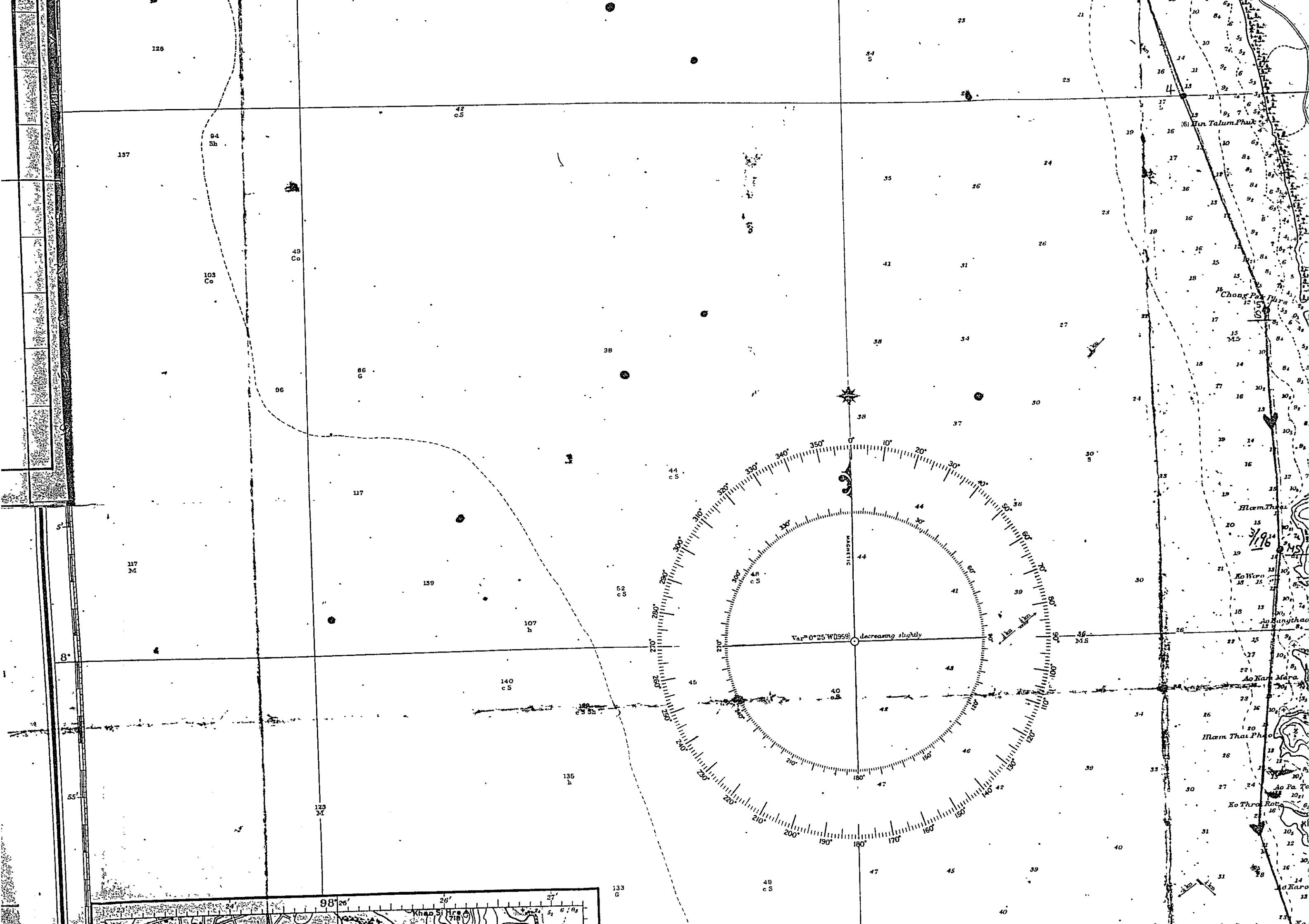
# SIMILAN ISLANDS TO KO LANTA HYAI

FROM THE THAI GOVERNMENT CHARTS TO 1944  
North of Latitude 8° 25' N from a survey by H.M. SURVEYING SHIP "STORK" 1938  
With additions and corrections to 1953

Soundings in upright figures enlarged from older British Surveys  
For native Geographical Terms see Glossary in Admiralty Sailing Directions  
Bearings refer to the True Compass and are given from Seaward (thus -126° etc.)  
All Heights are expressed in Feet above Mean High Water Springs  
For Abbreviations see Admiralty Chart 5011

-SOUNDINGS IN FATHOMS  
(Under Eleven in Fathoms and Feet)  
Natural Scale 1:100,000 (at Lat 4° 00')  
Projection - Mercator





SI

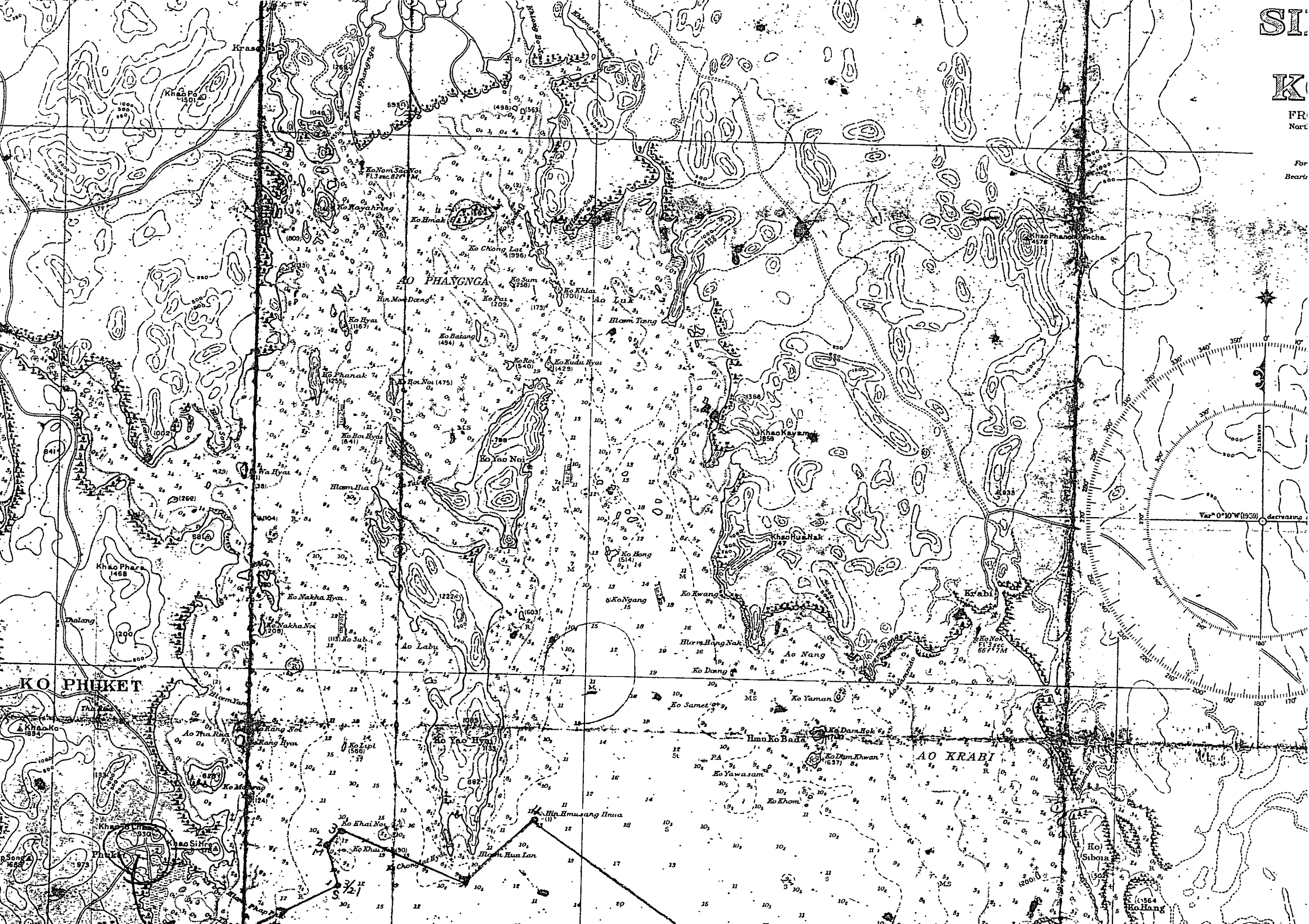
K

FR

Nort

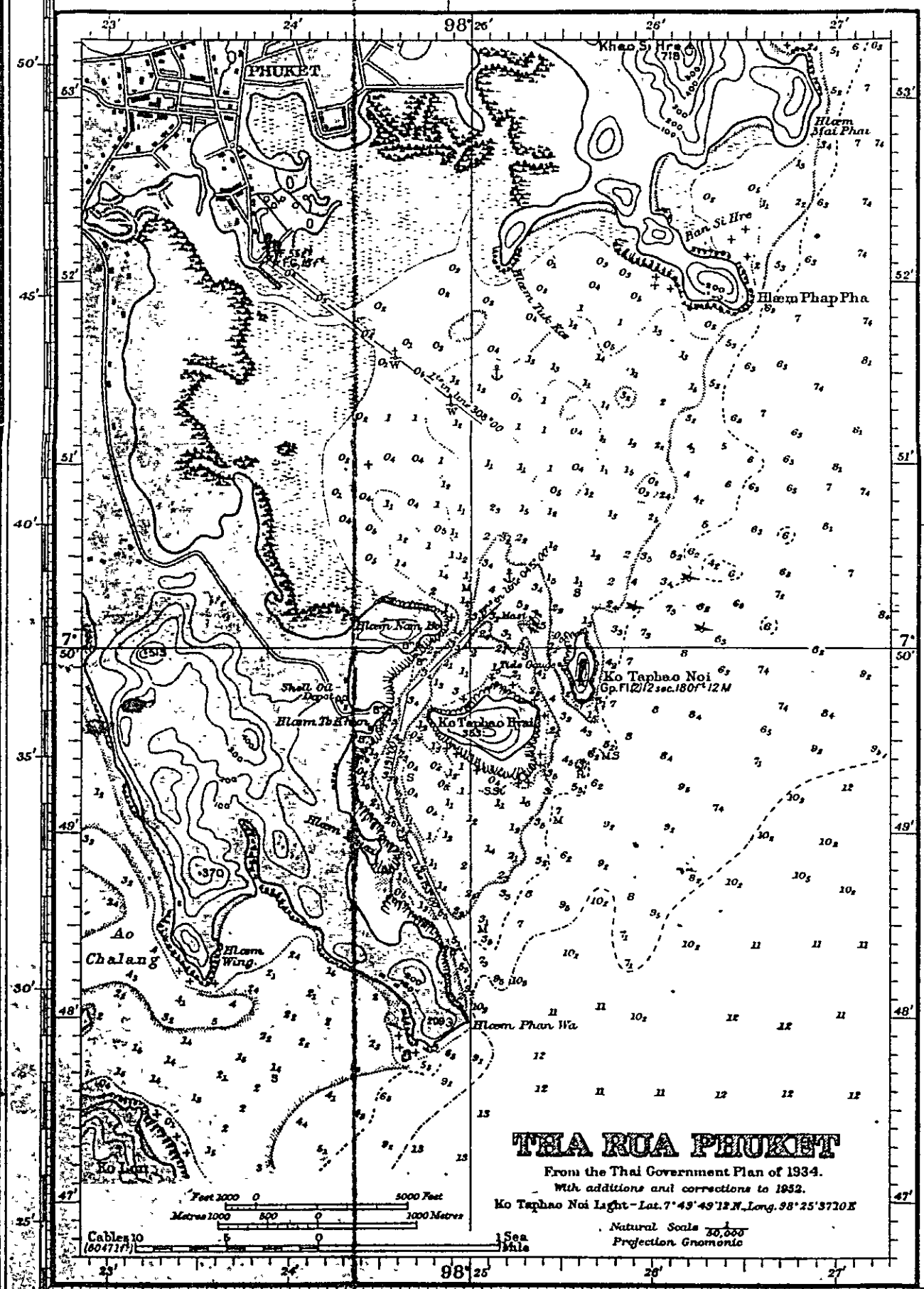
Pa

Beart

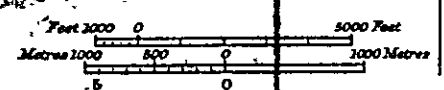








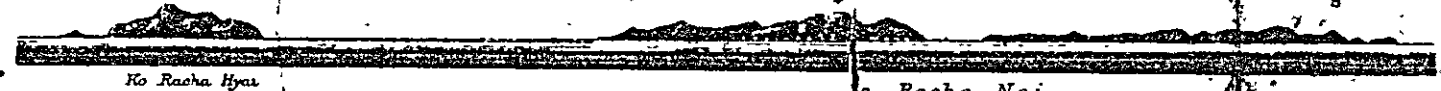
**THA RUA PHUKET**  
 From the Thai Government Plan of 1934.  
 With additions and corrections to 1952.  
 Ko Taphao Noi Light - Lat. 7° 49' 49" N. Long. 98° 25' 37" E



Cables 10  
(604717)

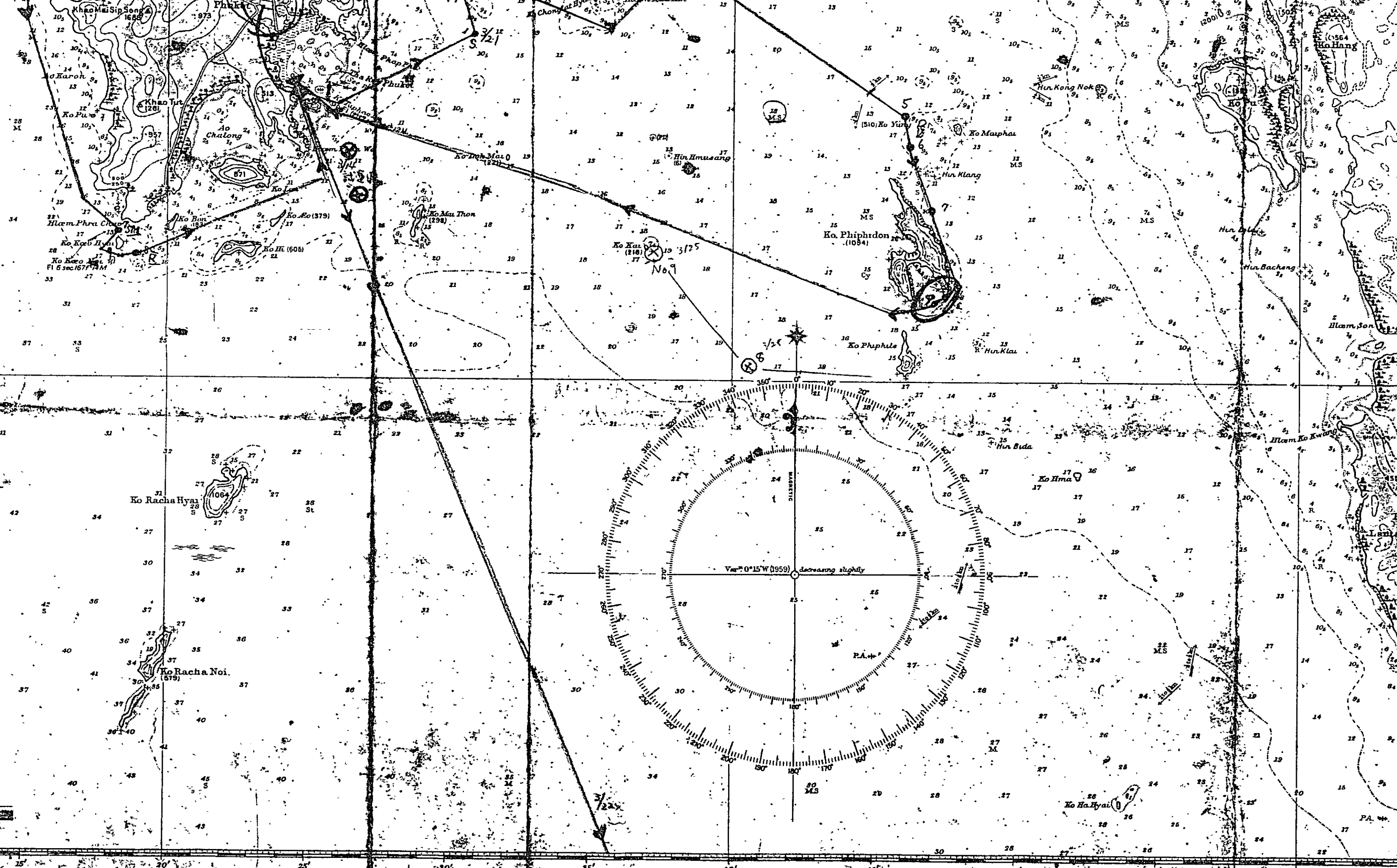
Natural Scale 30,000  
 Projection Gnomonic

Small corrections 1956-1957-1958-1959-1960-1961-1962

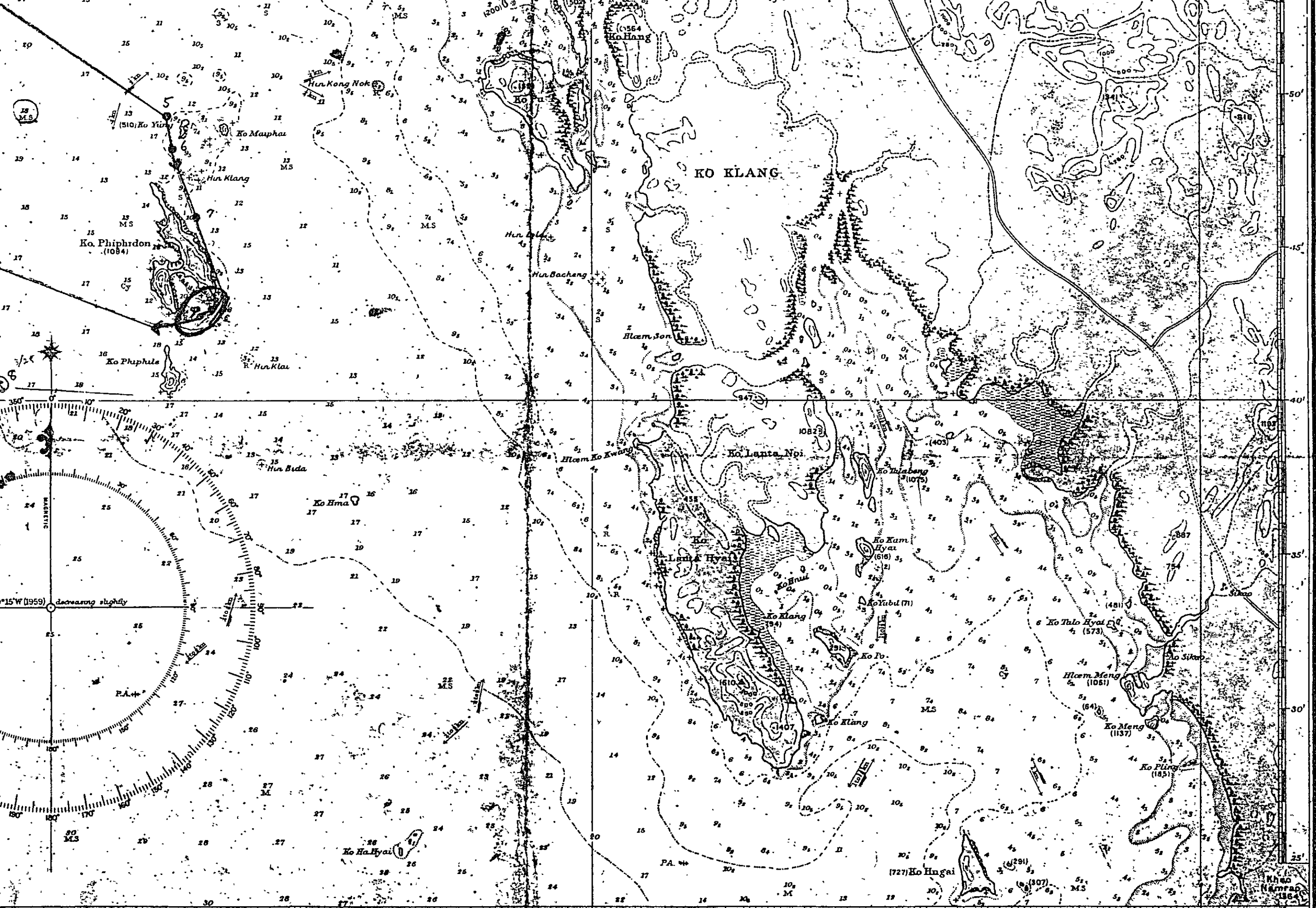


View (at Lat. 7° 30' N. Long 98° 0' E. approx)

Longitude 98° East from Greenwich



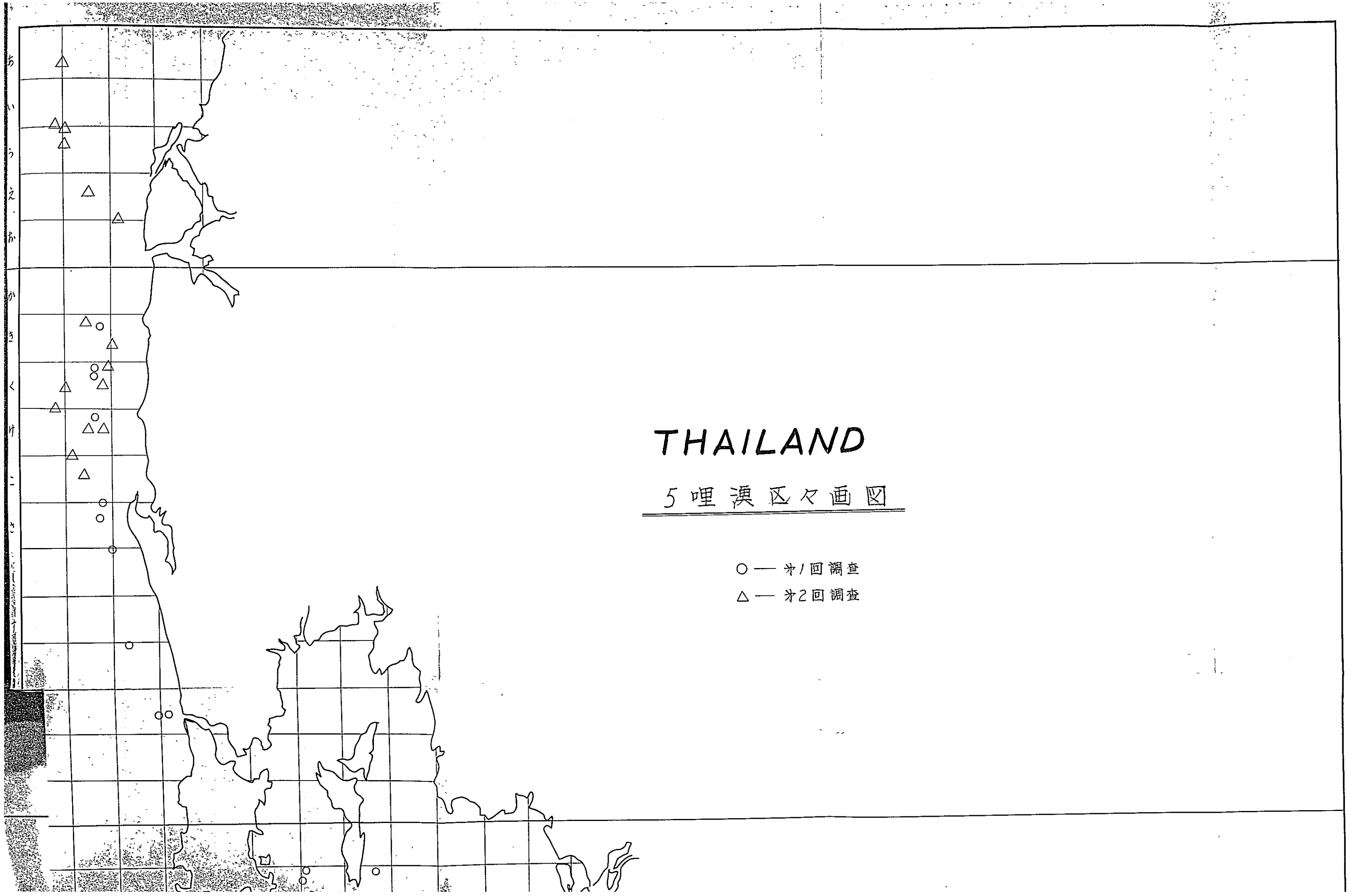
Adjoining Chart No 3942



Adjoining Chart No. 3942

(40 50 = 25 00) Part Machine engraved 1955

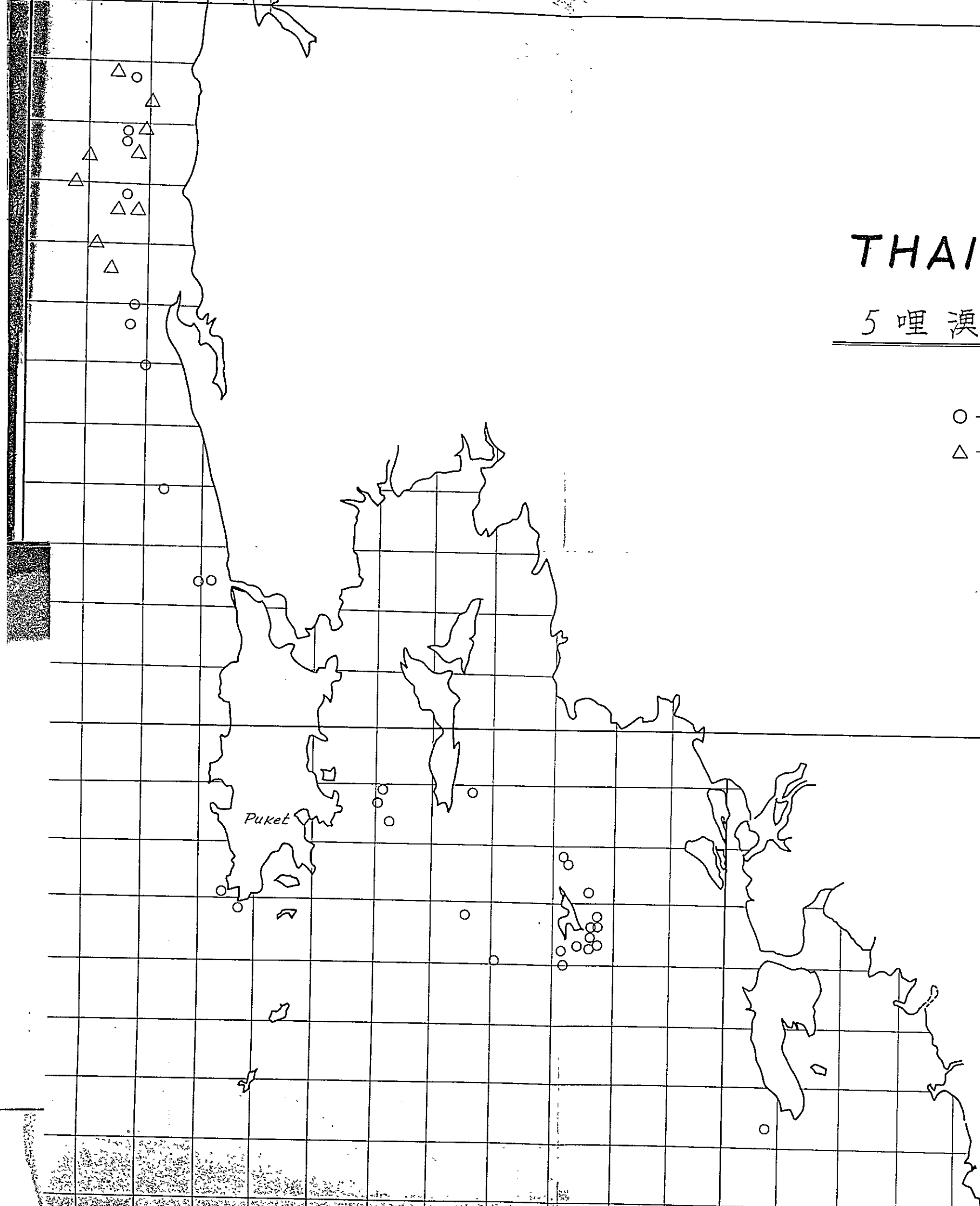
3941



# THAILAND

## 5哩澳区々画図

- — 1回調査
- △ — 2回調査

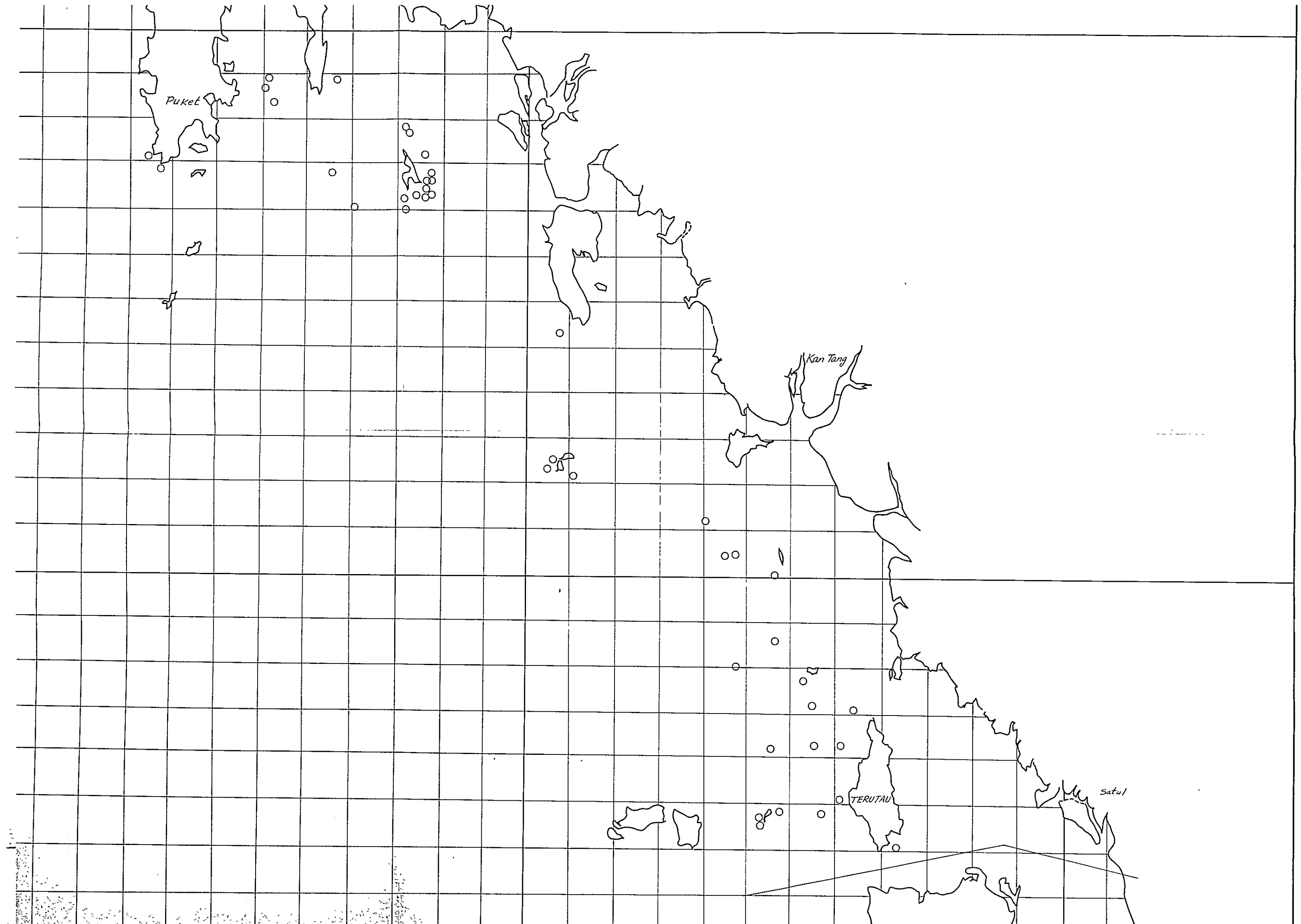


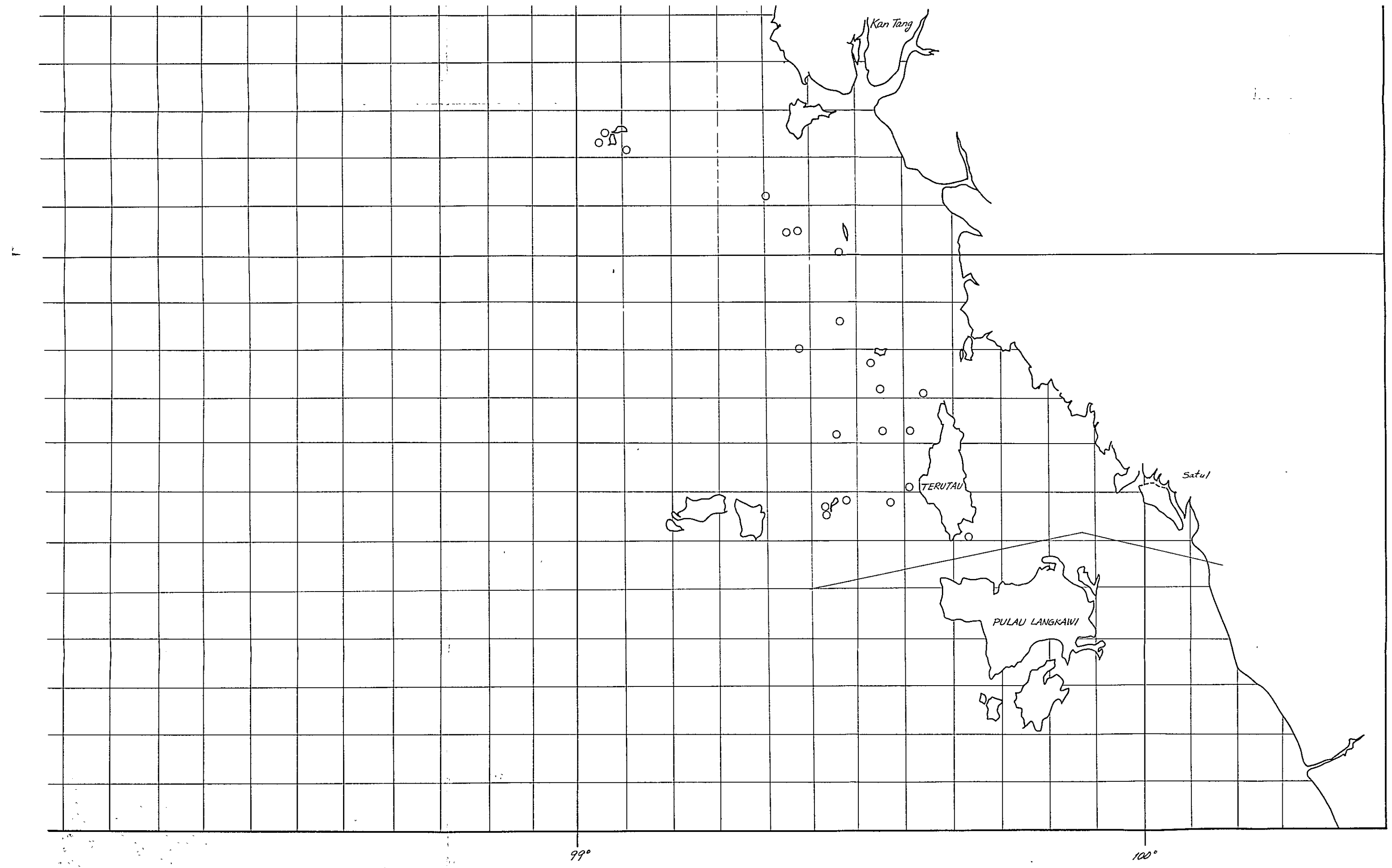
# THAILAND

## 5 哩 澳 区 々 画 图

- — 才1回調査
- △ — 才2回調査

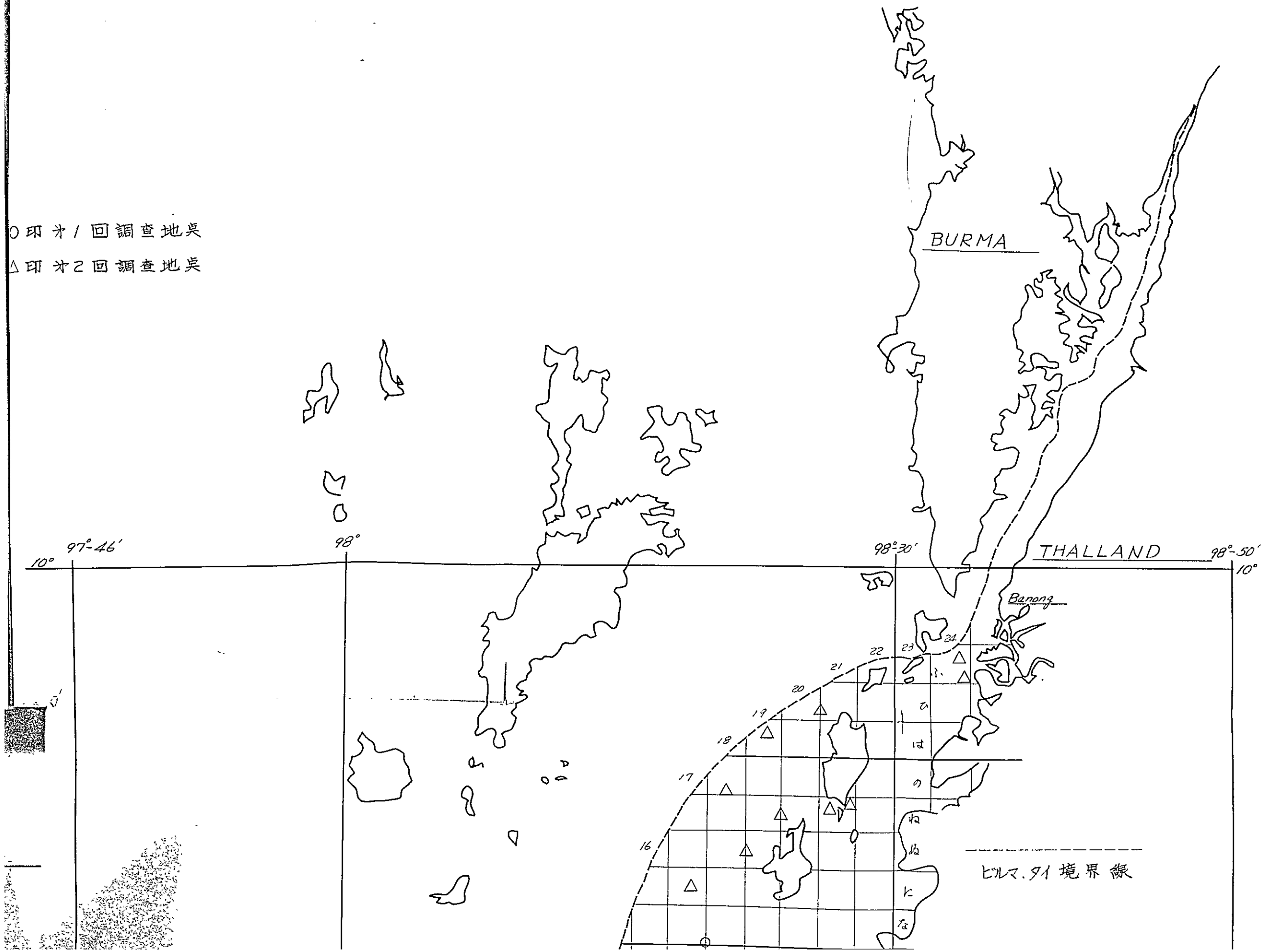
Kan Tang







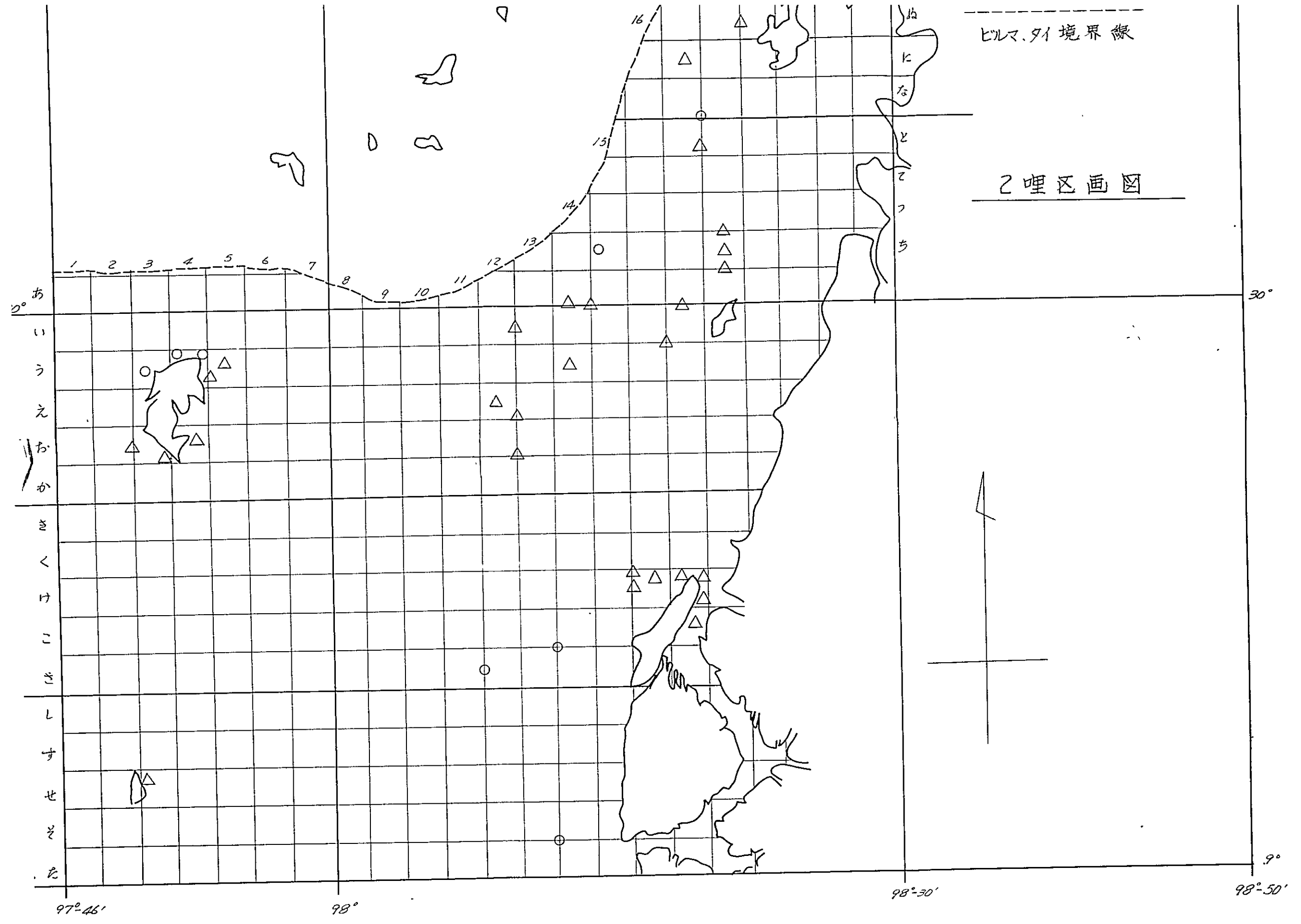
○ 1回調査地吳  
△ 2回調査地吳

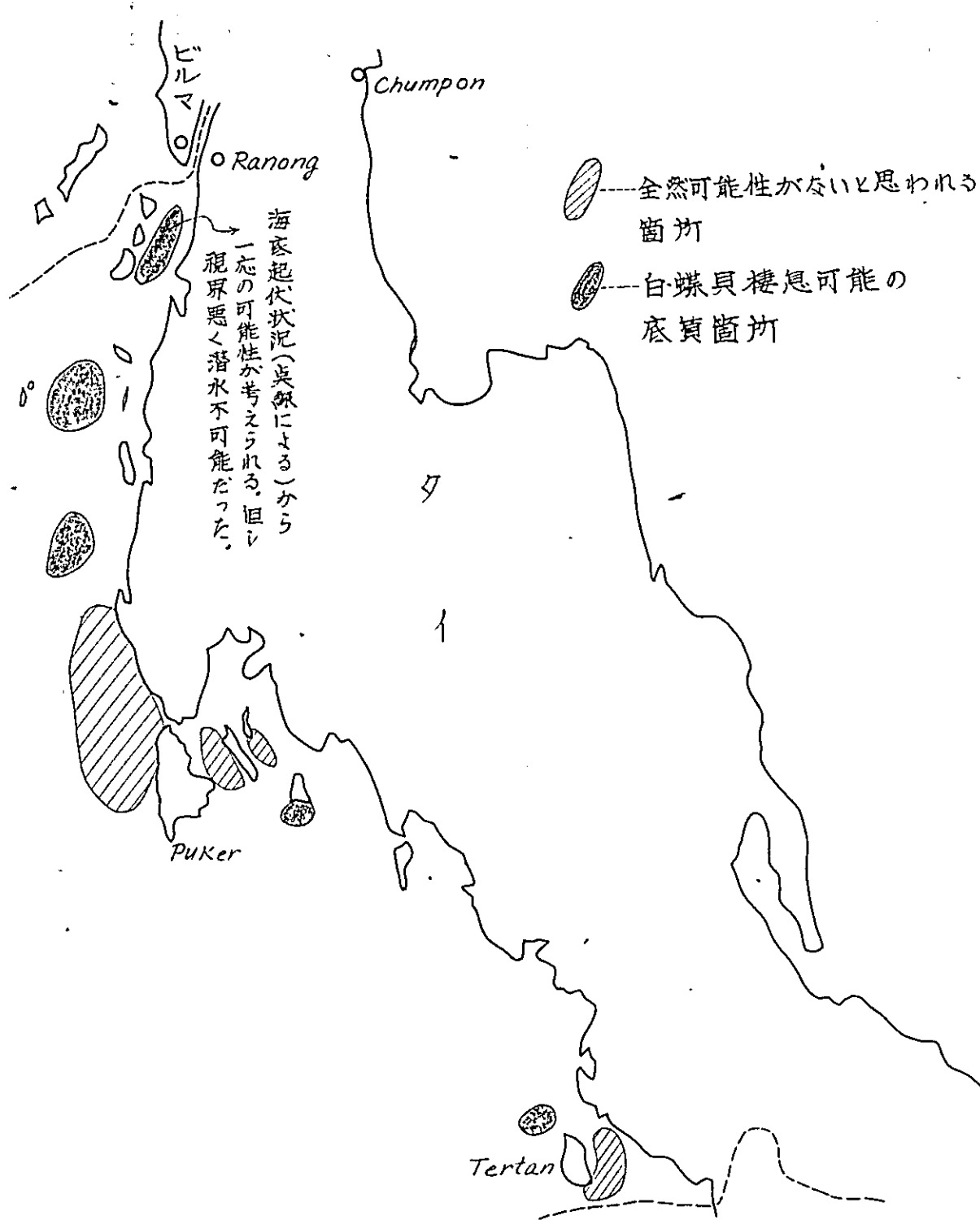


ビルマ・タイ境界線



ヒルマ、タイ境界線

乙哩区画図





海底起伏状況(英領による)から  
 一定の可能性が考えられる。但し  
 視界悪く潜水不可能だった。

- 
 -----全然可能性がないと思われる  
 箇所
- 
 -----白蝶貝棲息可能な  
 底質箇所

タ  
 イ

Puker

Tertan

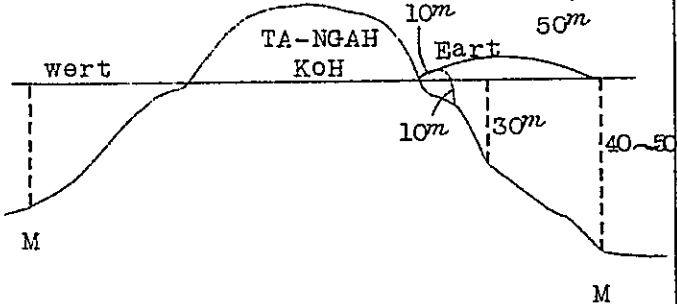
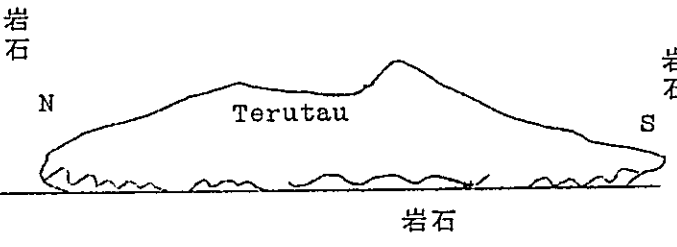
各調査地点の所見

月日	延番号	番号	備考
3/17	1	1	3月16日14 <sup>h</sup> 00ブケ,を出港夜航海にて.17日07 <sup>h</sup> 40漁場到着 調査船名;ブラモン3号(木船40 <sup>sq</sup> ,D240P)パロメーター,寒暖計なく気圧,気温,水温は推定値。 二枚貝5~6ヶ採取。 海藻その他の生成物なし
17	2	2	海底起伏なくなだらかで海草類,貝類其他生成物が見当らず $\approx$ 1潜水場所と略同じ。
17	3	3	goh Sinderar Nuaの北側。 この地点は山が高い関係で海深く,魚探測定でも50m以上の深海であり島の近辺(磯)でない潜水適地なし 予想より遙かに汐流がない又魚が少ない様に思われる。 ナマコが多く見受けられた。 表面水温と海底水温の差があり,潜水浮上途中でもダイバーの身体に影響あり
17	4	4	海底水温は冷めたい,アラフラ海の様な汐流の変化なく $\approx$ 3回の場所と略同じ
17	5	5	gon Sinderar Taiの西側300m沖合 泥砂に所々岩盤,サンゴ礁等あり,海底に変化あり 白蝶貝の棲息地と思われたので長時間潜水したが貝の棲息認められず
3/18	6	1	Koh Rhの西側 昨日1,2回潜水地点と底質略同じ,貝の棲息場所としての価値認められず
18	7	2	Eの微風で潜水作業容易である West Part of Koh Pah 7 miles 貝殻砂地に所々リーフ地もあり生物も見受けられ底質からみて今までの潜水地点の中で一番白蝶貝の適地と思われるが貝は見当らなかつた。 砂地のため視界(海底)がよい。 1枚貝を採取する。
18	8	3	goh Khor水道4 <sup>哩</sup> 沖で,水深は浅く潜水容易であるが泥深く足首まで入る場所で視界悪く又貝の棲息を認めず。 海藻類もなく漁場としての価値はない。 水道口なので特に濁りが多い様に見受けられる。

月日	延番号	番号	備考
3/18	9	4	West of Ban- tung Tuk, 10 miles ドロ砂に生成物, リーフ地石有り, 白蝶貝棲息適地 と思われるが, 発見出来ず。 うぐいす貝 (Petnm), まべ貝あり。海蛇あり。
18	10	5	West of lam Hua krang Noi 8 miles 沖 生成物, サビ, 等あり, 白蝶貝棲息適地である。潜 水してすぐ始めて白蝶貝 1Pair 採取する。相当時 間調査したが, 発見できず。 若貝・稚貝の棲息もなく。採取せる貝は3 ~ 4年貝で のびもよく貝質もよい。
18	11	6	前回の場所附近を潜水する 生成物とリーフ地の間に白蝶貝 2 Pair 採取する。 何れも老貝であり若貝・稚貝は見当らなく採取貝は 大きく 1 Pair で 3 Kg 近くある。 資源的に豊富な漁場とは考えられない。
18	12	7	West of Lam Klong- Yai 7 miles 所々に砂地あり。
3/19	13	1	生成物, さんど礁なく白蝶貝の漁場と認められない。 15分で浮上する。
19	14	2	泥深くて海底に生成物なし。
19	15	3	全般に汐流の変化なく, 海藻類, の少なく魚族の種 類もない。
19	16	4	足首まで入る泥で見込みなく5分後浮上, 視界も悪 い。
19	17	5	赤砂で海底には生成物なく, 貝類もない。
19	18	6	ブケ, 島の西海岸, (NW of Ao Bang- Thao Imile) 泥深く漁場価値なし

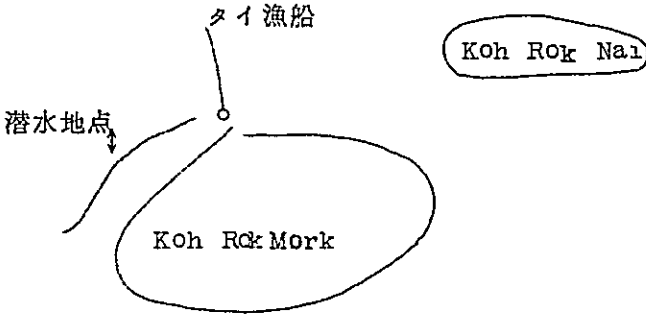
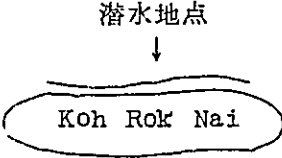
月日	延番号	番号	備考
3/19	19	7	West of Lam Pra-Chao $\frac{1}{2}$ miles
21	20	8	Ko Koeo Hyaiの南東1 miles, Koh Kao noi と Koh Kao yai の間, 岩盤で起伏あり, 所々砂 地あり。 ブケ, へ燃料, 水, 食料補給のため帰港する。
21	21	1	South of Koh Kai nok $\frac{1}{2}$ miles 08 <sup>h</sup> 00, 大使館永田書記官をのせ出発する, 近く に錫の海底採掘船あり。 この附近は全般に砂多く貝の棲息に適せず
21	22	2	West of Koh Kai nok $\frac{1}{2}$ miles 多少の生成物を見る。狭い部分に, 白蝶貝漁場と思 われる場所あるも採貝出来ず。
21	23	3	North of Koh- Kai Nock $\frac{3}{5}$ miles 流速弱きため場所の移動困難。 流向一定せず操船困難である。 おに貝一個採取。
21	24	4	West of Hion nu Song Nua $\frac{1}{5}$ miles 泥深く足くびまで入る。 白蝶貝の漁場とは認められない。
21	25	5	West of Koh yung $\frac{2}{5}$ miles 前回と同じく軟泥で見込みない。
21	26	6	S.W. of Koh- Yung $\frac{3}{4}$ miles 軟泥で生成物棲息を認められず。
21	27	7	濁りのため海底視界0であつた。
21	28	8	S of Koh Phi-Phi Don $\frac{8}{5}$ miles 砂ドロ, に生成物あり, ゴロゴロ(小石)場所で適 当な起伏あり白蝶貝漁場として最適と思われる。 生成物の近くでPains採取するも内1ヶは死貝で あり, 大型貝で1ヶ3Kg近くあり年数が7~8年と 推定される。

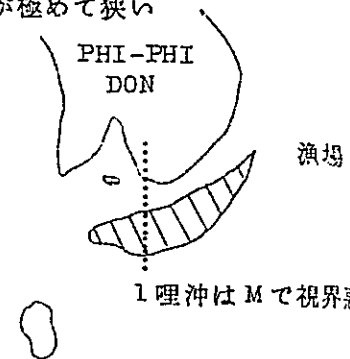
月日	延番号	番号	備考
			漁場としては非常によいと思われるが、若貝、稚貝の棲息が認められない。採取した貝に附着物が認められない。
3/21	29	9	S of Keh Phiphi Don, $\frac{1}{5}$ miles 前回と底質変わらず場所としてはよいが、密集場所、若貝、稚貝が見えず。 貝の棲息したことは認められるが老貝ばかりでは込みない。平均1ヶ2.7Kg~3.0Kg 永田書記官帰島のため17 <sup>h</sup> 50調査打切り、ブケ航走する。
3/22	30	1	West of Koh Terutau 10 miles アラフラ, Sea, West 漁場沖と底質的によく似た所か所々にある生成物リーフ地なし。貝類発見せず。この附近も汐流弱い。
22	31	2	West of Koh Terutuu $6\frac{1}{2}$ miles 堅い砂ドロで視界悪い、汐流が不規則で操船が困難である。 貝類採取 りゆりきゆうひおおき いも貝 やくしま宝 そで貝 まくら貝 まど貝(死) 一枚貝
22	32	3	本日の3回潜水場所は相当期待された所であるが生成物、貝類、藻類、魚類見られず白蝶貝の漁場は認められない。 大汐に近くなり汐流も変化ある筈なるも全々感ぜず毎日、天候、海況よく仕事はやり易いことが幸である。
22	33	4	流速殆んどなく、上層海水も色悪し。 軟泥で視界0
22	34	5	West of Koh Tarutau Ngan $\frac{2}{5}$ miles Tarutau S.W 海面は軟泥で海変色し視界不良 白蝶貝の棲息不可能と思われる。 附近に魚船(トロール)操業中。
3/23	35	6	East of Koh Ta Nagah $\frac{1}{5}$ miles 二階層(上層と下層の汐の流れが反対)で潜水困難がある。生成物其の他なく貝の棲息に適せず。 島の周辺が浅いが100mも沖へ出れば40m~50m程度となる。附近トロール漁船操業中。

月日	延番号	番号	備考
3/23	36	2	<p>South of Koh, TA-NGAH            前回潜水の西側と底質変わらず，深い泥地で貝類の棲息に適せず            ウェンド（風と汐が反対）の為潜水中場所の移動困難で，操船，潜水困難            この島の周辺を3ヶ点潜水せるも島の10m位岸まで水深60~30mであり汐流が不規則である。            Tarutau 北端よりWest側（No.30, No.31）潜水地点は底質より見て稍よいがSouthへ下るに従い又Koh TA-NGAH 周辺も泥深く貝の生棲見込みなし。</p> 
23	37	3	<p>West of Southern Part of Koh Terutau 4<math>\frac{2}{5}</math> miles            泥深く膝まで入り視界0で潜水不能</p>
23	38	4	<p>魚採測定によれば Koh Terutau west の水深は海図記載のそれとよく一致する。            10h00マレー，タイの境界線に達するもこの附近一帯は海水変色し海底視界0で濁り甚だしく潜水不能である。又汐流の変化少なく水産資源全般に乏しいように思われる。底質は粘土泥で広範囲にわたる。附近魚の定置網多し            11h00 Terutau 南端より East 側へ廻り wander Bay 沖経由，1時間航走せるも南端より北端までの海面は汐流殆どなく，海水変色し底質粘土泥で視界0で潜水不能であつた。            陸岸は殆んど岩石で砂浜が少なく，沖合より見て期待される場は見あたらない。</p> 



月日	延 番号	1 番 号	備 考
3/23	39	5	NW. of northern Part of Koh Terutau 2 miles 海色よく、底質は泥砂に貝殻で、白蝶貝棲息可能 あるも発見できず。 まど貝、たいらぎが多い。
23	40	6	NW of northern Part of Koh Terutau 5 $\frac{3}{5}$ miles 生成物、海藻類なく、白蝶貝の漁場とは認められ ない。
23	41	7	S. of KOH Rang-nok $\frac{1}{6}$ miles 潜水時、岩盤が、あつたが、その後は砂泥が続き 海藻類なく白蝶貝の漁場とは認められない
23	42	8	海底視界全く悪く潜水不能。
23	43	9	泥深く視界0。
23	44	10	west of Koh Phe-Tra $\frac{1}{5}$ miles 濁って視界0 本日の調査地点は全般に汐流穏かで、特に Terutau の West の一部とマレー境界附近と East 側全般 底質粘泥で雲り甚だしく、満潮になれば尚濁る事 想像される。 Terutau 周辺は、従来の資料によれば有望と思 れたが、底質と汐流からみて、白蝶貝の棲息地と 考えられない。
3/24	45	1	S. of Koh LIANG $1\frac{1}{5}$ miles 風と汐が逆方向で潜水容易でない。所々に生成物 り、底質よりみて、白蝶貝棲息可能地と思われる 発見出来ず あきく貝、にし、くるま貝、Pinctada SP.さん いとまき貝採取 朝夕の NE への汐速くなり汐の濁りが顕著となる
24	46	2	Sw, of KOH LIANG $\frac{5}{4}$ miles 泥多く白蝶貝棲息地とは考えられない タイ側調査員 Paisal を潜水指導するも (水深10 3m 余りの潜水で耳痛く打切り浮上する
24	47	3	NW of KOH LIANG $3\frac{2}{5}$ miles 濁り多く視界0で潜水不能
22	48	4	SE of KOH ROK-NAI $1\frac{4}{5}$ miles 底質泥ばかりで生成物なし。

月日	延 番 号	番 号	備 考
5/24	49	5	<p>wast of Koh Rok-Nai <math>\frac{1}{8}</math> miles</p> <p>島の磯, 5m~10m沖を潜水する。岩, サビ, 砂と変化あり視界がよく, 白蝶貝棲息可能地と思われるが, 生成物, 白蝶貝発見出来ず。</p> <p>魚類が多く, 近くでタイ国へ漁船が操業中。</p> 
24	50	6	<p>w.of.KOH, ROK-Nai <math>\frac{1}{7}</math> miles</p> <p>砂, サビ, 岩等あり, 従つて視界良好である。浪打ちぎわでチャウナムが夜光貝の採取を行つている。</p> 
24	51	7	<p>S of KOH LANTA HYAI 2miles</p> <p>泥深く濁りあり視界不良, 白蝶貝の棲息地に不適。</p>
5/25	52	1	<p>Se.of.KOH-PHI-PHI-DON <math>\frac{1}{2}</math> miles</p> <p>3月21日 No.28, No.29の潜水場所であり貝の棲息場所であるが分布が粗で密集場所を発見できず老貝で若貝, 稚貝及附着物がない採取貝に, かに, ひとでの幼虫附着</p>
25	53	2	<p>SE of PHI-PHI-DON 2 miles</p> <p>島より沖に出ると泥深くなり, 白蝶貝の漁場でなくなる。従つて PHI-PHI-DON 附近の白蝶貝漁場は, 非常に狭いものと考えられる。</p>
25	54	3	<p>場所を陸地寄りにかへると底質が砂となり, 生成物もありその間に白蝶貝が棲息している。</p> <p>採取貝は, 老貝(7~8年)1ヶ3kg近くある。</p> <p>この点からも, 漁場としては, 価値が少ないと思われる。</p>

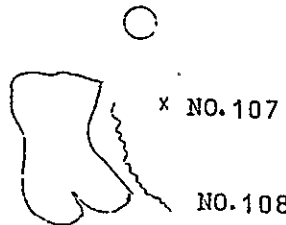
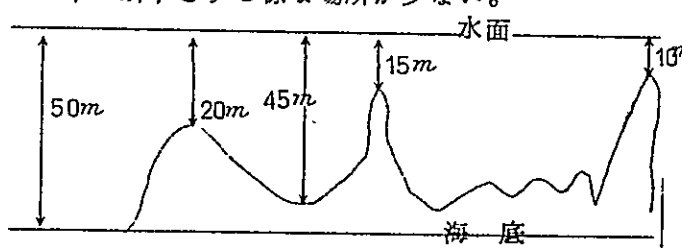
月日	延番号	番号	備考
3/25	55	4	<p>East of KOH-PHI-PHI-DON <math>\frac{1}{2}</math> miles</p> <p>海藻類, 生成物多く白蝶貝棲息地と考えられる。貝の密集な場所発見出来ず3ヶの中2ヶは大型貝で虫喰い, きず多く7~8年貝で, 1ヶは成貝でのびが良く貝質もよい。貝の密度薄く, 若貝, 稚貝のないことは漁場としての価値は低い。</p> <p>海松, サンゴ, かぶとがに, やつて, おにがい, しやみせん草その他生物も棲息している。</p>
25	56	5	<p>SE, of KOH PHI-PHI-DON <math>\frac{1}{5}</math> miles</p> <p>沖合へ出ると泥多くなり又視界悪くなり漁場価値なくなる。</p> <p>白蝶貝の棲息場所が極めて狭い</p> 
25	57	6	<p>East of KOH, PHI-PHI-DON 1 miles</p> <p>この漁場は南西にのび幅がないので場所をはずれると全然貝がない。</p>
25	58	7	<p>East of KOH, PHI-PHI-LE <math>\frac{1}{2}</math> miles</p> <p>場所をかえ沖合の小島の近くを潜水すれど今までの場所と違って泥多く生成物, 其の他棲息物見当らず</p>
25	59	8	<p>SW of KOH, PHI-PHI-DON 6 miles</p> <p>カキ1ヶ採取</p>
25	60	9	<p>SW of KOH, KAI <math>\frac{1}{4}</math> miles</p> <p>砂多く生成物見えず, 白蝶貝の棲息適地なし</p>
4/1	61	1	<p>NW of Lam-Kor-Khang 6 miles</p> <p>底汐が比較的に冷い。ドロ砂に所々岩あり, 白蝶貝棲息可能と思われるが生成物なし。海蛇を見る。</p>
1	62	2	<p>Nw of Lem Ao Kham <math>7\frac{1}{2}</math> miles</p> <p>泥多く又オリがあり視界極めて悪く潜水不能。</p>
1	63	3	<p>沖へ出ても泥地で白蝶貝棲息適地なし。</p> <p>上汐がよくすむ。</p>

月日	延番号	番号	備考
4/1	64	5	west of Lam Hua Kwang Yai 9 miles 泥に砂が混入した場所だが軟泥で白蝶貝棲息適地発見できず。
1	65	6	W.of Lam Hua-Kwam Yai 6~5 miles 上汐と底汐との差が多く(2.0 程度は差あり)潜水病の注意が必要。 この付近は泥場所です。殆ど生成物、魚類の棲息を見ず。
1	66	7	west of Lam-Hua Kwang Yai 4miles 多少の生成物があるが白蝶貝発見出来ず。
1	67	8	West of Lam Hua-Kwang Nai 4miles 白蝶貝、棲息適地なし。生成物なし。
1	68	9	West of Lam Hua - Kwang Nai 8miles 第1回調査採貝場所附近(3/18, 4610)であるが水深、底質から見て前回の場所と異なる様に思はれる
1	69	10	SW.of KOH PRA-TANG 8 miles 15 <sup>h</sup> 34 潜水せるもコンプレッサー海水ポンプ故障となり15-39浮上 約40分修理後16 <sup>h</sup> 20~潜水する。 底質泥砂~砂~砂ドロとなり多少変化するが生成物白蝶貝発見出来ず。
4/2	70	1	NW of Lam Hua Kwang Noi 6'miles 底質砂のため視界よい。 白蝶貝漁場とは認められない。
2	71	2	West of KOH PRA-TANG 4 <sup>1</sup> / <sub>4</sub> miles 貝殻砂の場所も所々あり視界はよい。 白蝶貝漁場と認められない。
2	72	3	West of KOH PRA-TANG 7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> miles 堅い砂ドロで所々生成物、岩あるが白蝶貝発見出来ず。
2	73	4	泥地場所であつたがボツンと1ヶあり、死貝となる一歩前の貝で10年貝と思われる。 附近、詳細に探したが白蝶貝棲息なし。
2	74	5	West KOH RAT 9 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> miles 生成物、さんご礁なく、白蝶貝漁場とは認められない。
2	75	6	NW of Lam Fox-Nose (KOH RAH) 10 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> miles

月 日	延 番 号	番 号	備 考
4/2	76	6	E. of RiChelien KOck 4miles 汐流依然として弱く又海況穏なるが貝のある場所発見出来ず。
3	77	1	Mrチュワリットの指図により川口で潜水するも河の影響で濁り多い 底質から判断して、白蝶貝の棲息は可能と思われる。が発見出来ず。 Sant 水産局次長, ラノン水産課長, 電信課長, 魚市場部長チュワリット, 児玉オブザーバー乗船
3	78	2	S. of KOH, Ra 1 $\frac{3}{5}$ miles Mrチュワリット, の指定場所なるも底質悪く濁りのため視界見えず, 白蝶貝漁場とは考えられない
3	79	3	S of KOH, Chang 1 $\frac{1}{5}$ miles Mrチュワリットの指定する場所なれども白蝶貝の発見出来ず haulit の使用するチャオナム2名乗せ, 場所を指定させて, 潜水したが泥深く濁つて視界0。底質から判断して, 白蝶貝棲息地とは考えられない。潜水場所が指定場所を少しずれたと称していたがもしその通りとすれば漁場は極めて狭いと考えられる。
3	80	4	S. of KOH Chang 1 $\frac{1}{4}$ miles チャナムの指定個所を潜水したが海底濁つて見えず。白蝶貝漁場とは考えられない。同時に潜水したチャナムも採出来なかつた。 チュワリットの資料によると70te 余り採取したこになつていたのでRanong, 地区を期待していたが現在までの所, 白蝶貝の漁場は発見出来ない。 チュワリット, チャナムの経験によれば, 岸近くの浅い所白蝶貝の若貝が生棲し, 水深20m 以上となると老貝のみとのことであるが, ビルマ地区では, 30m以上の所に白蝶貝漁場が存在している。
3	81	5	NW of KOH PIAM 3 $\frac{1}{4}$ miles 島の近辺10m~20m 附近を潜水。浅い所は貝殻砂沖へ出ると泥で濁りあり白蝶貝棲息不適となる。 まべ貝一採取。
4/4	82	1	Sw of KOH-KAN 1 $\frac{4}{5}$ miles 白蝶貝棲息適地と思われる場所存在するが生成物貝類の棲息がみられない。
4	83	2	West of The northern Part of KOH-harg 1 $\frac{1}{2}$ miles KOH-haugの陸岸(磯)10m~20m 線を潜水したが潜水時は岩, 貝殻砂で白蝶貝棲息適地と思われたが範囲が狭く底質泥の部分が多い。

月日	延番号	番号	備考
4/4	84	3	West of KOH Chang $2\frac{1}{2}$ miles 沖へ出るに従い底質軟泥で視界も悪い。 goh changより West 3~4 境界線を航行するも、定置網の棒が立っておりこの附近一帯の底質は泥と推定される。海水の色悪し。
4	85	4	West of northern-Part of Koh-Piam $2\frac{1}{2}$ miles 生成物，魚類等棲息しない。
4	86	5	W.of.KOH Piam $\frac{5}{2}$ miles 3月4日，ラノンから用船してこの附近を調査したときは養殖筏が設置してあつたが，今回は見当たらない。
4	87	6	W of KOH, Piam $\frac{1}{2}$ miles すねまで入る深い泥で視界全く不良で附近一帯に沙色悪い 旧，11日で一番小汐で汐の澄む時であるがこの様子では大汐になれば尚濁りがひどくなると想像される。 一般的に想像したより汐流の変化がない。生物の少い一つの原因と思われる。
4	88	7	N.of Koh hong Piam 4miles 泥深く，白蝶貝の棲息地と考えられない。 チュフリットの資料によれば1960年20 <sup>t</sup> , 240HPの採貝船一隻で77 <sup>t</sup> 採貝したとのことであるが現在迄の調査点の底質は概して軟泥であり白蝶貝棲息地とは考えられない。
4	89	8	N.of KOH-Chang Piam $\frac{3}{5}$ miles 海底視界前回と変らず。
4	90	9	S of.KOH, -Chang Piam $\frac{1}{4}$ miles 前回場所と変りなし。
4	91	10	S of KOH, Chang Piam この附近一般に視界底質は悪く，白蝶貝の棲息場所とは考えられない。
4	92	11	N, of KOH Kam- Hyai $\frac{1}{2}$ miles
4	93	12	S, KOH Kam Hyai $\frac{1}{4}$ miles 潜水中砂地—泥—砂地と底質が変化している。 全般的にいつて小汐の割に視界悪く，白蝶貝，棲息場所の発見に至らなかつた。

月日	延番号	番号	備考
4/5	94	1	W KOH KAM YAI 4miles 砂に所々泥がかぶつている 島の近辺は海水変色し濁りあるも沖へ出ると視界が良くなる。
5	95	2	NW of KOH KAM HYAI $5\frac{1}{2}$ miles 前回調査地点と同じ
5	96	3	W of KOH KAM HYAI 8miles
5	97	4	W KOH KAM HYAI 9 miles 砂地のため視界はよい。白蝶貝棲息適地とは認められない。
5	98	5	SW KOH KAN HYAI 8miles 前調査地点と同じ。
5	99	6	NW of the Northern Part of KOHRAN $8\frac{1}{2}$ miles 砂地ばかりで生成物なく、さんご礁、岩盤がない
5	100	7	砂地で視界はよい。生物の棲息なし。
5	101	8	北 KOH RAN $\frac{5}{2}$ miles 全般に赤砂で生物なし。
5	102	9	北 KOH Ran $\frac{1}{4}$ miles この付近はチュワリットが必ず白蝶貝の採取、可能の場所だと指定地点にあるが、赤砂ばかりで貝の棲息場所とは考えられない。
5	103	10	底質が岩～砂で視界がよく船上よりも海底が見える 水深が浅いのでタイ側乗組員 Mongkol を潜水指導する。
5	104	11	E KOH Ram 1 miles 熔岩のとけた様な小石(ゴロゴロ場所)が多く所々砂地あり。 MONGKOL 二回目潜水指導(5分)
5	105	12	E KOH RAH $1\frac{1}{5}$ miles チュワリットの指定した地点を数回潜水したが白蝶貝発見出来ず。湾内深く入れば泥多く視界0で貝の棲息適地はない。
5	106	13	更に湾内深く入って潜水する。海色変色し視界悪く 白蝶貝の棲息場所とは考えられない。 16h-10'調査打切りタイ側への潜水技術指導を行う。

月日	延番号	番号	備考
4/6	107	1	NE KOH Sindara 1 miles 風と汐の方向逆の為潜水困難。 視界は極めてよい。
6	108	2	H KOH Sindara 1/5 miles 底質から判断すれば、白蝶貝棲息適地と考えられるが、生成物さんご礁なく、貝類の棲息なし 
6	109	3	海底起伏多く、所々岩があり潜水要注意。 Pomaentidae, Scaridae 等採取。
6	110	4	W. KOH Sindara 3/5 miles 100m位沖へ出れば水深50m以上となり、磯の近くでない潜水可能地点なし ヘルメット貝(カブト貝) 2ヶ Cassididae Pecten 採取
6	111	5	S,W KOH Sindara 1 miles この附近の海面は魚探測定によれば海底の起伏甚だしく岩が林立し潜水危険であり、潜水したが足場(平らな、か所)とする様な場所が少ない。 
6	112	6	EAST KOH TASAI 1/5 miles 島の周辺を一廻りしたが海底の起伏と200m位、沖なら50m以上の深海で潜水地適地なし 陸岸より20m~50m位の所を潜水したが白砂、サビ、岩で、生物なし。
4/7	113	1	East KOH, Smilan 1/5 miles 所々サビ、岩、砂等多く潜水にはパイプをひっかけないよう注意を要する。 大型魚類散見。



月日	延番号	番号	備考
4/7	114	2	NE KOH MIANG $\frac{1}{4}$ miles 岩〜サビ〜砂, 又起伏激しく, バイブ, ライフライン等に, 注意を要する。 黒蝶貝2ヶ採(内1枚死貝)採取。 ヘルメット貝1ヶ採取。
7	115	3	SE KOH PAYAN $\frac{1}{4}$ miles 視界極めてよいが潜水可能地点は極めて狭い。

(Form 7)

月日	位 置	漁区番号	生死別	殻 高	殻 長	殻 巾	溝の深さ	直珠屈経	殻 重 Kg	附着稚貝	金ぶちの有無	備 考
3/18	8~47 98~07	く~ 2		2.3.0cm	2.2.0cm	5.0cm	2.0	1.6.5cm	2.2	0	S	♀ 7年貝
"	8~48 98~07	く~ 2		2.5.0	2.3.0	5.5	2.0	2.0.0	2.8	0		6~7年貝
"	"	"		2.4.0	2.4.0	5.8	2.0	1.8.5	3.0	0		"
3/21	7~42 98~46	な~10		2.9.0	2.9.0	7.0	2.0	2.6.0	2.5	0		♀ 8年貝
"	"	"		3.2.0	3.0.0	8.5	2.2	2.8.0	2.8	0		♂ 10年貝
"	"	"	D	(1.8.0)	(1.6.0)	6.5	1.0		2.0	0		
"	7~43 98~47	"		2.8.0	2.2.0	7.0	2.5	2.1.0	2.2	0		♂ 8年貝
3/25	7~42 98~47	な~10		2.7.0	2.5.0	7.0	2.5	2.1.0	1.8	0		♀ 7年貝
"	"	"		2.8.0	2.6.0	7.5	2.5	2.2.0	2.2	0		♀ 7~8年貝
"	"	"		2.7.5	2.5.0	7.0	2.0	2.1.0	2.2	0		♀ 7~8年貝
"	"	"		2.4.0	2.4.0	6.0	1.5	1.8.0	1.1	0		♂ 2~3年貝
"	7~43 98~48	"		2.2.0	2.3.0	5.5	1.4	1.7.0	0.8	0		♂ 2~3年貝
"	"	"		2.5.0	2.5.0	6.5	2.2	2.0.0	2.1	0		♀ 7~8年貝
"	"	"		2.5.0	2.5.0	6.5	2.0	2.0.0	1.9	0		♀ 7~8年貝
4/2	9~12 98~50	な~ 2		2.5.0	2.5.0	7.0	2.0	1.8.0	1.5	0		♀ 7~8年貝

## G 調査の結論

### (1) 一般的結論

- a 本調査により、印度洋沿岸において白蝶貝の棲息を認められた。(
- b 潜水地点115ヶ所(試験操業を加えると117ヶ所)に対し、採貝数量15で、全部老貝であつた。
- c 一般的に潮流の動きが少なく、海底が泥の場合が多い。
- d 海底にバンクが少なく、海底に凸凹がある場合は、凸凹が極端である。
- e 島の周辺は、急に深くなり、潜水可能箇所が少ない。これはブケから南へ行くに従つてだしい。
- f 海藻、生成物、他の貝類、海蛇等も一般的に少ないように思われた。

以上、今回の調査の範囲では、資源的に有望な白蝶貝漁場は発見できなかつた。然し、これから印度洋沿岸には企業的に真珠養殖の可能な資源量を有する白蝶貝漁場がないと結論を下せないのであつて、この点に更に調査の結果を待たざるを得ない。

更に本調査から得られた印度洋沿岸の白蝶貝漁場としての概念を図示してみると次のようになる。

なお、白蝶貝<sup>た</sup>資源量の推定については、採取<sup>た</sup>試料も少なく、本調査からは不可能である。

### (2) 印度洋沿岸における白蝶貝養殖適地について。

下記の通り場所は、養殖場として利用出来ると思われる。

- a ビビドン及びビビレイ島の中間海域
- b ブケ島最南端にあるアウ島周辺海域
- c ビアン島

但し、雨季は東側に、乾季は西側に夫々轉移せねばならない。(第8表ラノンの気象<sup>気象</sup>及び第11表ラノン、ブケット、トラングの雨量参照。)従つて大規模の養殖の場合多く<sup>多</sup>労力が必要となる。

- a シンダラタイ及びシンダラスア島の中間及び東側

## 印 度 沿 岸 の 気 象 条 件

ラノン、ブケ、トラングの気象条件は、それぞれ第8表、第9表、第10表、第11表のとおりである。

第8表 ラノン気象条件(1956~1958)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温 (℃)												
平 均	25.7	26.9	28.0	28.6	27.6	26.7	26.5	26.2	26.2	26.1	25.9	25.3
最 高	33.8	35.9	36.1	36.0	34.3	32.5	32.1	31.9	31.6	32.4	32.5	32.5
最 低	16.1	17.9	19.4	21.9	21.8	21.9	21.7	21.3	21.5	21.2	17.7	16.5
温 度 (%)												
平 均	79.5	75.1	75.6	80.1	87.2	89.3	89.4	86.9	90.9	90.4	83.4	79.7
最 高	98.7	97.7	98.0	99.0	99.3	99.7	99.7	100.0	100.0	99.7	99.3	99.3
最 低	47.0	43.0	40.0	47.3	60.7	66.0	65.0	66.7	69.7	65.7	55.7	52.7
風 向 (1950~1954)												
北	0.5	2.2	2.6	2.1	0.9	1.1	1.2	0.5	0.7	1.7	0.8	1.3
北 東	16.4	13.5	12.3	9.5	5.9	1.5	1.9	1.2	0.8	5.4	16.5	23.1
東	47.7	41.8	44.5	31.9	10.7	4.8	3.0	1.0	2.4	11.9	33.6	57.4
南 東	1.3	2.6	1.7	0.5	0.7	1.2	-	-	0.1	0.3	0.5	-
南	2.1	3.0	3.2	1.6	7.2	13.7	2.7	4.3	4.0	4.4	4.5	0.5
南 西	1.3	3.3	4.8	5.3	9.6	14.8	24.9	25.3	20.3	13.9	3.5	0.4
西	0.9	2.3	9.2	19.9	27.0	36.8	35.7	40.8	36.1	16.1	4.8	0.3
北 西	0.5	3.2	3.2	8.1	8.8	3.3	4.7	3.0	3.5	1.7	0.8	-
無 風	29.3	28.8	18.6	22.0	29.3	22.8	25.9	24.0	32.1	44.7	34.9	17.0
平均速度 (Km/Hr)	8.0	7.4	8.5	7.4	7.4	11.4	10.0	13.6	8.0	4.6	5.8	11.4
平均最高速度 ( " )	37.7	29.8	28.0	33.5	35.3	30.8	46.3	53.2	39.7	31.5	29.8	33.5

第9表 プケットの気象条件(1956~1958)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温 (°C)												
平 均	27.3	28.1	28.8	28.9	28.2	27.8	27.6	37.4	27.2	27.1	27.2	27.2
最 高	32.7	33.9	34.7	34.6	34.1	33.5	32.8	32.7	32.5	32.2	32.7	32.2
最 低	19.5	21.1	22.1	22.2	22.7	22.5	22.7	22.4	22.6	22.7	21.3	21.5
温 度 (%)												
平 均	72.1	69.2	71.4	77.3	83.1	80.6	81.7	81.2	84.5	85.4	80.2	77.9
最 高	97.7	96.3	97.3	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.7	98.0	98.7	98.0
最 低	46.3	40.3	45.0	47.3	51.7	53.7	58.0	49.3	60.0	59.7	50.3	48.7
%風 向 (1950~1954)												
北	0.5	0.9	0.8	1.5	-	-	-	-	-	0.1	1.1	2.1
北 東	24.5	16.5	12.3	5.6	0.4	0.4	-	-	0.1	1.8	12.8	14.7
東	49.9	49.8	47.5	24.5	4.4	1.3	1.7	0.4	0.1	12.8	27.9	60.9
南 東	2.8	3.3	1.5	0.3	0.5	0.3	0.9	0.1	0.1	0.9	0.7	-
南	0.5	0.6	1.0	2.3	1.0	2.1	0.5	0.3	0.3	0.4	0.5	-
南 西	0.3	0.3	0.4	1.1	4.1	5.5	2.3	5.0	14.4	4.3	0.3	-
西	0.5	3.8	5.4	20.7	42.8	58.8	62.3	71.2	55.3	36.9	11.5	0.1
北 西	3.5	3.5	5.7	7.6	2.1	0.8	0.9	-	0.5	1.5	2.7	0.5
無 風	17.4	21.4	25.4	36.5	44.7	30.8	31.4	23.0	29.1	41.3	42.7	21.4
平均速度 (Km/Hr)	6.8	5.2	4.6	3.5	3.0	5.2	4.6	7.4	5.2	3.5	2.7	6.1
平均最高速度 ( " )	29.8	24.0	29.8	37.7	28.0	37.7	50.8	50.8	50.8	28.0	24.0	28.0

第10表 トラシグの気象条件(1956~1958)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温 (℃)												
平 均	26.9	28.2	29.3	29.2	27.8	27.5	27.6	26.8	26.7	26.7	26.3	26.3
最 高	36.4	38.0	38.2	38.1	35.2	34.3	34.2	33.4	33.6	33.3	32.9	33.6
最 低	17.8	19.0	19.9	21.2	22.6	21.7	21.8	21.2	21.3	21.3	19.1	18.2
温 度 (%)												
平 均	81.1	77.5	77.7	82.2	87.3	87.8	88.0	88.9	90.2	90.9	87.8	84.5
最 高	99.7	99.7	99.7	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7
最 低	43.3	40.7	34.0	42.0	52.7	58.7	56.3	60.3	61.0	64.0	55.7	50.3
% 風 定 (1950~1954)												
北	8.4	3.4	1.2	0.5	0.8	0.3	-	0.3	0.4	0.7	2.0	4.3
北 東	34.2	24.1	13.2	6.0	1.2	0.3	0.5	-	0.1	3.4	17.3	49.7
東	9.3	12.9	14.3	4.8	1.4	0.1	0.7	0.3	0.9	7.0	12.1	8.1
南 東	1.4	0.7	2.8	1.5	0.6	-	-	-	-	-	0.3	2.5
南	0.8	5.4	8.6	7.2	2.6	3.7	3.5	3.7	2.7	3.9	2.0	0.5
南 西	0.5	2.0	4.0	15.6	21.0	22.3	19.4	14.1	12.0	14.2	5.5	0.4
西	-	1.7	1.6	4.9	11.7	16.7	17.0	32.0	23.2	14.7	2.4	0.1
北 西	0.1	-	-	0.1	1.0	0.4	0.5	0.1	-	0.8	0.5	0.1
無 風	45.3	49.8	54.3	59.3	59.6	56.3	58.5	49.6	52.3	55.5	57.9	34.3
平均速度 (Km/Hr)	7.4	5.2	4.6	3.5	3.5	5.2	5.2	6.4	5.2	4.0	3.0	6.8
平均最高速度 ( " )	41.8	37.7	44.0	44.0	46.3	50.8	58.0	55.5	53.2	41.8	33.5	41.8

第11表 ラノン、ブケツト、トラングの雨量

	ラ ノ ン	ブ ケ ッ ト	ト ラ ン グ
1 月	240	136	226
2 月	738	224	204
3 月	837	289	211
4 月	1,242	302	267
5 月	749	277	268
6 月	1,284	307	256
7 月	386	387	317
8 月	270	314	288
9 月	100	63	78
10 月	15	56	93
11 月	15	11	21
12 月	15	52	47
年 計	5,891	2,418	2,276

注 1932-33~1933-37の5ケ年平均

## タイ国の漁業制度について

参考にタイ国漁業法と、白蝶貝採取禁止の告示を示すと次のとおりである。



仏曆 2490年 漁業法  
国王 Phumipholadulyadej の名において  
The Council of Regency

Rangsit Kromakhun chainath Uarendhr  
Phye Wanawarajsewt

仏曆 2490年(現治世2年目)1月31日制定

漁業に関する法律の公布が適当と考えられるので、  
国王陛下は議会の助言と同意により、以下の通りこの法律を制定する。

第1条～ この法律は仏曆2490漁業法という。

第2条～ この法律は官報発行日の90日経過後発効する。

第3条～ 以下を廃止する。

- (1) R.S. 120 漁業税法
- (2) R.S. 120 漁業税改正法
- (3) R.S. 120 漁業税法を修正する告知
- (4) R.S. 120 漁業税改正法
- (5) 仏曆 2472 漁業税改正法
- (6) R.S. 120 漁業税法を修正する 仏曆2477法
- (7) 仏曆 2479 漁業税法(166)
- (8) 仏曆 2481 漁業税法(167)
- (9) R.S. 120 漁業税法に基づき漁業税を徴収するための手続き並びに税金に関する省規則、既にこの法律に規定されているか、この法律の規定に矛盾しない限りの総ての法律・条令及び規則。

第4条～ この法律で、

- (1) 水産動物とは魚類・亀類(tortoises turtles)・海老類(shrimps and lubsters)・蟹類(crabs, horseshoe crabs)・両棲類全種及びすべて上記水産動物の卵。あらゆる種類の哺乳類・同類及び真珠母貝を含むあらゆる種類の軟体動物、あらゆる種類のナマコ・海綿又は海藻類。その他法令に列挙する水中に生息するあらゆる動物及びあらゆる水生植物を含む。

- (2) 漁撈( To fish )とは漁具( Gear or gears )を使用するか若しくはその他すべての手段により、漁場( fishing site )で、水産動物を捕え、わなにかけ、おびき寄せ、傷を与え、殺し若しくは逃げないようにこつておくこと、をいう。
- (3) 漁具( Fishing gears )とは、漁撈に使用されるあらゆる種類の機械・設備・付属品・部品・武器・棒類( poles )・杭類( stakes )又は船舶をいう。
- (4) 船舶( Vessels )とは、あらゆる種類の水上輸送機をいう。
- (5) 漁場( Fishing site )とは、公有地に所属する海・河・運河・クリーク・沼沢・池及び磯等静水或いは流水の存在する場所のすべて、但し公有地に属しようが私有地であろうが洪水シーズン中浸水した森・土地のすべてを含む。又シヤム領土の水域内或いは現地の法律・慣習及び慣例・国際法・条約又はその他に基づき定義された区域( area or areas )で、現在或いは将来シヤムの漁業権利下の水域の総ての海・河等の場をいう。
- (6) かんせい池( Trap pond )とは、省規則に規定する漁労目的で、水棲動物をおびき寄せるためのすべての場所をいう。
- (7) 養殖池( Culture pond )とは、省規則に規定する水棲動物を飼育するためのすべての場所をいう。
- (8) 許与書( Concession )とは、Changwad 監督官( Comissioner )が許与地内で漁労の資格を与えて落札人に交付する文書である。
- (9) 許可書( Permit )とは、ある者に免許地で水産動物を漁労し飼育する資格を与える担当官吏の発行する文書をいう。
- (10) 免許証( License )とは、ある者に漁労を目的として漁具を使用する資格を与える担当官吏の発行する文書をいう。
- (11) 許可を受けた者( Authorized person )とは、許与書( Concession )・許可書( Permit )を交付された者又はこの法律に基づいて、あらゆることを行う許可を得た者をいう。
- (12) 固定漁具( Fixed gear )とは、杭を沈めたり縛り付けたり、展張したり、曳引したり又は重畳で押下げられたりする方法或いはその他あらゆる方法での漁労に使用されている間、一地域に固定される漁具のすべてをいう。
- (13) 規定漁具( Prescribed gear )とは、名称・摘要又は使用方法が省規則に規定され

ている漁具のすべてをいう。

(14) 規定されていない漁具 (gear not under Prescription) とは、省規則中に規定漁具と規定されていない漁具のすべてをいう。

(15) 水産統計 (Fishery statistics) とは、水産動物製品、水産動物の販売及び水産動物の漁労並びに飼育に関係したあらゆる統計又は記述をいう。

(16) 担当官更 (Competent official) とは、Changwad 監督官 (Commissioner) 及び地方の Nai Amphur 水産官更及びこの法律に基づき行動するため大臣に任命された者をいう。

(17) 局長 (Director - General) とは、水産局長をいう。

(18) 大臣 (Minister) とは、この法律を管轄する大臣をいう。

第5条～ 農産大臣はこの法律を担当し、管理するものとし、官更を任命し、この法律の付表に規定する税金 (rate) の範囲内で税金 (duty) 及び公課 (fee) の額を定める省規則 (Ministerial Regulations)、この法律の施行上必要なその他事項に関する省規則を公布する権限を有する。上記省規則は官報に告示することにより効力を発するものとする。

## 第 1 章

### 漁場 (Fishing sites)

第6条～ 漁場 (fishing sites) はすべて4つの種ちゆうに分類される。即ち、

- (1) 保 存 地 (Preserve site)
- (2) 許 与 地 (Concession site)
- (3) 免 許 地 (Licensed site)
- (4) 公 地 (Public site)

第7条～ Changwad 当局は、大臣の承認を得て、保存地、許与地、又は免許地の如き管轄内の場所における漁場を告知によつて分類する権限を有する。

第1項の規定に基づき告知により分類されない漁場はすべて、公地と考える。

第8条～ 保存地とは、僧院又は聖地の境内に位置する場所、若しくはこの場所に隣接するか又は泊渠 (lock) ・せき・ほり・堤防の区域内に位置する場所、若しくは、水産動物を保護する目的上適切な場所、をいう。

第9条～ いかなる者も局長の許可なしに保有地内で水産物を漁獲し若しくは飼育すること

は違法である。

許可を受けた者 ( authorized person ) は局長の規定する条件に従うものとする。

第 10 条～ 許与地とは、水産動物を漁獲し若しくは飼育する資格を与える入札手段により独占権の付与に適切な場所をいう。

国有かんがい区域内にある場所、若しくは前述の如き場所の分類で米耕作に害を及ぼし、自由航行を妨害するような漁場はすべて、許与地とは認められない。

第 11 条～ 正当に許可を受けた者を除き、いかなる者も許与地内で水産動物を漁獲し若しくは飼育することは違法である。

許可を受けた者は局長の規定する条件に従うものとする。但し、家庭消費のみの目的で行われる許与地内の漁労は、許可される。但しそのような目的に使用する漁具は Changwad 当局が大臣の承認を得て告知する種類のものでなければならない。

第 12 条～ 免許地とは、水産動物の漁労並びに飼育が許可される漁場でかんせい池を含む。

第 13 条～ 正当に許可された者を除き、いかなる者も免許地内で水産動物を漁獲し若しくは飼育することはできない。

許可を受けた者は局長の規定する条件に従わなければならない。

第 14 条～ いかなる者も担当官吏の許可を受けずに公有地に所属する土地にかんせい池を掘り若しくは建造することは違法である。

かんせい池は、あらゆる保有地内の水産動物が害を受けない場合、私有地内で掘さく若しくは建造することができる。

第 15 条～ 安全航海の為省規則に規定する燈や標識を設置することは許可を受けた者の義務とする。

第 16 条～ 公地とは、すべての者が水産動物を漁獲しかつ飼育する権利を有する漁場をいう。

公地内で水産動物を漁獲し若しくは飼育する者はすべて、官報告知によつて大臣が規定する条件に従わなければならない。

第 17 条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに、保存地・許与地・免許地・公地であるクリーク又は沼沢地に何かを建造すること、若しくはそのような場所にハス・米・麻又は法令に列挙する殺類又は水産植物、を栽培することは違法である。

許可を受けた者は、大臣の規定する条件に従わなければならない。

第18条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに、漁労を目的として保有地・許与地・免許地・かんせい池又は公地であるクリーク又は沼沢地から排水すること、若しくは漁労を目的として上記漁場の水を濁れさせたり減量させたりすることは違法である。

第19条～ いかなる者も、漁場内の水産動物を麻ひさせ、水産動物に毒物を与え、若しくは水産動物に害を及ぼすいかなる物質も漁場に投入することは違法である。

第20条～ いかなる者も科学的目的で且つ大臣の許可ある場合を除き、漁場で爆発物を使用することは違法である。

許可を受けた者は、大臣の規定する条件に従わなければならない。

第21条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに、私有地でない漁場を現行条件から変更又は変化させることは違法である。

許可を受けた者は担当官吏の規定する条件に従わなければならない。

第22条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに或いは、農業を目的として私有地内で行う場合を除き、水産動物の自由交通を阻害するような方法で漁場内に堤防・かき・網漁具又はその他すべての漁具を設置し若しくは建造することは違法である。

許可を受けた者は、前述構築物を溯上下する水産動物の自由交通を容易にするため、魚梯又はその他付属品等装置の使用に關し、担当官吏の規定する条件に従わなければならない。

## 第 2 章

### 養殖池 ( Cultured pond )

第23条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに、公有地内に養殖池を掘り若しくは建造することは違法である。

許可を受けた者は、許可書 ( permit ) に規定する条件に従わなければならない。

第24条～ 養殖池での漁獲には許可は不要であり、またこの法律に基づく税金の対象とならない。

## 第 3 章

### 許可に対する登録と申請

第25条～ 大臣は、どこに住んでいようと、漁労の職業に従事する者、水産動物、或いは水産動物製品の売買に従事する者、或いは水産動物産業に従事する者すべてに対し、そのような

職業を有するものとして、この法律に基づいて規定される公課の支払いを義務づけるか若しくは免除することにより水産業に従事する以前に担当官から許可を得るよう命令する告知を公布する権限を有する。

第26条～ 大臣は、あらゆる場所であらゆる漁具を所持する所有主又は人に対して、漁具の所有を担当官吏に登録するよう命令する告知を公布する権限を有する。

第27条～ 政府目的或いは大臣が承認する公共の利益に必要と考えられる場合は何時でも、Changwad監督官は許可又は許与のすべてを取消することができる。そのような場合、許可又は許与の取消しを蒙つた者に対し、そのように取消された部分の税金について払い戻しがなされる。

第28条～ いかなる者も、免許がその者の氏名で交付されずかつこの法律に規定する税金を正当に支払わなければ、漁労の目的で如何なる前記漁具も使用することができない。

大臣は告知により、いかなる場所でもいかなる種類の漁具についての免許を得る必要条件を免除する権限を有する。

第29条～ 漁労の目的で甲のchangwad で使用するために許可を得ている前記漁具を高率のdutyを支払う必要がある乙のchangwadで使用しようとする人は誰でも、乙のchangwadで漁具を使用する以前に付加dutyを支払わなければならない。

第30条～ 免許地で漁労しよう并希望する者はすべて、この法律に従い許可を申請し税金を支払わなければならない。そのような許可のための入札に支払われる金額はこの法律に基づく税金であると見なされる。

大臣は告知により、いかなる者に対しても、個々に免許地の許可に対する税金の支払を免除する権限を有する。この場合許可は付与されたものと見なされる。

第31条～ いかなる者も、公地に定置漁具を設置し、固定し若しくは建造することは違法である。他の場所では同様にいかなる者も、担当官吏の許可なしに、前述と同様のことをなすことは違法である。

第32条～ 大臣、又はchangwad監督官は大臣の承認を得てその管轄権下にある場所の範囲内において告知により以下の権限を有する。

- (1) 漁場における使用を許可された漁具の大きさ・種類・数・付属品を含むあらゆる種類の漁具の面積及び開口部の大きさを決定すること。
- (2) 漁場におけるあらゆる種類の漁具の使用を無条件に禁止すること。
- (3) 一つの定置漁具から他の定置漁具に至る距離を決定すること。
- (4) 各種漁具の使用方法を決定すること。

(5) 魚類が放卵し，卵が 化するシーズンを規定し，かつ，そのようなシーズン中魚場における魚法と使用する魚具の種類を決定すること。

(6) 免許地内で魚獲を許可される水産動物の魚種・魚場及び最大魚獲量を決定すること。

(7) いかなる種類の水産動物でもその漁労を無条件に禁止すること。

第 3 3 条～ 許与書・許可書・免許書の譲渡，そのような文書すべての代用物の交付，及び魚具使用の資格を備えた者の名義に影響を及ぼす免許の裏書きに当つては，この法律に基づき手数料を支払わなければならない。

許可又は免許の満期前更新の申請がなされた場合，漁労を行い，その許可又は免許による魚具を使用することは，申請却下の通告を担当官吏が与えるまで，この法律に基づく不許可になつたとは見なされない。

第 3 4 条～ 大臣の承認を得て Changwad 当局が規定する区域内で漁労し若しくは前記魚具設置のためのすべての行為を行うことは，いかなる者にとつても違法である。

第 3 5 条～ 許可を受けた者は常に，漁労中許可文書 ( Concession document ) ，許可書又は免許書を携行しなければならない。かつそれらの場合により検査要求があれば，担当官吏に提示しなければならない。

第 3 6 条～ 場合により許可を受けた者が，この法律の規定に反し，許与書・許可書或いは免許書に規定する条件に違反し若しくは許与書・許可書或いは免許書に基づき支払うべき税金の支払いを行わない場合，担当官吏はそのような許与・許可或いは免許を取消することができる。

第 3 7 条～ 税金徴収が適当でないと考えられる時或いは場所においては，いつでも法令により免除通告がなされる。

第 3 8 条～ 大臣の承認により Changwad 当局は，許与・許可或いは免許について支払われる税金又は還付税 ( refund duty ) の支払の全部又は適当と思われる一部を免除し若しくは中止する権限を有する。

第 3 9 条～ 大臣の承認により Changwad 当局は適当と考える間，税金の支払期間を延長する権限を有する。

未払税金は年 1 割の利子が課せられる。

第 4 0 条～ 許可を受けた者が税金支払を履行しない場合，担当官吏は以下の手続きをとるものとする。

(1) 合理的と考えられる期間内に未払税金を支払うよう，書面又は広告により許可を受けた

者に通告する。

(2) 許可を受けた者が前項(1)に基づきとられた手続きに応じなかつた場合、担当官吏はその者に魚獲の禁止を命ずることができる。

(3) 許可を受けた者が寄託した財産を競売処分に付するか、若しくは、その者が保証人に対し未払税の請求を行なう。競売による収入金は未払税金及びそのような販売に生じた費用の支払に当てられ、残高があれば場合に より 許可を受けた者か、その保証人に支払われなければならない。

第41条～ 担当官吏は、許可を受けた者に対し未払税金と差押え並びに競売に生じた費用の充実に十分な財産のみを差押え、かつ競売に付する権限を有する。

第42条～ 第36条に基づき取消された許与・許可或いは免許について仕払われた税金は、還付されない。

第43条～ 許可の申請がなされ税金の支払いがなされる許可書の期間はすべて4月1日から3月31日までとする。

第44条～ 第43条の規定によりChangwad当局は大臣の承認を得て、税金を徴集するため、現地の条件に適合する魚期を告知で宣言する権限を有する。各魚期は、12カ月間の期間とし、かつ、許可申請書を提出し該当年の税金を支払う期間も同じとする。

第45条～ 定置魚具の設置場所の指示と検査のため担当官吏に出張を求めるときは、申請者は輸送手段を提供するか若しくはそれに要した実費及び必要経費を支払うか何れかを選んでしなければならない。

第46条～ 許与・許可或いは免許申請の却下決定に反対する告訴は利害関係者から大臣に提出することができる。そのような告訴は却下通知の受領日から30日以内に申請を却下した官吏に提出されなければならない。そのような告訴の提出とともに、当該官吏はそれを遅滞なく大臣に回送しなければならない。そして大臣の決定は最終的なものとする。

## 第 4 章

### 水 産 統 計

第47条～ 大臣は告知により、適当と判断するいかなる場所からも水産統計資料の収集を命令する権限を有する。

第48条～ 第47条に基づく告知の発行によつて局長は、水産動物に関連する職業に従事



するすべての者に対し水産動物についての実情と計数を示す報告書を提出することを要求できる。

第49条～ 局長の要求は、その職業を遂行する者・その支配人又は代表者に宛てた書面で行なわれその手続きとともに報告書の提出期日と場所を指定するものとする。

第50条～ 第48条に基づき要求が発せられた者は、自己の判断の最善を尽して、質問事項につき実情と計数を活字体で解答を書入れなければならない。かつ、自己の署名後それを期間内に定められた場所で要求書に記述する手続きに従い提出しなければならない。

第51条～ 政府の目的上必要な場合は何時でも、大臣に任命された担当官吏は、水産統計に関係する実情と計数を検査し収集する目的で日の出から日没に至る時間中に要求が発せられた者の営業所内に立ち入る権限を有する。

関係担当官吏に解答し便宜を与え援助を与えることは、要求が発せられた者又はその代表者の責務である。

## 第 5 章 管 理

第52条～ 大臣の承認により、Changwad当局は、告知によつて許可を受けた者以外のすべての者に対し、許可を受けた者又は担当官吏の許可がなければ、如何なる魚場へも立ち入ることを禁止する権限を有する。

第53条～ いかなる者も、法令に定める水産動物又はそのようなすべての水産動物の卵を傷つけ若しくは所持することは違法である。

第54条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに、法令に規定するすべての水産動物を国内に持ち込むことは、違法である。

第55条～ いかなる者も、担当官吏の許可無しに、法令に規定するすべての水産動物をいかなる魚場へも放流することは違法である。

第56条～ 担当官吏は、許可を受けた者の魚労・魚具・母煩・会計文書を検査する目的ですべての者の魚場又は魚船に四六時中立ち入る権限を有する。

許可を受けた者は、あらゆる点において担当官吏に解答を与えかつ便宜を与えるものとする。

第57条～ この法律に抵触する罪をおかしたと考えられるか若しくは当該罪がおかされたと疑うに足る理由が存在する場合、担当官吏は、法律に基づき処分するため、そのような者を

逮捕し、かつ、罪をおかす際使用した物品とともに捕えた水産動物を差押えてよい。

第58条～ Changwad 監督官は許可を受けた者に対し、この法律の規定に違反して魚場に設置した、或いは許可された許与或いは許可が満期になつた所屬魚具、構造物又はその他すべての附合わせ物を撤去するよう命令する権限を有する。

許可を受けた者は、これについての費用全部を負担する。

第59条～ この法律の規定に違反して、魚場に設置した魚具及び第58条に規定したその他すべての物品が正当な期間内に撤去されない場合は、担当官吏はそれを撤去する権限を有する。また、許可を受けた者或いはこの法律の規定に違反した者はこれに関する費用全部を負担するものとする。

第60条～ この法律に特に規定する場合を除き、この法律に基づき公布される告知は Amphur office 及びその地方の changwad の中央官庁に少なくとも30日間告示されなければならない。

## 第 6 章

### 罰 則

第61条～ 第11・14・15・16条、第2・23・31・34・52又は53項の規定に違反する者はすべて、100パート以下の罰金又は1カ月以下の禁錮又はその両者を課せられる。

第62条～ 第9・13・17から22まで・30・54又は55条の規定に違反する者はすべて、500パート以下の罰金又は6カ月以下の禁錮又はその両者を課せられる。

第63条～ 第25条又は第26条に基づき大臣の公布する告知に従わなかつた者はすべて100パート以下の罰金又は1カ月以下の禁錮又はその両者を課せられる。

第64条～ 第28条の要求する免許を有せず規定魚具を使用する者又は第29条に基づく附加税を支払わなかつた者はすべて、支払われるべき税金の3倍の罰金を課せられる。

第65条～ 第32条に基づき公布される大臣又はChangwad 監督官の告知に違反する者はすべて、1,000パート以下の罰金又は1年以下の禁錮又はその両者を課せられる。

第66条～ 第35条の規定に違反する許可を受けたすべての者は、50パート以下の罰金を課せられる。

第67条～ 第50・51又は56条の規定に従い果すべき責務を有する者でそのような責務

を果さないものはすべて、1,000パート以下の罰金を課せられる。

第68条～ 第58条により発せられたChangwad 監督官の命令に従わない者はすべて、500パート以下の罰金又は6カ月以下の禁錮又はその両者を課せられる。

第69条～ この法律に基づく反則を犯して、使用し又は採捕された船舶・漁具・水産動物又はその他の物品はすべて、裁判所が没収できる。

但し、犯罪が公地で行なわれた場合、裁判所は前述の如く反則を犯して、使用し又は採捕されたそのような物すべての没収を命令するものとする。

第70条～ 裁判所は第32条に基づいて総ての人に無条件にその使用を禁止した告知が公布されている漁場で、漁労のため使用された総ての漁具に対し没収を命令するものとする。

第71条～ この法律の違反者は、大臣の規定する規程に基づき通報者に2,000パート以下の報賞金と第59条に基づく処分に必要な費用とを支払わなければならない。違反者の有罪決定の場合、裁判所は違反者にそのような支払いを命令し、支払不履行の場合は刑法第18条に基づき支払金額が罰金であるような処分がとられる。

第72条～ 灯火・境界マーク・告知又は担当官更が漁場に設けるその他の物品を破かいし、撤去し若しくはそれらに害を与える者はすべて、1,000パート以下の罰金又は1年以下の禁錮又はその両者を課せられる。

#### 経 過 規 定

第73条～ 漁場の範ちゆうを定義するこの法律の発効前に告知が公布されているあらゆる場合当該告知はこの法律の施行日以降この法律第7条に基づき公布された告知であると見なす。

この法律の実施期日前に交付されたすべての許与書、許可書、免許書は、場合によりこの法律に基づき交付された許与書・許可書・免許書と見なし、かつ、それはその満期日まで有効とする。

海軍少将 T、Thamrongnawaswadi

閣僚会議議長

連署

表 1  
免 許 地 の 税 額

項 目	免 許 地	税 額
1. Deep water Poh	一用地につき	200.00 パート
2. Uan Rang	"	200.00 "
3. Shallow water Poh	"	150.00 "
4. Feuk Rang	"	150.00 "
5. Chip	"	150.00 "
6. Lee	"	150.00 "
7. Suk	"	150.00 "
8. Phong Phang	一区画につき	100.00 "
9. Ran Chone	一用地につき	100.00 "
10. Saiman fence	一区画につき	50.00 "
11. Kan Soo Saiman fence	"	50.00 "
12. Chorn Peek	一用地につき	50.00 "
13. Yor Peek	"	50.00 "
14. Bam	"	25.00 "
15. Yor Kan Chor	"	20.00 "
16. Chorn Kan Chor	"	20.00 "
17. Chantha	"	10.00 "
18. Kram	一平方米につき	1.00 "
19. Trap pond	"	.50 "
20. Shell fish culture pond	"	.05 "

表 2  
前記漁具の税額

項 目	漁具の記述	税 額
1. Yor Kan Chor, Chorn Kan Chor, Chorn Sanan and Chorn Hang Yeouw with lifting handle	一開口につき	20.00バー
2. Phong Phang bag	一袋につき	20.00 "
3. Bam bag	一開口につき	15.00 "
4. Haunted or Katra boat	一船につき	10.00 "
5. Long Hae 4 metres in length	一開口につき	10.00 "
6. Various Chorn with opening from 3.5 metres in width	"	10.00 "
7. Net Row from 40 metres in length	一ラインにつき	5.00 "
8. Various hais or uans	一米につき	5.00 "
9. Feuks or obstructions	"	1.00 "

表 3  
個人許可の税額

項 目	記 述	税 額
1. 免許地における規定されてない漁具 による漁労に対する個人許可	一人につき	15.00バー
2. かき Kapong 貝の許可採取	"	15.00 "
3. Thian 貝及び真珠母貝採取許可	"	15.00 "

表 4  
料 金 額

項 目	記 述	税 額
1. 水産動物，水産動物製品の売買及び水産動物産業に対する許可	一年につき	15000パート
2. 許与書の移転	一コピーにつき	2000 "
3. 許可書又は免許書の移転	"	2000 "
4. 免許書，許可書，許与書の再発行	"	1000 "
5. 水産業従事者に対する許可書	一年につき	1000 "
6. 漁具使用の名義人の追加，変更に対する免許書の裏書	うらがき毎に	500 "

農業省告示

白蝶貝 ( *avicula* sp ) 採取禁止に関する件

農業省は、白蝶貝 ( *avicula* sp ) が真珠養殖上有益な天然資源であり且つ他の種類の貝よりも極めて高価であるが、商品として製造するために、この貝を無統制のまま採取するものが甚だ多く、このためにこの白蝶貝の数量が急激に減少し、種苗の保護を行わなければ遂にはこの有益な貝の滅亡を来すことになると考え、農業省はこの種真珠貝が被害を蒙ることを防止するために水産局が科学調査を実施し、白蝶貝採取につき適当な管理を行うよう、許可制を実施するまで、暫時白蝶貝の採取を禁止すべきと考える。

農業大臣は、仏暦 2490 年漁業法第 32 条 ( 7 ) に基づき、科学調査のため水産局長より文書による許可を経て、白蝶貝 ( *avicula* sp ) 採取を行うものを除き、何人もラノン県、ブケット県、グラビ県、パンガー県、トラン県及びサトン県の湾内及びインド洋沿岸において白蝶貝 ( *avicula* sp ) の採取を行うことを絶対的に禁止する。

本告示は、公布 30 日後効力を発生するものとし、且つ本告示が実施された後は、ある種の体積及びある種類の海産貝の採取禁止につき規定した仏暦 2503 年 11 月 30 日付農業省告示は廃止するものとする。

仏暦 2505 年 12 月 4 日

農業大臣

スラチット チャルセーラニー

陸軍大将

